

第Ⅲ編 震災対策編

第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策

第1節 自助・共助による防災力の向上

《予防・事前対策》

第1 自助による予防対策の実施

【危機管理室、関係各課】

住民は地震災害に備え、日頃から以下の予防対策を実施するものとし、同時に市は必要な普及・啓発を行うものとする。

- 1 防災に関する学習
- 2 火災の予防
- 3 防災設備（消火器、住宅用火災警報器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等）の設置
- 4 非常持出品（救急セット、懐中電灯、ラジオ、非常食等）の準備
- 5 食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）
- 6 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- 7 ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修
- 8 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル（171）など）
- 9 和光市防災・防犯情報メールへの登録
- 10 自主防災組織への参加
- 11 県や市、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- 12 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（自治会の活動等）への参加
- 13 近隣の要配慮者への配慮
- 14 住宅の耐震化
- 15 地震保険への加入
- 16 家庭や地域での防災総点検の実施
- 17 その他、各自の状況に応じた備え

第2 自主防災組織の整備

【危機管理室】

1 自主防災組織設置の目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域市民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会を基本的な単位として自主防災組織を設置する。

2 活動内容

(1) 平常時

- ア 要配慮者を含めた地域市民のコミュニティの醸成
 - イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
 - ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
 - エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- (2) 災害時
- ア 初期消火の実施
 - イ 情報の収集・伝達の実施
 - ウ 被災者等の安否確認、救出・救護の実施及び協力
 - エ 集団避難の実施
 - オ 炊き出し及び救助物資の分配等、避難所の運営活動に対する協力
 - カ 避難行動要支援者の安全確保等

3 和光市自主防災組織活動事業費補助金の交付

自主防災組織の防災活動に対し、和光市自主防災組織活動事業費補助金を交付し、市民の自主的な防災活動の促進を図る。

《【資料 22】 和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱》

4 自主防災組織の整備

市は、次のとおり自主防災組織の指導及び育成を図り、自主防災組織を整備する。なお、1 組織に複数のリーダーを置くことを目指して自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するとともに、女性のリーダーの育成にも努める。

- (1) 自主防災組織の結成の促進
- (2) 自主防災組織の育成及び支援
- (3) 活動のための環境整備

第3 自衛消防組織の整備

【危機管理室】

1 自衛消防組織設置の目的

消防法第 8 条に基づき自衛消防組織を設置しなければならない事業所等では、従業員や利用者の安全を確保するとともに、地域の災害防止のため、的確な防災活動を行う。また、関係地域の自主防災組織とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与する。

2 活動内容

自衛消防組織を有する事業所等は、従業員や利用者の安全を確保するとともに、地域の災害防止のため、的確な防災活動を行う。また、関係地域の自主防災組織とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。その具体的な活動は、概ね次のとおりである。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策

- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力
- 3 和光市の支援内容

- (1) 事業所内の防災組織

市は、各事業所の自衛消防隊等を中心として、特に中小企業等における自主防災体制の確立を支援するとともに、事業所と協議の上、地域の防災組織として位置付けて、連携を図る。

- (2) 施設内の防災組織

市は、学校、病院及び市民文化センター等不特定多数の人が出入りする施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

- (3) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

市は、埼玉県南西部消防局と連携し、協力して危険物施設における予防規程及び防災組織の活動等に対し必要な助言、指導に努め、自主的な防災組織の充実を図る。また高圧ガスは、爆発性、可燃性及び毒性の特性があるため、災害時には、一般市民の援助は期待が困難であり、また、消防機関の活動にも限界がある。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関する助言、指導を行い、その育成強化を図る。

第4 民間防災組織の整備

【危機管理室】

防災活動を円滑に実施するため、女性防火クラブ等の民間防火組織の充実を図る。

第5 和光市消防団の整備

【危機管理室、関係各課】

- 1 和光市消防団の役割

「阪神・淡路大震災」においては、同時多発火災が発生した。この際、消防団、自主防災組織及び地域市民による初期消火活動で延焼を阻止する等、初期消火活動が火災被害を軽減する原動力となった。和光市消防団は、埼玉県南西部消防局と協力して地震火災に迅速に対応できる活動体制を整備する。

- 2 和光市消防団の組織

【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 震災-70】による。

- 3 活動内容

【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 震災-70】による。

第6 ボランティア等支援体制の整備

【和光市社会福祉協議会、関係各課】

- 1 方針

大規模な災害が発生した場合には、県及び市町村や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、市はボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急

活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進する。

2 埼玉県の支援体制

(1) 情報共有会議の設置

災害時に、県は、必要に応じて情報共有会議（構成：県、県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、NPO、彩の国会議等）を設置し、最新の被災地の状況や各自の支援活動、支援ニーズ等を積極的に共有し、地域のニーズに即した支援活動を行うものとする。

(2) 彩の国会議やNPOなどの団体のボランティアの調整

彩の国会議やNPOなどの団体からのボランティア活動の申入れについて、県災害ボランティア支援センターと連絡調整を行うとともに、必要とされる情報を「NPO情報ステーション」等にて提供する。

(3) 県災害ボランティア支援センターの設置

県災害ボランティア支援センターは、埼玉県社会福祉協議会に設置し、ボランティア団体などの協力の下に主体的に運営する。県は、災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されよう支援するとともに行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

(4) ボランティア活動の環境整備

県及び市町村は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

(5) 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

3 埼玉県における登録ボランティア

(1) 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

(3) 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。

(4) 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

4 和光市の支援体制の整備

(1) 災害ボランティアセンターの設置

市は、平常時から、和光市社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県和光支部等と連携を図り、災害時の協力体制の確立に努めるとともに、地震発生後にあっては、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置する。

「災害ボランティアセンター」は、和光市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、和光市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

(2) 公共的団体との協力体制の整備

ア 関係する公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

公共的団体とは次の団体をいう。

医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会及び婦人会等

イ 協力業務

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、相互の連絡を密にし災害時の協力が十分発揮できるよう体制を整備する。その際、あらかじめ公共的団体とそれぞれの所掌事務に関する協議をし、災害時における協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(ア) 異常現象、危険箇所等の発見時における関係機関に対する連絡

(イ) 災害時における広報等の協力

(ウ) 出火防止及び初期消火の協力

(エ) 避難誘導における協力

(オ) 避難所における救助等の協力

(カ) 被災者の救急救助業務における協力

(キ) 炊き出しにおける協力

(ク) 救助物資の調達配分における協力

(ケ) 被害状況の調査の協力

(3) ボランティア体制の今後の検討事項

市は、ボランティア活動内容をより効果的に実施するため、次の事項を検討する。

ア 和光市ボランティア登録制度

平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、災害時には、自主的・自発的に災害支援ボランティア活動を行う。

イ 災害ボランティア活動

災害時における、広範多岐にわたる防災活動業務についての協力を受ける。

災害ボランティアの活動内容については次のとおりである。

(ア) 一般作業：炊き出し、清掃及び救援物資の仕分け等

(イ) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳及び手話等

(ウ) ボランティアコーディネート業務

ウ 和光市ボランティアネットワークの構築

市は、県及びボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築する等、ボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

(4) マニュアルの活用

災害発生時におけるボランティア活動の概要について定めた和光市ボランティア活動マニュアルを活用する。

第7 地区防災計画の策定

【危機管理室】

地区防災計画とは、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画である。（災害対策基本法第42条）

市民及び市内に事業所を有する事業者は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。（災害対策基本法第42条の2）

市防災会議は、地区防災計画の提案があった場合、市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

《応急対策》

第1 自助による応急対策の実施

事前の備えに基づき、自らが災害対応にあたる。

- 1 適切な初期消火
- 2 避難時の電気ブレーカー遮断（通電火災の防止）、戸締まり、ガスの元栓の閉鎖
- 3 地域住民の共助による近隣の負傷者・避難行動要支援者の救出・救助
- 4 自主防災活動への参加、協力
- 5 避難場所での自主的な活動
- 6 避難所でのゆずりあい
- 7 市、県及び防災関係機関が実施する災害対応活動への協力
- 8 風評に乗らず、風評を広めない

第2 地域による応急対策の実施

【自主防災組織、和光市消防団】

事前の備えに基づき、地域における共助による災害対応を行う。

1 自主防災組織

- (1) 初期消火の実施
- (2) 情報の収集・伝達の実施
- (3) 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出・救護の実施
- (4) 道路啓開（緊急車両等が通行できるよう障害物を除去すること）
- (5) 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。）
- (6) 避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

2 消防団

- (1) 消火活動の実施（避難路確保のための消火等）
- (2) 救出活動の実施（負傷者に対する応急措置並びに搬送）
- (3) 避難誘導の実施（避難指示の伝達、市民の避難誘導）
- (4) 警戒活動の実施（通電火災への警戒等）

第3 地域の安全確保への協力

【本部室本部班、和光市消防団】

市は、消防団、自主防災組織と連携して、被災地や避難所、応急仮設住宅等での火災や盗難等を防止するため、必要に応じてパトロール等を行う。

なお、警察は、県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県警察災害警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置する。

朝霞警察署は、大規模地震発生時の警備活動を円滑に行うため、必要に応じて市や関係機関と連携する。その概ねの活動は次のとおりである。

- 1 災害情報の収集・伝達及び広報
- 2 警告及び避難誘導
- 3 人命の救助及び負傷者の救護
- 4 交通秩序の維持
- 5 犯罪の予防検挙
- 6 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）
- 7 漂流物等の処理
- 8 その他の治安維持に必要な措置

第4 事業所による応急対策の実施

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

なお、市は企業等が設置する自衛消防隊と連携し、被害の拡大防止に努めるものとする。

- 1 利用者（顧客）、従業員等の安全確保
- 2 被災者等の安否確認
- 3 救助隊との協力
- 4 救出・救護の実施
- 5 従業員等の帰宅行動の抑制

6 飲食物・物資等の提供

第5 ボランティアの応援受入

【総務部支援受付班、社会福祉協議会】

1 埼玉県のボランティア活動支援

(1) 構成機関

県災害ボランティア支援センターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、埼玉県社会福祉協議会が主体となっていく。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

(2) ボランティアの受入と活動支援

ア 地震発生後は、ボランティア活動に関する情報提供や活動拠点となる県災害ボランティア支援センターを設置する。

イ 県災害ボランティア支援センターの運営は、埼玉県社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体などの協力の下に行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等と連絡調整等を図る。

ウ 土砂災害等の二次災害の防止のため、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

エ 市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

2 和光市のボランティア活動

(1) ボランティア受入窓口の設置

支援受付班は、地震発生後直ちにボランティアの受入窓口を設置する。また、民間団体、ボランティア団体、企業等の協力を得て、派遣ボランティアの種別、人数の振り分け等被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。

(2) 災害支援ボランティア活動の例示

ア 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等

イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等

ウ ボランティアコーディネート業務

(3) 埼玉県へのボランティア派遣要請

ボランティアが不足する場合は、県ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

(4) ボランティア活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する。ボランティア活動拠点は、和光市総合福祉会館を予定する。

第2節 防災教育及び訓練

《予防・事前対策》

第1 防災教育

【危機管理室】

防災に従事する職員の防災知識の向上を図るとともに、市民に対し防災意識の高揚及び防災知識の向上に努める。また、学校教育の中にも防災教育を位置付け、系統だった防災教育を実施する。

1 職員に対する教育

災害発生時を想定し、市職員について以下の要領で防災教育を行う。

(1) 災害対応活動マニュアル等の配付

災害発生時の初動体制及び災害対策本部の各班の活動等に関する災害対応活動マニュアル等を職員に配付し、自己の配置及び行動等について周知徹底する。

(2) 現地訓練の実施

職員に対し、応急活動を想定した現地訓練を計画的に実施する。

(3) 研修の実施

職員に対し、和光市地域防災計画の概要、活動体制及び防災に関する研修会を実施し、その内容及び運用等を周知徹底する。また、県及び防災関係機関等が行う講習会、講演会及び演習・訓練に防災担当職員を参加させ、防災に関する知識・技術・技能を修得させる。

2 市民に対する教育及び広報

(1) 学校教育

児童・生徒の発達段階に従って、次の防災教育を学校教育の一環として行う。

ア 防災上の一般的な心得

イ 和光市における過去の災害の事例紹介

ウ 防災のあり方及び考え方

エ 避難等の防災に関する行動

オ 自主的な防災意識

(2) 社会教育

生涯学習課で行っている「おとどけ講座」を活用して、講演会・講習会等を随時実施し、防災知識の向上を図る。

3 研修会の開催及び防災知識の普及

(1) 研修会の開催

一般市民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、次の要領で、自主防災組織、自治会などを対象に防災に対する研修会などを、計画的に開催する。

ア 研修会の種類

(ア) 自主防災組織が行う研修会

(イ) 市の防災担当者が行う研修会

イ 研修会の内容

- (ア) 災害発生原因についての知識
- (イ) 市地域の災害に対する立地条件についての基礎知識
- (ウ) 予報・警報の種類
- (エ) 避難に関する行動
- (オ) 防災上の一般的な心得
- (カ) 和光市における過去の災害
- (キ) 防災の考え方
- (ク) 自主防災に関する活動

(2) 防災知識の普及

火災予防運動、防災の日等、防災に関係ある行事に関連づけて、次のような防災知識の普及活動を行う。

ア 広報「わこう」の活用

イ 立看板、懸垂幕及びポスター等の掲出

ウ ホームページの活用

エ 刊行物の配布

第2 防災訓練

【危機管理室】

防災に従事する職員の防災実務の習熟と実践能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて市民への防災思想の普及向上を図るために、防災訓練を実施する。

1 防災訓練計画の策定

市は、各防災機関等と連携して防災訓練計画を策定し、訓練の目的、内容及び開催時期を早期に示し、防災訓練が効率的に実施できるように努める。

2 和光市が実施する防災訓練

(1) 総合防災訓練

大地震発生を想定し、市及び防災関係機関が市民と一体となり、総合的な訓練を年に1回を基準に実施する。この訓練を行うことにより、各機関相互及び市民と緊密な協力体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚を図る。訓練内容は次のとおりである。

ア 非常招集訓練及び本部運用訓練等

- (ア) 職員の非常招集訓練
- (イ) 災害対策本部設置・運用訓練
- (ウ) 情報の収集・伝達訓練
- (エ) 災害現地調査訓練
- (オ) 自衛隊災害派遣要請訓練
- (カ) 広域応援要請訓練
- (キ) 現地訓練

イ 実働訓練

- (ア) 避難誘導訓練
- (イ) 避難所開設・運営訓練
- (ウ) 救護所開設・運営訓練
- (エ) 広報活動訓練
- (オ) 救護所開設・運営訓練
- (カ) 道路応急復旧訓練
- (キ) 自主防災組織等の活動支援訓練
- (ク) 交通規制訓練

(2) 災害救助訓練

市は、救助の円滑な遂行を図るため、消防訓練と併せて災害救助訓練を実施する。なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒及び収容者等の人命を保護するための避難訓練に重点をおいた訓練を実施するよう指導する。訓練内容は次のとおりである。

ア 図上訓練

イ 救助訓練

ウ 消火訓練

エ 避難誘導訓練

(3) 通信連絡訓練

市は、市内の通信施設をもった会社、工場、病院、学校等に対し、通信連絡のための訓練を実施するよう指導する。

災害時においては、情報伝達収集に必要な有線通信が不通又は利用困難な状況に陥ることが想定され、無線通信による情報伝達収集が必要かつ重要となってくる。

このため、防災行政無線による通信の要領、機器の操作習熟に努めるとともに、市民及び関係機関の連絡伝達訓練を実施する。訓練内容は次のとおりである。

ア 災害発生を想定して実施する本部と市の施設、学校及び防災関係機関との情報伝達訓練

イ 避難指示を想定して実施する本部と市の施設、学校及び防災関係機関との情報伝達訓練

(4) 職員非常招集訓練

職員に対し非常招集訓練を実施し、災害発生直後の即応体制を整備する。

(5) 小・中学校及び保育園等の防災訓練

小・中学校及び保育園等における防災訓練は、教育委員会及び保育施設課指導のもとに定期的に実施する。訓練に当たっては次の事項に留意する。

ア 震災に対して、沈着、冷静及び敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

イ 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制をつくる。

ウ 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

(6) 市民の防災訓練

Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策
第2節 防災教育及び訓練

市は、市民の防災活動能力の向上を図るため、埼玉県南西部消防局及び和光市消防団の協力のもと、自主防災組織・自治会等を単位とする防災訓練を支援する。訓練内容は次のとおりである。

- ア 初期消火訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 応急救護訓練
- エ 情報伝達訓練
- オ 給食活動訓練
- カ 給水活動訓練

3 防災訓練の検証

市は、防災訓練目的の達成度を検証するため、防災訓練の評価や課題を整理し、本計画及び災害対応活動マニュアル等に反映させる。

第3節 調査研究

地震による災害は、建物の倒壊、火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、研究機関及び県が実施する災害に関する調査研究の成果を収集するとともに、市においても、市の自然的条件、社会的条件及び災害危険度等を把握して、災害対策を総合的かつ効果的に推進する。

《予防・事前対策》

第1 防災対策に関する基礎的情報の整理

【危機管理室】

市の自然的条件及び社会的条件等の基礎的情報を整理し、県及び研究機関の実施する震災に関する調査研究資料と併せて活用するとともに、必要な更新を行う。

防災対策に関する基礎的情報は、次のとおりである。

区分	基礎的情報
自然条件	① ボーリング柱状図 ② 表層地質図 ③ 地形分類図等
社会的条件	① 建築物の用途、規模、構造等の現況 ② 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況 ③ ガソリンスタンド等危険物施設の現況 ④ 消防水利の現況等 ⑤ 避難行動要支援者の実態 ⑥ 市民の防災意識等

第2 防災アセスメント調査の見直し及び公表

【危機管理室】

市は、平成元年度、平成9年度、平成21年度及び平成26年度に防災アセスメント調査を実施している。今後、自然的条件及び社会的条件が大きく変化した際には、防災アセスメント調査の見直しを検討する。また、防災アセスメント調査の結果は、震災対策の立案、公共施設の耐震強化及び災害予防に関する市民への普及のための資料として活用する。

市の防災対策に関連して、防災アセスメント調査の結果について、防災マップ、広報「わこう」及びホームページ等を通じて、市民へ積極的に公表し、市民の防災意識の高揚を図る。

第3 災害対策活動に関する検討

【危機管理室】

本計画は、市域に関する災害対策に関し、県、防災関係機関及び公共的団体等と連携し、それぞれの組織がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

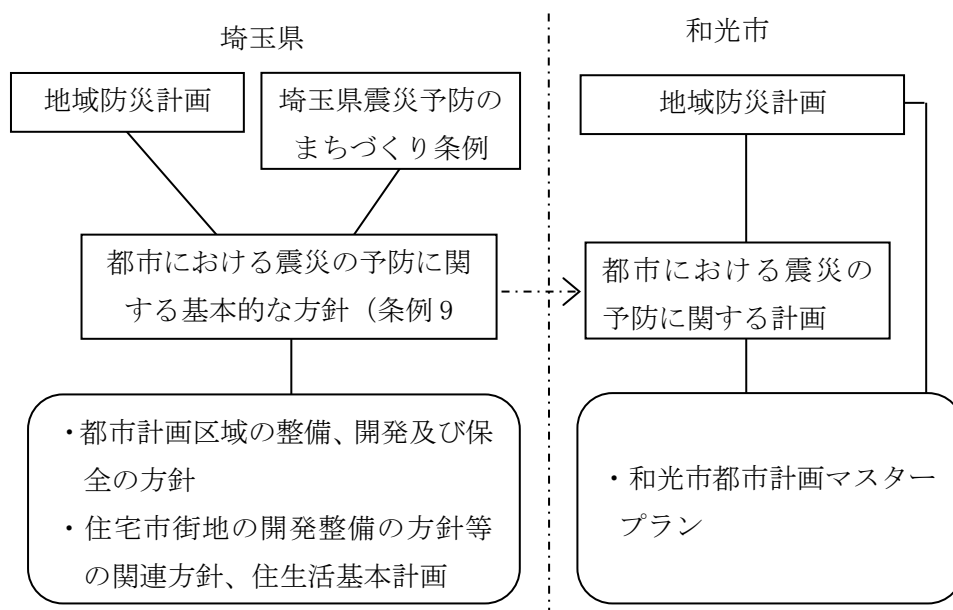
市は、この目的を達成するため、随時、災害対策活動について検討し、最善の災害予防体制を確立する。

第4節 災害に強いまちづくり

《予防・事前対策》

第1 防災都市づくりの体系

【都市整備課】



第2 建築物・施設等の耐震性向上

阪神・淡路大震災においては、古い木造建物を中心に多くの住宅や事業所施設が倒壊、破損し、人的、物的に甚大な被害が発生した。本市においても木造建物、老朽化した建物は多数存在しており、平成26年度に実施した本市地震被害想定において全壊棟数451棟と想定されているように、地震による多数の被害の発生が懸念される。

市は、地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

1 和光市の役割

【建築課】

市は、埼玉県耐震改修促進計画（令和3年3月改定）及び本市の特性を踏まえ、令和3年3月に和光市既存建築物耐震改修促進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を改定した。和光市既存建築物耐震改修促進計画により、県との役割分担を明確にし、市民にとって最も身近な耐震施策を推進する。

なお、建築物の耐震診断・耐震改修の推進にあたり、施策を効率よく、かつ、効果的に構築し適用していくためには、法に基づく特定建築物に対する指導・勧告等のできる所管行政庁である県との適切な役割分担及び施策の連携を図ることが重要である。

2 公共建築物等の耐震診断及び耐震改修

(1) 埼玉県の対策

ア 公共建築物等

県は県有建築物等に対し、建築基準法で規定されている現行の耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、これらの施設が、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保し、ライフライン系統の不測の事態にも継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

市町村所有の建築物等に対しては、防災上重要な建築物等の地震対策上の重要度を勘案し、「市町村耐震改修促進計画」を策定するよう助言する。市町村はこの計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。また市町村は、県の助言に基づき、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

防災関係機関が所有する建築物等に対しては、防災関係機関の所有又は使用する建築物の耐震性の強化を、県の公共建築物等の耐震化対策に準じて実施するよう指導する。防災関係機関は、所有又は使用する現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

イ 一般建築物

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、県及び建築主事を置く市町村は、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

高層建築物等の防災対策については、県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で次に掲げる建築物（高層建築物等）の建築に当たって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の届出を義務づけている。また、県は防災計画の内容について必要な指導又は助言を行う。

(ア) 高さが31メートルを超える建築物（規則で定めるものを除く）。

(イ) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第147条の2各号に掲げる建築物（前号に掲げるものを除く）。

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの。

県は、耐震化対策として、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

(2) 和光市の対策

【建築課、危機管理室、総務課、都市整備課】

ア 耐震化の方針

市は、和光市既存建築物耐震改修促進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度、令和3年3月改定）に基づき、建築物の耐震化を推進する。なお、一定期間ごとに耐震化の進捗状況を判断し、必要があれば見直しを行う。

イ 耐震化目標

(ア) 住宅

平成25年・30年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した令和2年度末の住宅の耐震化の状況は、市内の住宅総数約3万6千戸のうち耐震性のある住宅が約3万5千戸で、耐震化率は97.1%である。市は、和光市既存建築物耐震促進計画を改定し、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としている。

(イ) 多数の者が利用する建築物

a 市有建築物

市有建築物については、耐震化率100%を達成している。

b 民間建築物

民間建築物については、所管行政庁である埼玉県の手導方針に基づき、県と連携し耐震化を推進する。埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づき、平成32年度の耐震化率95%の達成を目標値として設定する。

(ロ) その他の市有建築物

市有建築物については、多数の者が利用できる建築物でなくても、公共建築物として避難場所等に利用される場合があることから、小規模の建築物であっても耐震化を推進する。

ウ 耐震診断及び耐震改修

(ア) 基本的な取組み

a 住宅等の耐震性に係る市民意識の向上

住宅の多くは、個人が所有する財産であり、家族の安全と財産を守ることは基本的には、所有者の努力によるものであることを認識してもらうとともに、建築物の耐震性に係る市民意識の更なる向上を図るため、広報等により情報提供等を推進する。

b 住宅等の耐震化を促進する市街地開発事業の推進

市街地開発事業は、計画的な市街地の形成を図るため、道路・公園等公共施設の整備とともに宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める都市計画事業であり、代表的なものとして土地区画整理事業、市街地再開発事業がある。この事業は、災害に対する危険性の高い密集市街地の改善に寄与しており、住宅等建築物の耐震化の促進に有効であり、引き続き、この事業を推進する。

c 優先的に耐震化すべき建築物の耐震化促進のための支援策の活用

耐震改修促進計画の対象となる建築物は市内に存する昭和56年以前に建築され、耐震性の不十分な建築物全てを対象としている。既存建築物のうち、特に市に居住し、住宅を所有している人々の安全性を図るため、木造等の一戸建の住宅（併用住宅を含

む。)及び分譲共同住宅(分譲マンション)等の建築物(以下、「住宅等」という。)については優先的に耐震化すべき建築物として設定する。

そして、優先的に耐震化すべき建築物に対する助成制度として策定している、和光市既存住宅耐震診断助成要綱(耐震診断費用の助成制度)、及び和光市既存住宅耐震改修助成要綱(耐震改修費用の助成制度)の積極的な活用を促すことで、耐震化の促進を図る。

d 重点的に耐震化すべき区域の設定

緊急輸送道路や避難路になっている道路及び避難所に隣接又は面している(以下、「道路等」という。)住宅等は地震により倒壊等した場合、所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送及び避難活動等の応急対策活動を阻害し、また、2次災害の危険を生じる恐れがあるので、特に緊急輸送道路、避難路及び避難所に隣接している住宅等は優先的に耐震化する必要がある。このため、これらの道路等に面する区域を重点的に耐震化すべき区域に設定する。

(イ) ハザードマップの活用

和光市ハザードマップを活用し、建築物の耐震性に係る市民意識の向上、及び住宅等の耐震化推進を図る。

(ウ) パンフレットの作成・配布

市の既存住宅耐震診断・改修助成事業に関するパンフレットを作成し、市民に配布する。また、国や埼玉県が作成した耐震診断・耐震改修に関するパンフレットについても、市民に配布する。

(エ) 相談体制の整備

耐震相談窓口を建築課に設置し、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及及び啓発を図る。

(オ) エレベーターを有する建築物への対策

エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、耐震対策の推進とともに、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策についても啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

3 ライフライン施設の震災対策

【水道施設課、下水道課、道路安全課、危機管理室、各ライフライン事業者】

新潟地震(昭和39年)、宮城沖地震(昭和53年)、釧路沖地震(平成5年)及び阪神・淡路大震災(平成7年)では、市街地周辺部を中心に、地下埋設管、電気施設、ガス施設、通信施設等に破損が発生し、市民生活に大きな支障を来した。地下埋設管、電気施設、ガス施設、通信施設等が被害を受けると、都市機能そのものが麻ひし、社会・経済活動及び市民生活への影響が大きくなる。従って、その防止対策は極めて重要な課題となる。

市では、災害時におけるこれら施設の事前調査を行い、危険箇所の把握と補強を実施し、災害に強い施設づくりに努める。

(1) 上水道施設

ア 埼玉県の対策

(ア) 上水道施設の状況

県で管理する上水施設は浄水場 5 箇所（大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・新三郷浄水場・吉見浄水場）、中継ポンプ所 5 箇所（上赤坂中継ポンプ所・笹久保中継ポンプ所・高坂中継ポンプ所・江南中継ポンプ所・高倉中継ポンプ所）、送水管の延長は 842.04km である。

(イ) 上水道施設の震災対策

県企業局では、水道施設の現状を踏まえ、予防計画を立てて震災対策に取り組んでいる。

《【資料 23】 上水道施設の震災対策（埼玉県企業局）》

イ 和光市の対策

【水道施設課】

取水場、浄水場等の構築物は耐震設計が行われているため、その機能に大きな支障を来すような被害はないと考えられる。被害としては、配水管路の損傷及び継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

市は、各地域の地盤の状況等も考慮し、経年化管路を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管等に布設替えをして、配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化対策を推進する。

(2) 下水道施設

【下水道課】

既設管等の事前調査に基づき、経年化管の取替え、接続部の改良補修及びクラックを生じた構築物の改修を実施し、汚水排水の確保及び雨水の氾濫防止に努めるとともに、下水道ストックマネジメント計画の策定及び下水道総合地震対策計画を策定し、下水道施設の耐震化・改築更新を推進する。

(3) 電気施設

ア 事業者の対策

(ア) 電気施設の現況

県内には、東京発電株式会社の発電所（水力）が 10 箇所、昭和電工株式会社の発電所が 1 箇所あり、発電電力の一部を除き東京電力パワーグリッド株式会社に卸し供給し、東京電力パワーグリッド株式会社が県内における需要家への電力供給事業を行っている。

(イ) 電気施設の安全対策

電気施設は、資料に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。

《【資料 24】 電気施設の耐震設計基準（電力事業者）》

イ 和光市の対策

【総務課】

震災時の電気施設の対策については、十分な科学的解析を行うとともに、過去の地震による被害例からの教訓も生かして、予想される大地震にも各施設が十分耐えられるように各施設の耐震化に努める。

(4) ガス施設

ア 埼玉県及び東京ガスグループ等ガス事業者の対策

ガス施設は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するように震災対策を指導している。

《【資料 25】 ガス施設の震災対策（埼玉県及び東京ガスグループ等ガス事業者）》

イ 和光市及びガス事業者の対策

【危機管理室】

(ア) 都市ガス事業における震災対策の基本

- a 地震に強いガス管を積極的に導入・促進し、地震による被害の軽減に努めること。
- b 地震の規模等に応じてガスの供給を停止し、二次災害の発生を防止すること。
- c ガスの供給を停止した地区の市民に対し、早期にガスの供給を再開できるよう努めること。

(イ) 前項の震災対策の基本を踏まえ、次の資料に示すガス施設の安全対策について、東京ガスグループに要請する。

《【資料 26】 (東京ガスグループ)》

(ウ) 市内で利用されている都市ガス及びL P ガスの安全対策について、次の事項について市民に広報する。

- a 容器は、地震時に転倒しないよう、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。
- b ゴムホースの接続部は、脱離防止のためホースバンドにより固定する。
- c 配管は地盤の若干の移動や家屋の震動に耐えるよう固定し、可とう性をもたせる。
- d 配管には、即時に全配管のガスが止められる元バルブを操作しやすい位置に取り付ける。

(5) 通信施設

ア 東日本電信電話株式会社の対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社に災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

《【資料 27】 通信施設の震災対策（東日本電信電話株式会社）》

イ 和光市の対策

【危機管理室】

(ア) 災害時、特に震災時には、有線による通信が途絶し、情報不足から混乱が発生する可能性がある。この混乱の発生を防止するために、和光市防災行政無線施設の現状を踏まえて、一層の充実を図り、災害時の情報伝達体制を確立する。

(イ) 大地震発生時に通信の疎通維持、施設等の安全化を図るため、資料に示す「通信施設

等の予防措置及び整備」について東日本電信電話株式会社に要請する。

《【資料 28】 通信施設の予防措置及び整備》

(ウ) 電力供給が停止した場合の対策として、発電機を常備する。

(エ) 災害時における通信の確保は、応急対策のみならず、市民の安全のためにも重要であるため、災害防止対策として、通信施設の実態を把握し、併せて、周囲の諸条件を調査のうえ、災害に耐え得る設備とする。また、災害発生時においても緊急通信はもちろん、地域的な孤立が発生しないよう諸施設の整備維持に努めるとともに、設備保守に万全を期するよう対策を講ずる。

(6) 鉄道施設

ア 鉄道各社の対策

各鉄道事業者は、資料に示す事業計画に基づき、震災予防対策に取り組んでいる。

《【資料 29】 鉄道施設の震災予防対策（鉄道各社）》

イ 和光市の対策

【危機管理室】

交通施設として鉄道は都市の基幹施設であり、都市生活を営む上で市民にとって重要な施設である。また、この施設は、震災時の救助物資の輸送に不可欠であり、地震で大きな被害を受けた場合、都市機能が麻痺する事態が予想されるほか、人命に係わる事故が発生したり、応急対策や復旧対策上大きな障害となる。

このため、震災予防対策として、鉄道各社に次の事項を要請する。

(ア) 鉄道施設の安全化

市の鉄道施設は、東武東上線（東武鉄道株式会社）と地下鉄有楽町線・副都心線（東京地下鉄株式会社）が共用する和光市駅を中心として、東京都板橋区から埼玉県朝霞市にまたがっている。各鉄道機関に対しては、従来の施設の強化、防災設備の増強、改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送力の確保の促進を図ることを要請する。

(イ) 鉄道施設の地震対策

駅舎、構造物等の鉄道施設は、建築基準法、その他の関係法令に基づき耐震性及び安全性の確保の促進を図ることを要請する。

(7) 道路施設

ア 東日本高速道路株式会社等の対策

各道路施設管理者は、震災時の応急活動に支障をきたさないために、震災予防対策を実施する。

《【資料 30】 道路施設の震災予防対策（東日本高速道路株式会社等）》

イ 和光市の対策

【道路安全課】

道路等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講ずることが重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限に留めるため耐震性の強化及び被害軽減のため次の諸施策を推進する。

(ア) 道路の防災対策

市は、市道の整備に併せて、防災上の観点からも道路の新設、拡幅を進める。特に、市指定の緊急輸送道路において応急対策活動上、重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うことで、耐震性の向上を図る。国道、県道についてはそれぞれの道路管理者に対して対策の実施を要請する。

また、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

(イ) 橋梁の防災対策

市が管理する橋梁については、老朽化等により耐震上問題のあるものが存在する可能性があるため、橋梁に対する耐震点検及び補強並びに既設橋梁の落橋防止装置等の設置について検討する。

(ウ) 緊急輸送道路沿線の防災対策

緊急輸送道路に隣接又は面している住宅等が地震で倒壊して道路を閉塞することにより、救助・救急活動、消火活動等の応急対策活動を阻害し、2次災害の危険を生じる恐れがあるので、緊急輸送道路の沿線地域に対しても耐震化及び不燃化を推進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。

4 河川の震災予防対策

【道路安全課】

(1) 埼玉県の対策

地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、市民の生命・財産等が被害を受けないよう、震災予防対策を実施する。

《【資料 31】 河川の震災予防対策（埼玉県）》

(2) 和光市の対策

【道路安全課】

市が管理する水路等についてパトロールによる点検を実施し、函渠・管路の耐震化を推進する。

第3 都市の不燃化

【都市整備課、建築課】

1 建築物の防火性能の確保

【都市整備課、建築課】

(1) 都市計画の推進

現在、市内の建物は総戸数のうちの約 88%が防火構造を備えており、地震火災に対して一定の性能を備えているが、既成市街地内には工場、商店、住宅などが混在・密集している。引き続き、市街地と地域の特性に応じて都市計画を推進していくことにより都市災害防止と防災性を高める建築物の防火性能の確保を図り、災害を防止する。

(2) 建築物の防火性能の確保、耐震化の啓発

市は、埼玉県震災予防のまちづくり条例に基づき、市民に対して建築物の防火性能の確保及び耐震化などの必要性について、啓発を行う。また、県及び関係団体と連携して、相談体制を整備する。

2 防火地域等の指定

【都市整備課】

建築物の密集した火災危険率の高い市街地や防災計画上不燃化を図る必要のある区域に対し、都市計画に基づく防火地域及び準防火地域を積極的に指定し、市街地火災からの危険を排除するとともに、延焼火災からの安全確保を図る。

≪【資料 32】 防火地域及び準防火地域内の建築規制≫

(1) 防火地域の指定

現在、和光市駅南口地区及び和光市駅北口地区の商業地域を、防火地域に指定している。

(2) 準防火地域の指定

現在、南1丁目（越後山）地区、白子三丁目地区、和光市駅北口地区（東京外環道西側）の第一種住居地域及び和光北インター地区の4地区を、準防火地域に指定している。

第4 市街地の防災性の向上

【建築課、都市整備課、環境課、危機管理室】

1 住宅密集地域の再整備

【建築課】

民間事業による土地、建物等の開発に際しては、良好な市街地を形成する有効な手段として、道路及び公園の整備等、適正な土地利用の規制と指導を実施する。

(1) 集合住宅建設時の指導

住環境の改善及び防災上の安全を図るため、集合住宅の建築に当たっては、まちづくり条例等により道路、公園及び地域施設の整備に配慮し、良好な住環境の確保に努める。

(2) 民間宅地開発への指導

民間宅地開発においては、無秩序な市街化の防止及び良好な生活環境を確保することに留意して指導する。

このため、宅地の開発や建物の建築に対し、防災を含む居住環境整備の観点から、和光市まちづくり条例等により適切な行政施策を講ずる。指導内容については、次のとおりである。

ア 宅地開発指導

敷地面積、公共・公益施設、緑化等についてまちづくり条例に基づいて指導する。

イ 建築物建築指導

防火水槽及び道路確保等について指導する。

(3) 管理不全な空き家等の実態把握

【危機管理室】

管理不全な空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県等と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言または勧告を行う

措置を検討する。

2 オープンスペースの確保

【都市整備課】

市域の公園、緑地及び道路等のオープンスペースは、災害の拡大防止、特に火災の延焼防止及び避難者の安全確保等、防火上重要な役割を果たす。このため、市は公園等の適正な配置に努めるとともに、既設公園等を整備し防火空間としての機能の向上を図る。

3 延焼遮断帯の保全及び整備

【危機管理室、都市整備課】

(1) 延焼遮断帯の保全

地震火災防止で最も大切なことは、出火を防ぐことである。従って、市民への地震火災への知識の普及・啓発を行い、地震火災防止に努める。さらに事前の対策として延焼遮断帯を整備、保全して、出火した火災が広がるのを防止する。

地震火災の延焼・拡大防止には、台地上に残されている空地と新倉、下新倉地区に残る農地、国道 254 号南側地域の公園、耐火建築物群などが大きな役割を果たしており、今後とも、このような空間を保持していく必要がある。

(2) 延焼遮断帯の整備

地震火災の危険度の高い白子 2 丁目、白子 3 丁目など延焼防止対策を必要とする地域には、現在十分な効果を持つオープンスペース等の延焼遮断帯がない。本地域だけでなく、市域での延焼遮断効果を考えて、次の路線を延焼遮断帯として位置付け、計画的に整備する。また、今後の面的整備及び沿道の不燃化等について計画的に整備する。

ア 南北軸線

- (ア) 東京外かく環状道路（都市計画道路）
- (イ) 主要地方道練馬川口線（都市計画道路）
- (ウ) 主要地方道和光インター線
- (エ) 北口駅前線（都市計画道路）
- (オ) 南口駅前線（都市計画道路）
- (カ) 県道和光志木線（都市計画道路）
- (キ) 諏訪越四ツ木線（都市計画道路）

イ 東西軸線

- (ア) 県道新座和光線
- (イ) 国道 254 号（都市計画道路）
- (ウ) 国道 254 号和光富士見バイパス（都市計画道路）
- (エ) 宮本清水線（都市計画道路）

第5 倒壊物及び落下物等対策

【建築課、環境課、道路安全課、危機管理室】

阪神・淡路大震災（平成 7 年）においては、ブロック塀の倒壊及び窓ガラス等の落下等により多

くの死傷者が発生した。更に、倒壊したブロック塀等が避難、消防及び救援活動の障害となった。このため、市は事前に対策を講じ地震発生時の安全を確保する。

1 擁壁及びブロック塀等の倒壊物

(1) 安全対策の責務

【建築課、環境課】

擁壁、ブロック塀等の安全対策は、原則として所有者・管理者が行うべきものである。行政としても、災害時における避難者の安全確保等の観点から、擁壁、ブロック塀等の防災対策の必要性の啓発を行う。

(2) 擁壁、ブロック塀等の実態把握

【建築課、危機管理室】

擁壁、ブロック塀等の実態を次の手順により把握し、防災対策を推進する。

ア 避難路、避難所等を中心に市街地内のブロック塀、石塀等の分布実態を平面的に把握する。

イ 明らかに危険な箇所にあつては、必要に応じて改修等を指導する。

ウ 緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

(3) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

【建築課、危機管理室】

市は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識を普及する。

2 落下物及び路上等の障害物

【建築課、道路安全課】

市街地の地震では、窓ガラス、ビルの外装材、屋外広告物等の落下や自動販売機等の転倒による被害が生じやすい。また、緊急輸送道路沿道で落下物や転倒物による被害が発生すると、その後の災害対応に支障をきたすおそれがある。このため、市は、次の事項について安全確保に努める。

(1) ビルに関する落下物

窓ガラス、外装材（外壁タイル、モルタル）、エアコン室外機、屋上広告物及び高架水槽等

(2) 道路に関する落下物等

自動販売機、放置自転車及び突き出し商品等

3 自動販売機の転倒防止対策

【道路安全課】

(1) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

市は関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(2) 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

市は関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

第6 防災活動拠点の整備

【危機管理室】

1 方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、避難所及び防災倉庫等の防災活動拠点の耐震性の向上を図り、被災地域に対する広域的な救援活動の実施体制を整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路等で連結し、そのネットワーク化を図る。

2 埼玉県の防災活動拠点

(1) 和光市近傍の主要な防災活動拠点

区分	救援物資		活動要員 集結機能	被災者等 避難機能	訓練 研修機能	施設の名称
	備蓄 機能	集配 機能				
防災基地	○	○	○		○	新座防災基地
県営公園	○ 生活用 水等	○	○	○ 広域避難場所	○	県営和光樹林公園
防災拠点校	○			○ 避難所	○	和光高校 朝霞高校 新座柳瀬高校

備考 防災活動拠点を、避難所として活用するに当たっては、当該活動拠点の施設管理者は、避難所としての指定及び運営方法等について、市とあらかじめ協議しておくものとする。

(2) 防災活動拠点の機能等

ア 防災基地

区分	予防活動	応急活動及び復旧・復興活動
物の拠点	食料、飲料水、生活必需品、防災資機材及び医薬品等の物資の備蓄拠点としての機能	① 災害時の食料、飲料水、生活必需品、防災資機材及び医薬品等の備蓄放出・集積・配送拠点としての機能 ② 調達物資及び県外からの救援物資の受け入れ、一時保管及び配送等の機能
人の拠点	防災教育・訓練の拠点としての機能	① 災害時の活動要員の集結拠点としての機能 ② 県外からの応援要員の受け入れ、一時滞在及び配送等の機能 ③ 災害時の被災者の一時避難（安全確保）及び生活確保のための機能

（主な施設）

防災倉庫、臨時ヘリポート、ヘリコプターの駐機場、救援物資等の集積・仕分け場、耐

震性貯水槽、自家発電装置

イ 県営公園

臨時ヘリポート、夜間照明装置、非常電源、放送施設、耐震性貯水槽、井戸、災害用トイレ、かまどベンチ

ウ 防災拠点校

緊急宿泊所（体育館、武道場、食堂兼合宿所を利用し、要配慮者の収容も可能）、備蓄倉庫（食料、生活必需品等）、太陽光発電、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置

3 和光市防災活動拠点の整備

(1) 防災倉庫の現況

区分	設置数（箇所）
地域防災倉庫	8
地区防災倉庫	13
合計	21

≪【資料 33】 和光市防災倉庫一覧表≫

備考 地域防災倉庫：主として、全市民用の物品等を保管している大規模な倉庫

地区防災倉庫：主として、避難者の収容能力の大きい避難所（小・中学校等）に設置した小規模の倉庫

(2) 防災活動拠点の整備

災害時において、小・中学校、総合福祉会館及び総合体育館等の避難所は、災害現場での応急対策活動を行う防災活動拠点としての機能を充実するため、防災倉庫、防火水槽及び防災行政無線等を整備する。

(3) 集積地の指定

災害時、総合体育館敷地内及びサンアゼリア大ホールに物資等の集積地を指定する。

(4) 防災教育施設の整備

総合体育館内に展示コーナー等を設置し、市民に対する防災意識の高揚を図る。

第7 防災上配慮すべき施設等の対策

【デジタル推進課、危機管理室、建築課、生涯学習課、埼玉県南西部消防局、埼玉県川越建築安全センター】

1 方針

防災上配慮すべき施設等（※）については、平常時から計画的な防災対策の実施が必要である。市では以下の施設について防災対策を検討し、順次対策を実施する。

※ 防災上配慮すべき施設等とは、公共施設等、工場・事業所、高層建築物及び文化財をいう。

2 公共施設等の防災対策

【デジタル推進課、危機管理室】

(1) 市有の公共施設

ア 建築物・施設等の耐震性向上

【本節 《予防・事前対策》 第2 建築物・施設等の耐震性向上 震災-16】による。

イ 情報通信設備の安全対策

(ア) コンピュータ機器の転倒防止対策

地震動によりコンピュータ機器が転倒すると、職員、来庁者等の負傷や機器の破損のおそれがあるため、市は、市有施設に設置しているコンピュータ機器に転倒防止措置を実施する。

(イ) データのバックアップ対策

コンピュータ機器転倒、停電等により、コンピュータ機器が破損する場合に備え、データの重要度に応じたバックアップ対策を実施する。

(ウ) 非常用電源の確保

停電時においても、情報収集・通信機能を確保するために、特に重要な通信設備、コンピュータ機器等については、自家発電設備、無停電電源装置等の設置を検討する。

(2) 公共団体等の施設

農業協同組合、病院、社会福祉施設、金融機関及びその他公共的な各施設の管理者が行う業務は、災害発生時には、応急措置及び災害復旧・復興事業に欠かせない重要な役割を果たす。従って、これらの施設が被害を受けると、都市機能の混乱が予想される。災害発生による都市機能の混乱を最小限にとどめるため、各施設の管理者に対し、平常時から災害予防体制の整備を図るように、また、災害時には応急措置が実施できるよう指導する。

ア 建築物・施設等の耐震性向上

【本節 《予防・事前対策》 第2 建築物・施設等の耐震性向上 震災-16】による。

イ 防災組織の整備

市内の公共団体及びその他防災上重要な施設の管理者に対し、防災組織を整備し、管理者の責任において応急措置を実施できるよう指導する。

ウ 連絡体制の整備

公共団体等は、他の機関への応援協力要請等の事態に備え、常に市と情報連絡等を密にする必要がある。このため、市は、必要に応じて代表者と協議を行い、連絡調整の方法を定めておく。

3 工場・事業所の防災対策

【危機管理室、埼玉県南西部消防局】

市内には、多くの工場が立地している一方で、都心への利便性から今後も住宅の建設が進み、人口の増加が予想される。従って、特に災害発生の危険性がある施設、又は災害発生時に他に大きな影響を及ぼす施設については、平常時から実態の把握に努め、必要な対策を実施する。

(1) 工場・事業所に対する指導

市は、埼玉県南西部消防局と連携して、工場及び危険物を取扱う施設の管理者に対して、平常時から防災知識の普及及び防災体制の強化について、指導に努める。

(2) 防火組織の整備

市は、埼玉県南西部消防局と連携し地震災害等に対する事前対策及び地震発生時の応急対策が効果的に行えるように、防火管理者の講習会等を通じて、施設の防火組織の育成を図り、

防災体制の強化に努める。

4 高層建築物の防災対策

【建築課、埼玉県川越建築安全センター、埼玉県南西部消防局】

都市基盤施設の整備が進み、都心への利便性が良いことから、集合住宅の建設及び大型店舗の進出等が活発であり、建築物の高層化が今後も続くと思料されるため、次の対策を実施し、高層建築物の安全を確保する。

(1) 建築物の整備指導方針

ア 一般建築物

(ア) 指導事項

市内の建築物は、今後ますます増加するものと予想される。建築物の位置、構造及び整備は、建築基準法、関係法令、消防関係法令及び条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するように指導する。

建築物に対しては、県が実施する法令に基づく立入検査に協力する。その際、災害予防に関する消防用設備等・防火避難用設備の設置及び維持管理の状況を把握する。

(イ) 所有者及び管理者の自衛措置

各建築物の所有者及び管理者においては、次の自衛措置を講ずるよう指導する。

- a 崖崩れに十分注意し、崖崩れの発生が予想された場合は、直ちに警察、消防関係機関に連絡する。
- b 平常時より、高所から窓ガラス、看板、ネオン塔等の落下の防止を講ずるよう指導し、大震災における第二次災害である火災発生を防止するため、消火器及び防火用水の配備等初期消火活動に万全を期する。

イ 高層建築物

一般建築物の整備指導方針に準ずるほか、特に人命の危険を考慮して災害発生の未然防止に努め、次の項目について重点的に指導する。

(ア) 高層建築物の防火性能の確保

(イ) 火気設備及び火気管理の規制

(ロ) 防災設備の集中管理

(ハ) 避難計画

(ニ) 高層建築物の不同沈下の防止

(2) 防災対策

高層建築物では、建築基準法に基づき、避難階段、非常用エレベータ及び中央管理室（防災センター）の設置、内装制限、防火区画等、厳しく規制されている。高層建築物の防災対策として、以下の事項を示す。

ア 火種の管理、内装の不燃化、スプリンクラーの設置等によって出火の危険性を減らすとともに、防火区画を設置して、延焼防止と避難路を確保する。

イ 防災センターを中心とした感知、通報、誘導、遠隔操作、連絡等防災に関する情報の一元管理をする。

ウ 居住者、利用者及び管理者は、日頃から災害に関して正しい認識を持つ。

エ 工作物の安全性を確保する。

第8 埼玉県震災予防のまちづくり条例への対応

【都市整備課、道路安全課、建築課、危機管理室、地域共生推進課、
保育サポート課、長寿あんしん課、市民活動推進課】

南関東地域では、マグニチュード7クラスの直下型地震の切迫性が高まっていることが指摘されていることから、県では、震災予防対策を焦点とした埼玉県震災予防のまちづくり条例を制定している。市は、この条例に基づき、県と連携して関係機関等の支援を受け、震災予防対策の着実な実施に努める。埼玉県震災予防のまちづくり条例に基づく施策は、次のとおりである。

1 都市の安全性を確保するための対策

【都市整備課、道路安全課、建築課、危機管理室】

- (1) 都市における震災の予防に関する計画の策定
- (2) 密集市街地の改善及び拡大の防止
- (3) 道路等の整備
- (4) 重要な建物等の耐震性の確保
- (5) 消防水利の確保
- (6) 電気、ガス又は通信にかかる公益的事業等を行う施設の安全性の確保
- (7) 高圧ガス製造施設等の安全性の確保
- (8) 毒物又は劇物を貯蔵する施設等の安全性の確保
- (9) 高層建築物等の防災計画の作成
- (10) 既存建築物の耐震性の向上
- (11) 落下物対象物及びブロック塀等の安全性の確保
- (12) 住宅火災の防止
- (13) 災害時の応急危険度判定の実施

2 地域社会における協働の促進

【危機管理室、地域共生推進課、保育サポート課、長寿あんしん課、市民活動推進課】

- (1) 自主防災組織の育成
- (2) 避難行動要支援者に対する支援
- (3) ボランティア等の支援活動の環境整備
- (4) 市民等が組織する団体との協働のための支援

第9 危険物災害予防体制の整備

【埼玉県南西部消防局】

1 方針

地震発生時には、危険物は、急激で広範囲の火災や爆発・漏えい・拡散などを引き起こし、誘爆の危険性もあって市民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。従って、埼玉県南西部消防局と協力して、危険物災害予防対策を確立する。

2 危険物施設の災害予防対策

埼玉県南西部消防局による危険物施設の災害予防対策は次のとおりである。

(1) 危険物施設全般の災害予防対策

ア 危険物製造所等の整備及び改善

次により、危険物製造所等の整備及び改善を図る。

(ア) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(イ) 立入検査等により、災害防止の指導をする。

《【資料 34】 和光市危険物取扱施設一覧表》

イ 危険物取扱者等の制度の運用

次により、危険物取扱者の災害防止に関する制度の効果的な運用を図る。

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を励行させる。

(イ) 危険物の貯蔵及び取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 保安教育の充実を図る。

ウ 安全管理の指導

次により、施設及び危険物の貯蔵及び取扱いの安全管理を図る。

(ア) 施設の安全管理に万全を期するため、施設保安員の選任について指導する。

(イ) 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成及び遵守について指導する。

(2) 石油類等危険物施設の予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（製造所等の位置、構造及び設備等の基準維持義務、措置命令）及び同法第14条の3の2（製造所等の定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、必要に応じ設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

イ 保安確保の指導

埼玉県南西部消防局は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令上必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、必要な助言又は指導を行う。

また、市及び埼玉県南西部消防局は、県の実施する危険物取扱者に対する取扱作業の保安に関する講習会に市内在勤の危険物取扱者に参加を呼びかける。

ウ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

3 高圧ガス施設の災害予防対策

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費等に対し、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めたときは、遅滞なくその旨を知事（危機管理防災部化学保安課）に通報し、高圧ガス保安法の基準に適合させるよう指導する。

第10 地盤災害の予防

【危機管理室】

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施する。

1 液状化対策

(1) 液状化危険区域の広報

市は、平成26年度和光市地震被害想定調査報告書に基づく液状化危険度について、市民に広報し周知する。

(2) 和光市の危険度分布予測及び対策

ア 本市の軟弱地盤は、荒川堤外地と荒川低地、新河岸川右岸（新倉、下新倉、汜濫平野の地域）、白子川下流域等に分布する。この地域は、10～30mの沖積泥層の上部に砂層（砂・シルト・粘土などからなる）が重なる地質で形成されており、地震動による地盤の振動も大きく、さらに地盤の液状化が問題となる。

この地域には現在、荒川右岸流域下水道終末処理場、勤労福祉センター、福祉の里、和光市清掃センター、県立和光高等学校等の公共施設がある。これらの施設については、液状化対策が施されているかどうか診断し、施されていない場合には、できる限り液状化対策の実施を指導する。

イ 今後も工業系土地利用地域として基盤整備を計画・実施する。このような点を踏まえて、工業施設の建設に際しては地震動による地盤液状化予防対策を指導し、防災上から地震災害に強い工業地域として整備する。

2 地盤沈下予防対策

埼玉県は、地盤沈下の進行を停止させるために、埼玉県生活環境保全条例において、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制している。

市は、埼玉県生活環境保全条例により地下水の採取を規制する地域（第一種指定地域）に指定されており、これを遵守する。

3 宅地造成地災害防止対策

(1) 災害防止に関する指導等

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は、梅雨期や台風の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 指導基準

ア 災害危険度の高い区域

土砂災害特別警戒区域内の開発行為については、一定の制限を受ける。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

また、湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、市民自身による不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等の防災措置の実施指導を行う。

エ 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地すべり防止ぐい等の安全措置を講ずる。

《応急対策》

第1 公共施設等の応急対策

【施設管理者、建設部土木建設班、上下水道部水道班・下水道班、
本部室本部班、防災関係機関】

1 公共施設

- (1) 各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な消防計画を樹立し、万全を期す。
- (2) 来庁者等の安全を確保するため、避難の際の庁舎及び施設管理責任者は、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導する。なお、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。
- (3) 通信及び放送設備の点検を行う。
- (4) 機械設備及び電気設備の点検を行う。

機械設備及び電気設備の点検を直ちに実施し、設備担当者は、各々の箇所の配置につく。
機材設備及び電気設備が稼働可能であっても、当面次の設備は使用を停止する。

ア 冷暖房設備

イ 使用の必要性の低い電気及び機械設備

- (5) 設備、備品等の転倒及び落下防止措置を平素から以下のとおり定めておく。
 - ア 窓ガラス及び外壁等の飛散・落下防止の措置
 - イ ロッカー、書庫、書棚等重量物の転倒防止や諸物品等の落下防止又は除去の実施
- (6) ガス器具や火気使用場所の点検及び確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。
- (7) 管理上、注意を要する施設及び設備については、その固有の特性及び機能について必要な点検基準（措置）を、あらかじめ定めておく。
- (8) 避難所等、多数の人が利用する施設については、応急危険度判定を優先的に実施する。

2 社会福祉施設

(1) 職員の招集

施設管理者は、緊急連絡網等により職員を招集し、災害時の体制を速やかに確立する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

市は、必要に応じて、近隣の社会福祉施設、自主防災組織及びボランティア団体等に協力を要請する。

(3) 受入先の確保及び移送

社会福祉施設管理者は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。

市は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

(4) 生活救援物資の供給

社会福祉施設管理者は、飲料水・食料・生活必需品等の生活救援物資を入所者等に供給する。

市は、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

(5) ライフライン施設の優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス及び水道等の優先復旧を要請する。

第2 危険物等の安全対策

【本部室本部班・総務部広報班、埼玉県南西部消防局】

1 危険物等流出対策

地震により危険物施設が損傷し、大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、危険物等取扱事業所及び和光市災害対策本部は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 危険物等取扱事業所

ア 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、和光市災害対策本部、埼玉県南西部消防局及び朝霞警察署に通報するとともに、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に実施できるよう協力して応援対策を実施する。

イ 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物取扱い等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

ウ 市民に対する広報

危険物等取扱事業所は、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報を実施するとともに市災害対策本部、県及び防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 和光市災害対策本部

ア 被害状況等の把握

和光市災害対策本部は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、埼玉県南西部消防局に対し、速やかに被害状況等について報告を求め、その状況を把握する。

イ 市民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、市災害対策本部は、広報車及び防災行

政無線等により災害の状況及び避難の必要性等の広報を実施し、市民の安全に万全を期す。

また、県及び報道機関の協力を得て市民に周知する。

2 危険物等取扱施設の安全対策

和光市及び埼玉県南西部消防局は、危険物施設等の関係事業者に対し、地震が発生した場合には、関係施設の緊急点検を直ちに実施するよう指導する。

(1) 危険物等取扱事業所

危険物施設等の関係事業者は、地震発生時には、直ちに下記の項目について緊急点検を実施するとともに、その結果により、危険物等による火災、危険物等の漏出その他の異常現象を発見した場合は、直ちに災害の発生又は拡大防止のための必要な応急措置を講ずるとともに、その旨を和光市災害対策本部、埼玉県南西部消防局及び朝霞警察署に通報する。

通報事項は、次のとおりである。

- ア 危険物等の漏洩の有無
- イ 関係施設の損傷の有無
- ウ 関係施設の圧力、温度、流量等の計器類の異常の有無
- エ その他必要な事項

(2) 和光市災害対策本部

市災害対策本部は、危険物等取扱事業者から、危険物流出等の通報を受けた場合には、埼玉県南西部消防局に対し、消火・救出救助・流出油の拡散防止・広報活動の速やかな実施及び被害状況の調査・報告を求め、その状況を把握する。

(3) 埼玉県南西部消防局及び朝霞警察署

埼玉県南西部消防局は、危険物等取扱事業者からの通報又は市災害対策本部からの要請を受けたときは、朝霞地区一部事務組合警防規程等により、消火・救出活動等を実施する。

また、朝霞警察署は、必要な避難指示の措置を講ずる。

第3 ライフライン施設の応急対策

【上下水道部、本部室本部班、防災関係機関】

1 上下水道施設

災害時の応急給水が長期に及ぶと、市民は、衛生上また日常生活上において支障を来す。従って、水道班は、取水・導水施設や浄水施設が十分に機能するよう応急対策を実施する。また、下水道班は、下水施設の破損があると汚水や雨水の疎通等に支障を来し、市民生活に不都合が生じるので、早急に応急対策を講ずる。

(1) 上水道施設

- ア 水源の取水・導水施設と浄水施設の復旧を最優先させる。
- イ 送水管は、浄水場に近い箇所から順次復旧していき、7日以内に復旧する。
- ウ 配水池及び送水ポンプ室等に亀裂ができて漏水する場合には、一部機能を停止して、最小限の浄水処理を行いながら復旧に努める。
- エ 水処理のための薬品は、各浄水場とも7日間分程度の貯蔵量を確保し、災害に備える。

(2) 下水道施設

下水管等に被害が生じた場合は、汚水や雨水の疎通に支障のないように応急措置を講ずる。

2 電気施設・ガス施設・電気通信施設

各ライフライン事業者は、資料に示す応急対策を実施する。

《【資料 35】 ライフライン施設の応急対策》

第4 道路交通対策

【建設部土木建設班、本部室本部班、防災関係機関】

1 指定緊急輸送道路の確保等

(1) 指定緊急輸送道路の被害状況等の把握及び県等への通知

ア 被害状況等の把握

(ア) 本部室班は、指定緊急輸送道路（県及び市）の被害状況、応急復旧作業の状況及び交通規制の状況等の情報を入手する。

また、必要に応じ情報収集班を派遣して、市域内の緊急輸送道路の被害状況及び道路上の障害物の状況等を調査する。

(イ) 市指定緊急輸送道路の被害状況の把握

土木建設班は、市指定緊急輸送道路の被害状況を次により本部室本部班に報告する。その際、地図又は要図を提出する。

被害程度	被害の状況の概要	交通機能
被害なし	目視調査により特に被害が認められない場合	通行可
被害軽微	被害が軽微で通常の通行には支障がない場合	通行可
小被害	若干の被害はあるが通行は可能な場合	注意表示
中被害	ある程度の被害があり通常の通行が困難な場合	通行規制
大被害	通行ができない場合	通行止め

イ 県等への通知

県緊急輸送道路の被害状況については、朝霞県土整備事務所及び朝霞警察署へ通知する。

(2) 市指定緊急輸送道路の確保

ア 確保の手順

(ア) 防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように、緊急輸送道路は、市が指定する路線から順次確保する。

(イ) 災害の状況により、地域によって指定確保路線が確保困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。

(ウ) 市が災害対策上の必要性から県の指定道路を確保する場合は、知事にその旨を通知する。

- (エ) 災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、国が整備した荒川右岸の緊急河川敷道路及び船着場を利活用する。

イ 緊急輸送道路の啓開

- (ア) 土木建設班は、前2項で把握した緊急輸送道路の被災状況を、朝霞県土整備事務所及び朝霞警察署へ連絡するとともに、啓開作業を実施する。
- なお、国道及び県道については、各道路管理者が啓開作業を実施する。
- (イ) 啓開作業は、土木建設班が商工会等の協定に基づき実施する。
- (ウ) 車両の駐車等によって、道路の通行が困難な場合は、警察に協力を要請する。

ウ 放置車両対策

- (ア) 市が管理する道路上において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (イ) 埼玉県公安委員会は、市が管理する道路において、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

2 道路関連障害物の除去

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則として道路管理者が行う。市以外の道路管理者に対する障害物除去等の要請は、土木建設班が行う。

(2) 除去すべき道路障害物の優先順位

- ア 市民の生命の安全を確保するために重要な道路（例：避難路）
- イ 災害の拡大防止上、重要な道路（例：延焼阻止のために、防御線を張る道路）
- ウ 緊急輸送上、重要な道路（例：緊急輸送道路）
- エ 上記を除く応急対策活動上、重要な道路

3 道路施設の応急対策

(1) 道路・橋梁の危険箇所の把握

ア 国・県の管理する道路

応急対策活動上、重要となる国道・県道の被害状況については、建設部土木建設班が情報を把握し、それぞれの管理部署に通知する。

イ 市の管理する道路

建設部土木建設班は、市が管理する道路の破損・決壊及び橋梁の損壊等の被害状況を把握する。

(2) 応急措置

ア 国・県の管理する道路に対する応急措置の要請

応急対策活動上、国道・県道に対する応急措置を実施する必要がある場合は、次の事務所に要請する。

道路名	要請先（道路管理団体）	電話番号
国道 298 号	北首都国道事務所	048-942-4041（代）
国道 17 号新大宮バイパス	大宮国道事務所	048-669-1200
国道 254 号（バイパスを含む。）	朝霞県土整備事務所	048-471-4661（代）
主要地方道及び一般県道		

イ 市の管理する道路に対する応急措置

土木建設班は、市が管理する道路に災害が発生した場合には、直ちに応急措置を行うよう努めるとともに、う回路等の有無を調査し、う回路がある場合は、それらを代替道路として利用する。

市の応急措置で対処できない場合は、県に支援を要請する。

4 交通施設

公共交通施設の応急対策を資料に示す。

《【資料 36】 交通施設の応急対策》

5 交通規制

(1) 和光市の対策

ア 県が行う交通規制への協力

市は、必要に応じて県警察本部及び朝霞警察署が行う交通規制に協力する。

イ 市民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

市は、避難等に際して市民が自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講じる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

ウ 通行の禁止又は制限措置の実施

市は、災害時において、以下の各項に示す道路の通行の禁止又は制限措置を講じた場合には、速やかに県及び朝霞警察署に連絡する。

(ア) 危険な状態にある道路の通行禁止及び制限

市は、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認める場合、道路法第 46 条に基づく通行の禁止又は制限措置を講じる。

(イ) 警戒区域内の道路における通行禁止及び制限

市は、市内において警戒区域が設定された場合、災害対策基本法第 63 条に基づき警戒区域内の道路封鎖を行う。

(ウ) 緊急輸送のための通行禁止及び制限

市は、被災者の輸送、被災地への支援物資の緊急輸送路を確保するため、必要であると認めるとき、通行禁止及び制限の措置を講じる。

エ 警察署長への交通規制の要請

市は、災害時における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、朝霞警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

オ 一般交通の確保

市は、通行制限及び緊急通行車両以外の通行制限を行ったときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、制限措置を実施した関係道路における表示板の設置や、一般市民への広報を行い、一般交通の確保に努める。

(2) 運転者のとるべき措置

災害発生時に運転者のとるべき措置について、次の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、次の事項に留意する。

a 道路の左側に寄せて駐車する。

b エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。

c 窓を閉め、ドアはロックしない。

(エ) 駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のために車両を使用しない。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われた時は、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等に至る運転者は次の措置をとる。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けた時は、その指示に従って、車両を移動又は駐車させる。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができない時は、警察官もしくは道路管理者がその措置をとることがあり、やむを得ず、車両等を破損することがある。

(3) 災害対策基本法に基づく通行止用道路標識

規制路線においては、災害対策基本法に基づく通行止め用の道路標識が設置されることがある。

《【資料 37】 災害対策基本法に基づく通行止用道路標識》

第5節 防災体制

《予防・事前対策》

第1 防災会議

1 準拠

和光市防災会議条例及び和光市防災会議運営要領

《【資料2】 和光市防災会議条例》

《【資料3】 和光市防災会議運営要領》

2 所掌事務

市は、災害対策基本法第16条に基づき、次の業務を実施するために、和光市防災会議を設置する。防災会議の所掌事務は次のとおりである。

- (1) 地域防災計画の作成とその実施の推進
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議
- (3) 市域にわたる災害情報の収集
- (4) 災害応急対策及び災害復旧に関する関係機関相互の連絡調整
- (5) 非常災害時における緊急措置計画の作成とその実施の推進
- (6) その他法に基づく権限に属する事項

《【資料4】 和光市防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項》

3 防災会議委員

防災会議は、市長を会長として、1号委員～9号委員で構成する。

《【資料5】 和光市防災会議委員》

第2 和光市業務継続計画

市、県及び防災関係機関が行う応急対策活動は、それぞれが有する機能を十分に活かすとともに、それぞれが有機的に連携を図って対処することが必要である。そのため、各防災機関等は、担当する対策について、全体の応急対策活動の流れを踏まえて、適切に対応していくことが必要である。

市は、防災関係機関等が行う対応行動を踏まえ、地震発生時から時間の経過に応じて、対応行動を検討し、マニュアル等へ反映していくものとする。

また、東京湾北部地震を想定地震として、災害が発生した場合に、市の重要な業務を継続する、あるいは業務が停止した場合でも迅速に再開するための方策を取りまとめた「和光市業務継続計画」を平成26年5月に策定している。

《応急対策》

大地震の発生時には、家屋の倒壊・人命損傷をはじめ、同時多発の火災及びがけ崩れの発生、道路・交通網の寸断等の災害が多発する可能性がある。従って、その状況に応じて応急活動体制を確立し、迅速に情報の収集、避難救護、災害の拡大防止等に努める。

市の応急活動体制の基本となるのは、初動体制、災害対策本部の設置及び防災活動拠点の開設である。また、市内にある防災関係機関が行う応急対策活動に関して連絡調整等を円滑にするため、防災会議を招集する。更に、当市だけで対応が困難な場合には、防災関係機関への応援要請を行う。なお、災害時の応急対策で労働力が不足することを想定し、労働力の確保を図る。

第1 市の活動体制

1 配備体制の基準

(1) 震度、職員の招集及び配備体制の関連

ア 通常の体制

地震発生時における震度が次の場合、所要の職員をもって、通常の配備体制を持って対処する。

(ア) 震度 4

待機体制とし、危機管理室の職員をもって対処する。

(イ) 震度 5 弱

初動体制とし、関連する部署の一部の職員をもって対処する。

(ウ) 震度 5 強

緊急体制とし、所要の職員をもって対処する。

イ 非常の体制

地震発生時の震度が震度 6 弱以上の場合、災害対策本部を設置して対処する。全職員をもって対処する。

(2) 配備体制の基準

配備体制の基準は次のとおりである。

配備体制	活動内容	体制発動の準拠	配備人員	決定者
待機体制	情報の収集	原則として、市内において震度 4 の地震が発生した場合	危機管理室の職員又は当直員	危機管理監
初動体制	通常組織をもって、災害対策活動を推進する体制 情報の収集及び報告	原則として、市内において震度 5 弱の地震が発生した場合	当該災害に係る部署の職員のうち必要な人員	危機管理監
緊急体制	情報の収集、報告及び被災状況の調査	原則として、市内において震度 5 強の地震が発生した場合	・管理職員全員 ・災害に係る部署の職員のうち必要な人員	市長
非常体制	災害対策本部を設置し、災害対策活動を推進する体制 ・被害状況を速やかに把握 ・人命救助	原則として、市内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合	全職員	市長

(3) 配備人員の基準

和光市職員初動体制マニュアル（震災対策編）による。

2 職員の招集

勤務時間外においては、電話・メール等により職員を招集する。

「待機招集（待機体制時）」・「初動招集（初動体制時）」・「緊急招集（緊急体制時）」においては所要の職員を招集し、「非常招集（非常体制時）」においては市職員全員を招集する。

3 災害対策本部の設置

(1) 設置の準拠

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条第1項の規定及び和光市災害対策本部条例（昭和39年条例第21号）に基づき、市長は、和光市災害対策本部を設置し、これと各機関の防災組織をもって応急対策活動を実施する。

《【資料38】 和光市災害対策本部条例》

(2) 設置基準

市内に、次の災害が発生した場合、災害対策本部を設置する。

ア 市内の広範囲な地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合（震度6弱以上の地震、又はこれに準ずる地震が発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合）

イ 前項のほか激甚である災害で、応急災害対策活動を特に必要とする場合

ウ 災害救助法の適用を要する災害が発生した場合

(3) 閉鎖基準

本部長は、市の地域において災害の危険がなくなったと認めた時又は応急対策活動が概ね完了したと認める時は、災害対策本部を閉鎖する。

(4) 災害対策本部の組織及び分掌事務

ア 組織の系統

災害対策本部は、本部会議及び各部等により組織される。

イ 本部会議

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により組織される。

(イ) 職務指定及び事務分掌

a 本部長：市長

本部の事務を総轄し、各部の職員を指揮監督する。

b 副本部長：副市長、教育長

本部長を補佐し、必要に応じ本部長の職務を代行する。

c 本部員：危機管理監、企画部長、総務部長、市民環境部長、福祉部長、健康部長、子どもあんしん部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者、和光市消防団長

本部の事務に従事するほか、本部長の命を受け、各班の職員を指揮監督する。

(ウ) 本部会議の開設

本部会議は、本部長が本部員を招集して本部会議を開設する。

(エ) 分掌事務

- a 本部の配備体制及び廃止に関すること。
- b 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- c 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示に関すること。
- d 公共機関等に対する応援要請に関すること。
- e 災害救助法の適用申請に関すること。
- f 隣接市区との相互応援に関すること。
- g その他重要な災害対策に関すること。

(オ) 各部等

a 組織の概要

各部等は、次により組織される。

- (a) 本部室（室長：危機管理監）
- (b) 総務部（部長：総務部長）
- (c) 企画部（部長：企画部長）
- (d) 環境部（部長：市民環境部長）
- (e) 救助部（部長：福祉部長、保健部長、副部長：子どもあんしん部長）
- (f) 建設部（部長：都市整備部長）
- (g) 会計部（部長：会計管理者）
- (h) 上下水道部（部長：上下水道部長）
- (i) 教育部（部長：教育部長）
- (j) 第1応援部（部長：議会事務局長）
- (k) 第2応援部（部長：監査委員事務局長）
- (l) 和光市消防団（長：和光市消防団長）

b 配備人員の基準及び分掌事務

配備人員の基準は和光市職員初動体制マニュアル（震災対策編）による。

(5) 設置場所

災害対策本部は、庁議室に設置するものとする。

(6) 防災関係機関への通報

災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、本部室班は、直ちに次に掲げる機関及び組織のうち必要と認めるところに対し、防災行政無線、消防無線、非常無線、電話等により通知するとともに、報道機関に発表する。

ア 知事

イ 指定地方行政機関の長

ウ 指定公共機関の長

エ 指定地方公共機関の長

オ 隣接市長及び区長

カ 朝霞警察署長

キ 埼玉県南西部消防局消防局長

ク 市役所内各部局等

ケ その他の防災関係組織の長又は代表者

(7) 管理事項

ア 職員の服務基準

市地域に災害が発生した場合に、職員がとるべき服務基準は、「和光市職員服務規程」(平成8年訓令第12号)による。なお、次の事項に留意し行動するものとする。

(ア) 各部局等の連絡・協調に心がけること。

(イ) 被災者に対しては、いかなる事情がある場合でも防災の目的を踏まえ、冷静・沈着に対応すること。

イ 職員の被服

災害対策本部に従事する職員は、対策本部設置後職務遂行中においては、貸与された被服を着用しなければならない。ただし、災害対策本部に従事する職員の被服と同等の被服の貸与品があるものは、この限りでない。

4 防災会議の招集

地震により市域に被害が発生した場合、その災害に関する応急対策活動について、各防災関係機関の機能を十分に発揮するため、必要に応じて市長は防災会議を招集する。

第2 防災関係機関等の活動体制

防災関係機関の災害時における活動体制は、次のとおりである。

1 朝霞警察署

災害時には、朝霞警察署より次の事項について協力を得る。

- (1) 災害防止活動
- (2) 和光市域内の警備・警戒
- (3) 気象情報及び災害に関する情報の収集
- (4) 交通規制及び緊急通行車両の確認
- (5) 人命の救助
- (6) 遺体の検視（見分）
- (7) 危険物の取締り
- (8) 被災地における犯罪予防及び取締り

2 埼玉県南西部消防局

災害時には、埼玉県南西部消防局より次の事項について協力を得る。

- (1) 災害防止活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 被害状況の収集・伝達

3 上下水道施設災害対策機関

上水道施設災害対策機関は、和光市指定上下水道組合の和光市指定給水装置工事事業者とする。下水道施設災害対策機関は、和光市下水道排水設備指定工事店とする。

《【資料 39】 上下水道指定工事店一覧表》

4 電気施設災害応急対策機関

電気施設の災害応急対策機関は、東京電力パワーグリッド株式会社とし、非常災害の発生するおそれがある場合、各設備に有効な予防対策を講じて被害を防止し、災害が発生した場合は、速やかに応急復旧を行い、生活関連施設としての機能を維持する。応急活動態勢は、それぞれ情勢に応じて次に示す3段階に分類する。

区 分	情 勢
第1 非常態勢	① 災害の発生が予想される場合 ② 災害が発生した場合
第2 非常態勢	① 大規模な災害の発生が予想される場合 ② 大規模な災害が発生した場合 ③ 電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合
第3 非常態勢	① 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ② 電力供給区域あるいは事業所のある県内で震度6弱以上の地震が発生した場合

5 ガス施設災害応急対策機関

ガス施設の応急対策機関は、東京ガスグループ北部支店とする。なお、都市ガスの供給が不能の場合は、L Pガスその他の燃料及び機具の供給をL Pガス業者から受ける。

L Pガス販売業者は、次のとおりである。

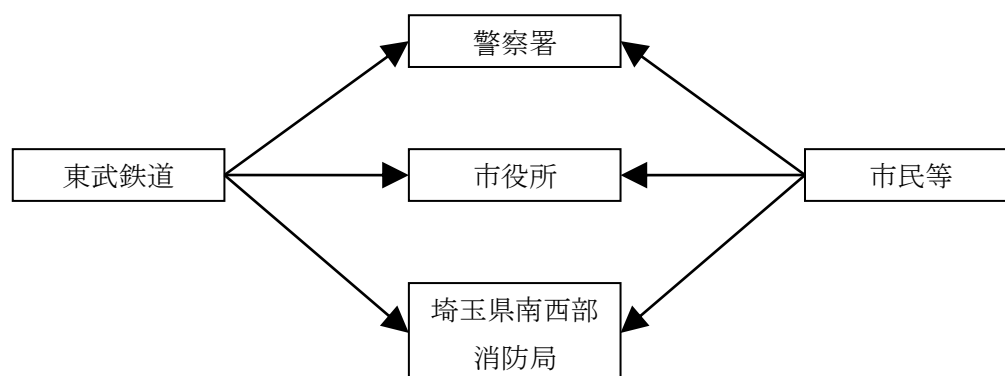
事業所名	所在地	電話
園部商店	和光市下新倉 4-20-1	048-462-0268
(有)柳屋商店	和光市下新倉 5-6-55	048-461-1262
株式会社T O K A I 和光支店	和光市下新倉 2-30-20	048-461-3420

6 通信施設災害応急対策機関

通信施設災害応急対策機関は、東日本電信電話株式会社埼玉事業部とする。広報活動については、市災害対策本部に通信施設の状況を報じるとともに、市災害広報計画に基づき、市民への周知徹底を図る。

7 鉄道施設災害応急対策機関

鉄道施設の災害応急対策機関は、東武鉄道株式会社東上線と光市駅とする。その通報連絡系統は次のとおりである。



第6節 支援要請・受援体制

《予防・事前対策》

第1 協定の締結

【危機管理室】

1 他市等との相互応援協定

市は、市域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市区町村との間で、あらかじめ相互に応援協定を締結しておく。

また、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアル整備を行うとともに、平常時から協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

さらに、隣接市区とは、平常時より資料交換、研究会の開催等により密接な連携を保ち、災害時にあっては、情報の交換や連絡員の派遣等相互援助に努める。

現在、市では防災施策を実効性あるものとするため、遠隔市としては長野県佐久市、新潟県十日町市、栃木県那須烏山市の3市と、近隣市区としては朝霞市、新座市、志木市、東京都練馬区、東京都板橋区、埼玉県戸田市、埼玉県東松山市の5市2区と相互応援協定を締結している。

2 国の機関及び大規模事業所等との協定

(1) 協定の締結推進

市内には、国の機関、大規模事業所が多く立地しており、これらの機関、事業所等は、大規模災害発生時における防災活動拠点として機能が期待できるので、これらの機関及び大規模事業所との応援協定の締結を推進する。

(2) 協定の一般的内容

- ア 避難場所としてのグラウンド、空地の使用
- イ 収容避難場所としての体育館等の施設の使用
- ウ 医療関係（医師、薬剤師、看護師、医薬品等）の提供
- エ 飲料水、消防用水等の使用
- オ トイレ等の使用

3 埼玉県立高等学校等との協定

市内の県立高等学校等と協定を締結し、大規模災害発生時における防災活動拠点や避難所として使用する。

4 民間団体等との協定

災害時における応急活動を能率的に行うため、平常時から民間団体等に対して、防災体制をあらかじめ確立しておくよう依頼し、広く防災についての積極的な協力体制を確立するため、これらの団体との応援協定の締結を推進する。

5 各種事故対策時における協定

市は、各種事故対策として、放射線施設周辺の安全を確保し、地域の生活環境を保全するた

めの協定や、災害時の広報に関する協定を締結している。

《【資料 40】 災害応援協定の締結一覧表》

第2 国、県及び他市区町村からの応援受入体制の整備

【危機管理室】

国や県及び他市区町村からの応援の受入に際して、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

1 応援活動の種類

- (1) 災害救助に関連する業務
- (2) 医療応援に関連する業務
- (3) 被災生活の支援等に関連する業務
- (4) 災害復旧・復興に関連する業務

2 受入体制の整備

- (1) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- (2) 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
- (3) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
- (4) 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

《応急対策》

大規模地震等により被害が広範囲に及び、市単独では応急対策活動の実施が困難な場合は、県及び各団体等に応援の要請を行う。また、応急対策活動を実施する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

第1 国及び地方公共団体からの応援受入

【本部室本部班・総務部支援受付班】

1 埼玉県等に対する応援要請

市は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県危機管理防災部消防防災課に、次の表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 県への応援要請又は応急措置実施の要請

準 拠	記載事項
災害対策基本法 第 68 条	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関、他都県の職員又は他都県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合

準 拠	記載事項
災害対策基本法 第 29 条 第 30 条 地方自治法 第 252 条の 17	① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項

2 和光市が行う応援受入

(1) 応援活動内容

- ア 自衛隊の災害派遣
- イ 警察の広域緊急援助隊
- ウ 消防の緊急消防援助隊
- エ 医療の広域医療応援
- オ 他の都道府県又は市区町村からの応援
- カ その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）

(2) 応援受入窓口の設置及び受入業務の実施

ア 応援受入窓口の設置

総務部支援受付班は、地震発生後直ちに応援の受入窓口を庁舎に設置する。

イ 受入体制の整備

(ア) 情報の収集・連絡体制を明確にする。

(イ) 応援者（部隊）が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

ウ 応援者（部隊）に対する指示

応援者（部隊）に対し、次の事項について指示する。

(ア) 担当業務

(イ) 前項に基づく応援業務の範囲

(ウ) 応援活動の区域

(エ) 管理事項

第2 公共的団体からの応援受入

【総務部支援受付班】

市は、必要に応じ応急対策活動等に関して、所掌事務に係る公共的団体の協力を受ける。

1 公共的団体

協力を受ける公共的団体は、次のとおりである。

日赤和光市支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、生活協同組合、婦人会等

2 活動内容

- (1) 被災者の救急救助及び医療救護
- (2) 避難誘導及び避難所内における救助
- (3) 炊き出し及び救助物資の調達配分
- (4) 被害状況の調査

3 支援活動

市の公共的団体に対する支援活動は、【本編 第1章 第1節 《応急対策》 第5 ボランティアの応援受入 震災-8】を準用する。

第3 労働力の確保

【企画部政策班】

災害発生時において、市の職員のみでは十分な応急対策を行うことができない場合は、事前協定に基づき和光市商工会に労働力要員の派遣を要請する。

なお、これ以外で労働力要員が不足する場合は、公共職業安定所を通じて労働力を確保する。

1 労務の供給

応急対策活動実施のため、労働力要員の雇上げによる労務の供給は企画班が実施する。

2 労務の内容

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

3 災害救助法が適用された場合の費用等

労働力要員（人夫費）に要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県3月23日告示第393号）の範囲内において県に請求する。

第4 自衛隊への災害派遣要請

【本部室本部班】

災害派遣は、県知事などが、天変地異その他の災害に際し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合に、防衛大臣または指定する者（自衛隊の災害派遣に関する訓令第3条各号に掲げる者）へ部隊などの派遣を要請し、要請を受けた防衛大臣などは、事態やむを得ないと認める場合には、部隊などを救援のため派遣することを原則としている。これは、県知事が、区域内の災害の状況を全般的に把握し、消防、警察といった県や市町村の災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の要否、活動内容などを判断するのが最適との考えによるものである。

市長は、災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、県知事に対し直ちに災害派遣の要請を行う。この要請ができない場合には、その旨および災害の状況を防衛大臣などに通知することができる。市長から通知を受けた防衛大臣などは、災害の状況に照らし特に緊急を要し、要請を待つ余裕がないと認められるときは、部隊などを派遣することができる。また防衛大臣などは、天変地異その他の災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊などを派遣することができる。

市は、平常時から市の防災情報の提供等、円滑に対応できるよう自衛隊災害派遣担当部隊（陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊：大宮駐屯地）と連携を図るとともに受け入れ体制を整備する。

1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

「緊急性の原則」：差し迫った必要性があること。

「公共性の原則」：公共の秩序を維持するため人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

「非代替性の原則」：自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導及び輸送
- (3) 避難者の捜索及び救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫及び病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 災害予防派遣

(15) その他

2 災害派遣実施の判断

- (1) 自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。
- (2) 自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- (3) 自衛隊は、知事から要請を受けた時は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- (4) 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣又は救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

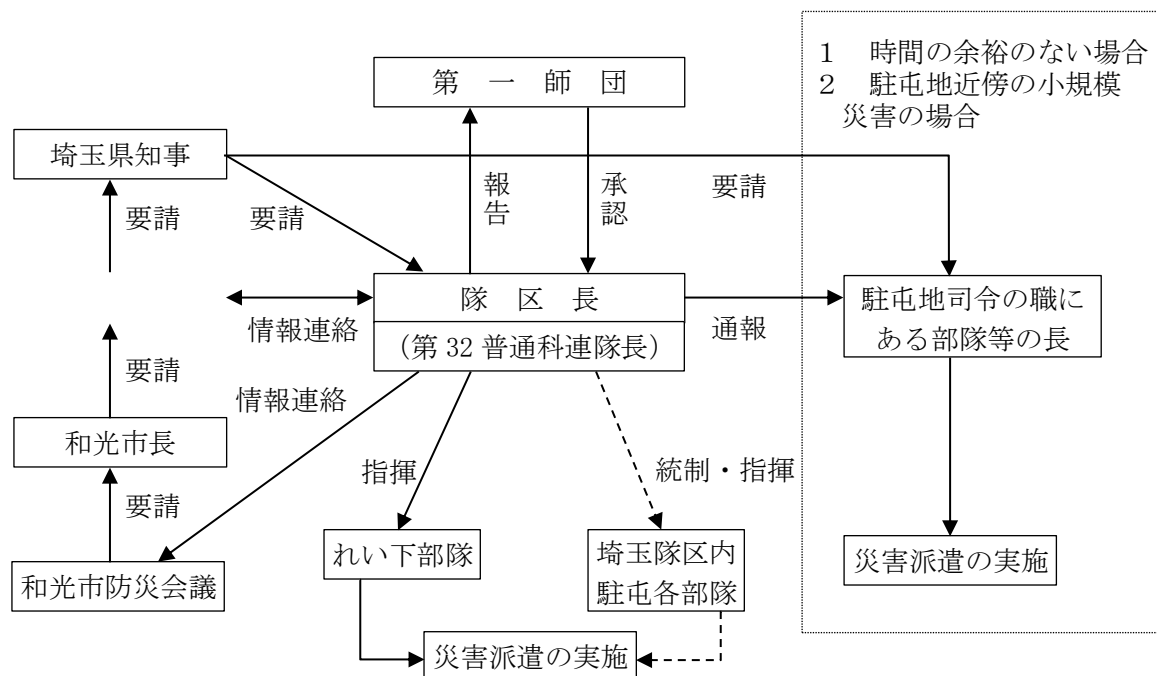
なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。

- (5) 自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

3 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請系統

県の災害派遣要請系統は次による。



(2) 派遣要請手続き

ア 知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は市長が行う。

イ 市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとする場合は、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができな

い場合、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難又は人命救助の場合等事態が急迫し、通信等の途絶により知事に要求ができない場合、市長は、直接最寄り部隊（第32普通科連隊（大宮））に直接通報し、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

(7) 提出（連絡先）

県危機管理防災部危機管理課

(4) 文書様式

《【資料41】 自衛隊災害派遣要請書》

(3) 自衛隊の緊急連絡先

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直 司令	大宮（048）663-4241 内線 435、437 時間外 402

4 災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 作業に関する協議

派遣部隊の責任者と作業計画等について協議・調整し、必要な措置をとる。

(2) 作業計画の作成

ア 派遣自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成する。

その際、自衛隊の活動が他の機関との活動と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

イ 作業計画には、作業の内容、所要人員及び資機材の確保等を明らかにし、派遣部隊の到着と同時に作業に着手できるように準備する。

5 埼玉県への報告

部隊到着時と必要に応じて次の事項を県に報告する。

- (1) 部隊長の官職・氏名
- (2) 隊員数及び車両数
- (3) 到着及び撤収の日時
- (4) 作業の内容及び進捗状況
- (5) その他参考となる事項

6 災害派遣の撤収要請

災害派遣の目的を達成し、事後の作業が市の対応能力の範囲内となり、派遣の必要性が少ないと判断した場合、速やかに派遣部隊の撤収を知事及び派遣部隊長に要請する。口頭又は電話等で要請し、事後、文書を送付する

《【資料42】 自衛隊災害派遣撤収要請書》

7 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

なお、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費、水道料金及び電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償費

第7節 情報収集・伝達

《予防・事前対策》

【危機管理室】

市は、県及び防災関係機関と連携し防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりを整備する。

最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムの構築に努める。また、休日、夜間等に災害が発生した場合に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保しておく。

第1 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、次のような安全対策を講ずるものとする。

1 非常用電源の確保

停電及び屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型電源装置等を保有し、これら資機材に対し定期的なメンテナンスを行う。

2 地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

3 システムのバックアップ

防災行政無線システムを地上系と衛星系で2重化し、また、バックアップシステムを別の場所に設置するよう努める。

第2 情報収集・伝達体制の整備

1 市域の情報収集体制

市は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムの整備を検討する。

(1) 自主防災組織等からの通報システム

(2) 既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム

(3) 市防災行政無線システム

(4) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム

(5) かけつけ通報等

2 市域の情報伝達体制

市は、避難所、防災関係機関、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制の整備を検討する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、CATVシステム、緊急放送（コミュニティFM）、和光市防災・防犯情報メール、緊急速報メール及びツイッター等を有効的に活用する。

≪【資料43】 和光市災害用ハッシュタグ運用基準≫

3 防災行政無線の整備

(1) 情報伝達訓練等の実施

災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

(2) 情報機器の整備

平成18年に実施した同報系防災行政無線の音達調査により判明した難聴地域の解消を図り、併せてアナログ式からデジタル式への完全移行を促進するとともに、移動系防災行政無線の整備を促進する。

≪【資料44】 防災行政無線（同報系無線）音達状況≫

≪【資料45】 防災行政無線（同報系無線）一覧≫

4 情報処理分析体制の整備

(1) 災害発生の種類

ア 災害時の情報

(ア) 観測情報：地震計等からの情報

(イ) 被害情報：物的被害、人的被害、機能被害に関する情報

(ウ) 措置情報：県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報

(エ) 生活情報：ライフライン等生活に関する情報

イ 事前に準備すべき情報

(ア) 地域情報：地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報

(イ) 支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

(2) 災害情報データベースの整備

市は、災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

5 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

≪応急対策≫

【本部室本部班】

市は、地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、県及び防災関係機関相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達を行う。

その際、あらゆる手段をもって通信を確保して災害情報を収集伝達する。

第1 通信手段の確保

1 災害時使用する通信

市が災害時に使用する通信は、次のとおりである。

- (1) 防災行政無線
- (2) 指定電話
- (3) 防災情報システム
- (4) 非常通話・緊急通話及び非常電報・緊急電報
- (5) 非常通信
- (6) その他の手段（他機関の通信等）による通信

2 災害時における指定電話

連絡窓口	指定電話	
	時間内	時間外
和光市危機管理室	048-464-1111（内線 2375）	048-464-1111（当直）
埼玉県南西部消防局警防課	048-460-0122	048-460-0128 （消防指令センター）
和光消防署	048-461-0119	同 左
和光消防署白子分署	048-461-0474	同 左

3 N T T回線輻輳時の通信

(1) 根拠法令

災害対策法 57 条、電気通信事業法第 8 条及び電気通信事業法施行規則第 55 条・第 56 条の規定に基づき、この計画に定めるところにより非常・緊急の場合の通信を利用する。

(2) 通信設備の復旧

地震発生後、直ちに通信設備の機能確認を行い、支障が生じている場合は緊急に復旧させる。

東日本電信電話株式会社の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、非常・緊急時の通信をもって対処する。

(3) 災害時優先電話の利用

災害時に必要な緊急連絡を優先的に行うために事前に東日本電信電話株式会社に番号を登録した、災害時優先電話を利用する。

(4) 非常通話・緊急通話及び非常電報・緊急電報の利用

震災時における輻輳・機器の故障等により災害時優先電話も利用できない場合で、応急対策等のため必要がある場合は、非常通話・緊急通話及び非常電報・緊急電報を利用する。

4 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災害対策法 57 条の規定に基づき通信施設の優先使用をすることができる。

(1) 有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

- ア 警察機関
- イ 消防機関
- ウ 水防機関
- エ 航空保安機関
- オ 気象業務機関
- カ 鉄道事業者
- キ 電気事業者
- ク 鉱業事業者
- ケ 自衛隊

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する範囲

- ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。
- イ 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ県警察本部長と協議するものとする。

5 非常通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合にあって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (1) 人命の救助に関すること
- (2) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- (5) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- (6) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- (8) 遭難者救援に関すること
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること
- (11) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること

- (12) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- (13) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

非常通信に関する照会先は以下のとおりである。

名称	電話番号	FAX 番号
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238-1771（直通）	03-6238-1769

その他、非常通信に関することは、和光市災害対策本部本部活動マニュアルによる。

6 その他の手段（他機関の通信等）による通信

(1) 放送局

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び予報・警報等の放送をNHKさいたま放送局、エフエムナックファイブ及びテレビ埼玉に要請することができる。

この場合、市長は知事に対し放送要請を行う。

(2) アマチュア無線

市は、緊急でやむを得ない場合においては、アマチュア無線ボランティアに要請を行う。そのため、市内のアマチュア無線局に対し、平常時より災害時の情報収集及び通信確保のための協力依頼をしておく。

(3) 和光市災害対策本部と和光市消防団、情報収集班及び避難所との通信

和光市災害対策本部本部活動マニュアルによる。

第2 地震情報等の収集・伝達

地震発生後の応急対策活動を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集し伝達する。

1 地震情報

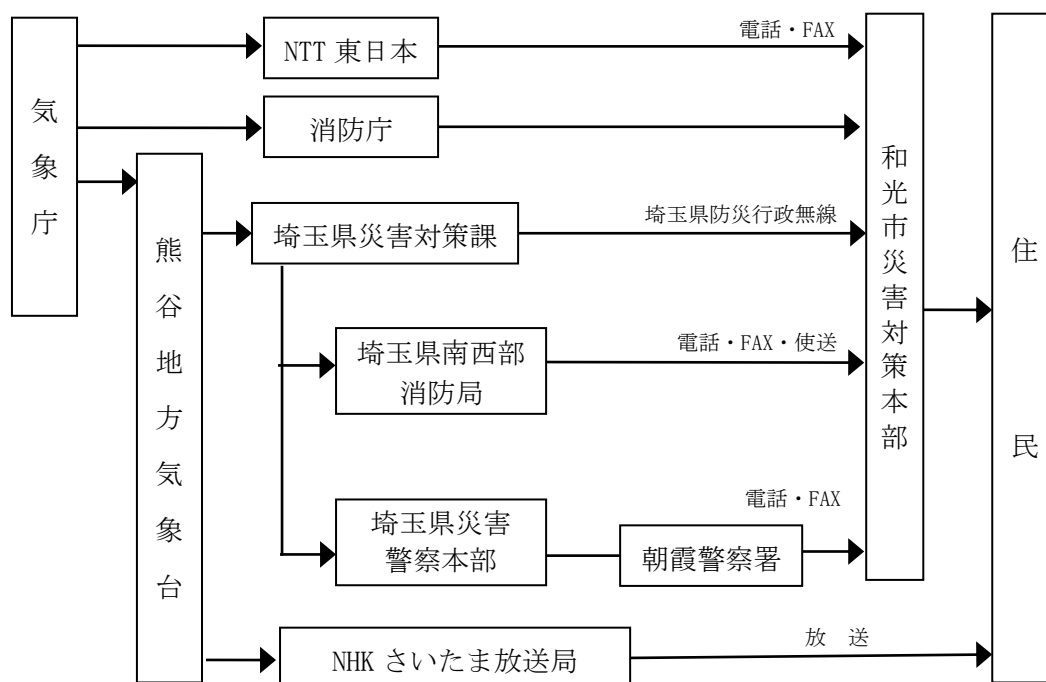
(1) 情報の収集・伝達体制

市は、各防災関係機関からの通報のほか、市職員、和光市消防団員及び埼玉県南西部消防局消防職員等による警戒活動（災害の予想される箇所における警戒巡視等）を行うことにより、災害に関する情報を収集し、防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を取る。

また、県からは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧が送信される。

(2) 情報の収集・伝達系統

気象庁から発表される地震情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



(3) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

日本放送協会（NHK）は、緊急地震速報（警報）をテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知

らせる情報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

緊急地震速報で用いる区域の名称

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
埼玉県北部	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、滑川町、嵐山町、小

	川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
埼玉県南部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡町、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、宮代町、杉戸町、松伏町
埼玉県秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

(4) 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大き	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。

	な地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	※国外で発表した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の以上を観測した地震回数情報等を発表。

(5) 気象庁から発表される震度階級

≪【資料 46】 気象庁震度階級関連解説表≫

2 火災気象通報

(1) 火災気象通報の通報基準

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防局に伝達される。

通報基準は、熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当または該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

強風注意報基準：平均風速が11m/s以上と予想される場合

乾燥注意報基準：最小湿度が25%以下、実効湿度が55%以下と予想される場合

(2) 市民への伝達

市は、和光市防災行政無線及び広報車等を利用して、市民へ火災予防について伝達し、火災発生防止に努める。

第3 被害情報の収集・伝達及び報告

1 情報の収集体制

市は、朝霞警察署等の防災関係機関及び市民等から被害情報の収集に当たる。

なお、必要に応じ、情報収集班を市域に派遣する。収集項目及び派遣要領等については、和光市職員初動体制マニュアル（震災対策編）及び和光市情報収集活動マニュアルによる。

2 情報総括責任者

災害対策本部本部室長を情報総括責任者とし、災害情報の統括及び統制を実施するものとする。

3 情報収集に当たっての留意事項

(1) 災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連携するものとする。

(2) 被害の程度の調査にあたっては、庁内の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意する。

(3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合し、その正誤を確認す

るようにしなければならない。

- (4) 家屋の全壊・半壊・流出及び死者・重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- (5) 外国人の被害情報については、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。

4 埼玉県への被害状況等の報告

(1) 報告すべき災害

市は、次の災害について管轄地域内の被害状況等を県に報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都県以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エ項の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- カ 地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの
- キ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告の種類及び時期等

市は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。

なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

ア 被害速報

被害速報は、原則として県災害オペレーション支援システムにより必要事項を入力して報告し、同システムが使用できない場合は、次のとおりである。

発生速報（※1）と経過速報（※2）に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

《【資料47】 発生速報》

《【資料48】 経過速報》

※1：発生速報

被害の発生直後に電話又は防災行政無線で報告する。

※2：経過速報

被害状況の進展に伴い、収集した被害について逐次電話又は防災行政無線で報告するものとし、特に指示する場合のほか、2時間ごとに行うものとする。

イ 確定報告

災害の応急対策が終了した場合は、7日以内に「被害状況報告」により、文書で報告する。

《【資料49】 被害状況報告》

ウ 被害報告判定基準

報告する被害とその被害判定基準は資料による。

《【資料 50】 被害報告判定基準》

(3) 報告先

ア 被害速報

原則として、災害オペレーション支援システムにより入力し報告する。

災害オペレーション支援システムにより報告できない場合は、報告様式により下記の連絡先に報告する。

勤務時間内	災害対策課に報告する。 ・ 電話番号：048-830-8181 ・ FAX 番号：048-830-8159 ・ 防災無線電話：83-6-8181 ・ 防災無線 FAX：83-6-8159
勤務時間外	危機管理防災部当直に報告する。 ・ 電話番号：048-830-8111 ・ FAX 番号：048-822-8119 ・ 防災無線電話：83-6-8111 ・ 防災無線 FAX：83-6-8119

イ 確定報告

報告様式により文書で報告する。

県災害対策課（電話 048-830-8181）

ウ 消防庁への報告先

消防庁への報告先は次のとおりである。

ただし、消防庁へ直接報告するのは、県に報告ができない場合に限る。

区分		平日（9:30～18:15） （消防庁応急対策室）	左記以外 （消防庁宿直室）
回線			
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政無線	電話	TN-90-49013	TN-90-49102
	FAX	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(4) 報告内容

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

オ 災害に対する措置

(ア) 災害対策本部の設置状況

(イ) 主な応急措置の状況

(ウ) その他、必要な事項

カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ その他、必要な事項

第4 警察からの情報収集

警察から次の災害情報を収集する。

- 1 災害の種別、災害の発生日時、場所（地域）
- 2 気象情報
- 3 河川水位
- 4 被害の概要及び主要被害の状況
- 5 避難者の状況
- 6 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
- 7 警察関係の被害状況
- 8 警察措置
- 9 治安状況

第8節 広報・広聴活動

《応急対策》

市は、地震発生時に被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情等を聴取し、効果的な応急対策活動を行うとともに、災害に関する相談及び情報提供の窓口を設置し、被災者及び市民の要望に適切に対応する。

第1 広報活動

【総務部広報班】

1 市民への広報

(1) 広報内容

広報内容は、次に示すとおりである。

ア 被害状況に関する情報

イ 避難に関する情報

(ア) 避難指示に関すること

(イ) 避難施設に関すること

ウ 応急対策活動の状況に関する情報

(ア) 救護所に関すること

(イ) 交通機関及び道路の復旧に関すること

(ウ) 電気及び水道等の復旧に関すること

エ 住民生活に必要な情報

(ア) 給水及び給食等に関すること

(イ) 医療機関の稼動に関すること

(ウ) 電気、ガス及び水道等による2次災害防止に関すること

(エ) 防疫に関すること

(オ) 臨時災害相談所の開設に関すること

(カ) ごみの収集に関すること

(2) 伝達手段

ア 防災行政無線

イ 広報車

ウ 広報「わこう」

エ ホームページ

オ 市職員、消防職員、消防団員、自主防災組織等による口頭伝達（使送）

カ テレビ・ラジオ・インターネット等の報道機関

キ 和光市防災・防犯情報メール

2 要配慮者への広報

要配慮者に配慮した次のような対策を検討し広報を行うものとする。

- (1) 外国人に対する他言語による広報を実施する。
- (2) 聴覚障害者に対するファクシミリや文字放送、手話放送テロップ等による広報する。
- (3) 視覚障害者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティア等に協力を要請し、点字による広報に努める。
- 3 帰宅困難者への広報
通勤・通学者が都内等に取り残されることが予想されるため「災害用伝言ダイヤル(171)」等を利用した安否等の確認方法について広報する。
- 4 報道機関への発表
 - (1) 実施機関
報道機関への災害広報の伝達は、災害対策本部の本部長、副本部長又は本部室長が行う。
 - (2) 広報内容
報道機関に対しては、次の内容を発表する。
 - ア 災害の種別及び発生の日時等
 - イ 被害状況
 - ウ 応急対策活動の状況
 - エ 市民の避難状況
 - オ その他、必要な事項
- 5 災害広報資料の収集
災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを関係機関等の協力を得て収集する。
 - (1) 記録班の撮影記録係を派遣して撮影した写真及びビデオ
 - (2) 県、他の市町村、報道機関及び市民等が取材した写真及びビデオ
 - (3) 報道機関等による災害現地の航空写真
 - (4) 水防及び救助等応急対策活動取材した写真

第2 広聴活動

【環境部住民班】

- 1 広聴活動の手順（基準）
 - (1) 震災後速やかに
 - ア 被災地での個別聴取（1回目）
 - イ 市ホームページ上に「和光市震災コーナー」を開設
 - ウ 災害相談窓口の設置
 - (2) 5日後
被災地での個別聴取（2回目）
 - (3) 10日後
被災地でのニーズ調査（1回目）
 - (4) 2週間後
災害相談窓口の見直し

- (5) 20 日後
被災地での個別聴取（3 回目）
- (6) 1 ヶ月後以降
 - ア 被災害相談窓口の見直し
 - イ 定期的に個別聴取及びニーズ調査を実施
- 2 災害相談窓口の設置
住民班は、市役所及び出張所に臨時の災害相談窓口を開設し、市民からの相談に対応する。
 - (1) 災害発生直後の市民からの問い合わせ及び救助の要請等に対応するため、専用電話窓口を設置する。
 - (2) 災害相談窓口を開設した場合は、速やかに広報する。
 - (3) 災害相談窓口では、聴取した相談内容及び苦情等を記録し、関係各班に連絡する。連絡を受けた各班は、早期解決に努力する。また、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、可能な限り被災者の安否情報の提供にも対応する。
 - (4) 災害の規模等を踏まえ、必要に応じて、避難所等にも災害相談窓口を設置する。
- 3 県災害情報相談センターの活用
情報収集及び情報提供等、県災害情報相談センターの業務に協力するとともに、その活用を図る。
また市は、県、県内市町村及び関係団体との震災後の連携確保のために、県災害情報相談センターにおいて開催される審査委連絡相談会議に参加する。
- 4 ホームページの開設
市は、ホームページ上に速やかに「和光市震災コーナー」を開設し、これを各種広報媒体を通じて広報する。「和光市震災コーナー」の担当者は、随時、全般の応急対策活動の実施状況を把握するとともに、被災者の要望及び苦情等の把握・分析を行い、市災害対策本部へ伝達する。
- 5 被災者に対する調査の実施
市は、調査員を派遣し、全般の応急対策活動の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望及び苦情等の収集を行う。

第9節 地震火災予防と消防活動

《予防・事前対策》

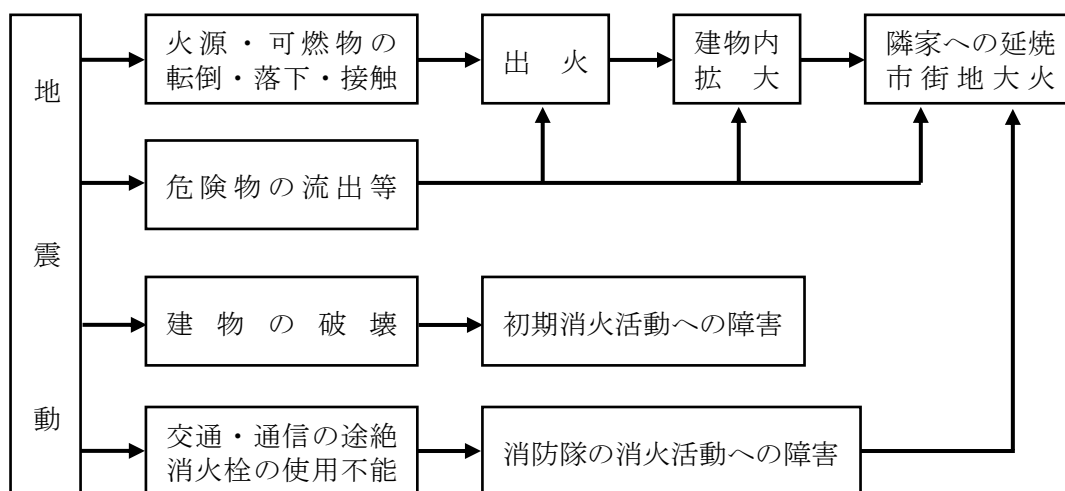
市は、地震火災の発生メカニズム等及び特徴を踏まえ、延焼遮断帯の保全及び整備等を実施して、地震直後における火災による延焼等の被害を最小限にする体制を整備する。

第1 地震火災の発生メカニズム等及び特徴

【危機管理室】

1 地震火災の発生メカニズム及び危険性

地震火災の発生メカニズムと危険性については、次の図のとおりである。



2 地震火災の特徴

- (1) 激しい地震動や建物が崩壊する危険性の中では、火の始末が困難となるため、火災が同時に多発するおそれがある。
- (2) 電話が不通となり、消防機関へ通報できなくなる可能性がある。また、消防機関の消防活動は、火災が同時多発することによる消防用水の分散、水道管の破裂などによる消火栓の使用不能、道路の地割れなどによる交通不能などにより、非常に低下する。
- (3) 家屋の倒壊などにより可燃物が散乱するほか、ガスや危険物の漏れ流出なども加わって市街地全体が非常に延焼しやすい状態となる。

第2 住宅・学校等からの出火防止

【埼玉県南西部消防局、危機管理室】

1 一般火気器具からの出火防止

- (1) 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具であるので、地震後には消火を確認すること、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能のついたガス器具の普及に努める。

- (2) 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- (3) 阪神・淡路大震災で問題となった通電火災の防止のため、過熱防止機能や感震ブレーカー等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。
- (4) 住宅用火災報知器等の設置及びその普及啓発に努める。

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒したりすることにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する可能性がある。そのため、混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を指導する。引火性・自然発火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図ることを指導する。

第3 初期消火体制の充実強化

【埼玉県南西部消防局、危機管理室】

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実させる必要がある。そのため、消防局及び危機管理室は、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防局及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制の強化を図る。なお、初期消火体制の充実強化にあたっては、次の事項を重視する。

1 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策を強化するよう指導するとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成するよう指導する。

2 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化に努める。

第4 和光市消防団の整備

【危機管理室】

1 現況

	所在地	車両	車庫
団本部	和光市広沢 1-5	ホンダフィット	鉄骨造（2階建）
本部分団	和光市広沢 1-3	いすゞ消防車	RC造（3階建）
第1分団	和光市白子 2-15-35	日野消防車	鉄骨造（2階建）
第2分団	和光市下新倉 3-13-18	いすゞ消防車	同 上

第3分団	和光市新倉 2-26-30	同 上	鉄骨造（平屋建）
第4分団	和光市新倉 1-4-64	同 上	鉄骨造（2階建）
第5分団	和光市白子 1-25-60	日野消防車	同 上
第6分団	和光市中央 1-3-33	いすゞ消防車	同 上

備考 定員：130名

2 消防団員の確保対策

全国的な傾向として消防団員は減少しているが、特に本市は東京都に隣接し、多くの市民が市外に通勤している現状から、団員確保が困難なため、次のような対策により、消防団員の確保に努める。

- (1) 消防団組織の再編成
- (2) 団員の処遇改善
- (3) 女性消防団員の加入促進

3 消防団員の育成

消防団の中核となる団員を育成するとともに、団員の資質の向上を図る。

第5 火災予防教育

【危機管理室】

火災の初期段階で重要となる市民及び自主防災組織による初期消火、救出及び応急手当等の技術の向上を図る。

1 市民に対する火災予防教育

火災予防は、消防体制の充実によるほか、防火思想の徹底と一般市民の適切な協力によってはじめてできるものである。この点を重視し、次のような教育を実施して、防火思想の徹底に努める。

- (1) 火災予防運動期間や異常気象時等に、広報車及び防災行政無線等を活用して火災予防を呼び掛ける。
- (2) ポスター及び立看板等により、火災予防の注意を喚起する。
- (3) 自主防災組織等の会合を利用し、常に防火意識の普及に努める。
- (4) 広報「わこう」に防火に関する記事を掲載する。
- (5) 児童・生徒等に対しては、特に、防火意識の涵養に努める。

2 市職員に対する火災予防教育

- (1) 火災予防の重要性にかんがみ、埼玉県南西部消防局と協力して、市職員及び和光市消防団員の教育・訓練を実施する。
- (2) 防火管理者及び危険物取扱者等の講習も前項に準じて実施する。

第6 防災環境の整備

【危機管理室】

1 初期消火の協力

- (1) 地震時における初期消火は、家庭、事業所等市民の自主的な活動に期待するところが大きい。地震時は同時多発火災が予想され、消防機関が担う役割が増大し、十分に対処できないことが考えられる。従って、地域の自主防災体制を充実し地震時に有効的に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図る。なお、市民による初期消火機能を高め、埼玉県南西部消防局及び和光市消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立するように努める。
 - (2) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所の自主防災対策の強化を図るとともに、職場では従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から地震時における初期消火等について具体的な対策を講ずる。
 - (3) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、地域及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。
- 2 災害通信手段の強化
- 市は、災害時における適切な消防活動を行うため、埼玉県南西部消防局と和光市消防団との災害通信手段を確保する。

第7 協力体制の整備

【危機管理室】

和光市総合振興計画に基づく広域行政の推進を踏まえ、次の事項について協力体制を整備する。

- 1 近隣消防局等の応援受入れ及び円滑な活動応援の支援
- 2 埼玉県南西部消防局と構成市との災害対策の推進
- 3 自主防災組織の育成と連携
- 4 災害時における消防団の相互応援協定の締結の推進

第8 消防水利及び消防車進入路の整備

【危機管理室】

- 1 地震時に水道施設の被害、水圧の低下等で消火栓が使用できない場合の対策（耐震性貯水槽の整備、河川・プール等の活用、既存水利の点検等）
- 2 地域の状況に応じた消防水利の配置
- 3 住宅密集地の道路状況の点検、拡幅等による進入路の整備

《応急対策》

市の防災機関は、地震発生時における出火防止と初期消火の徹底を市民や事業者に呼びかけるとともに、和光市消防団を含めて、その全機能を挙げて避難所の安全確保と延焼の防止に努める。

第1 埼玉県南西部消防局による消防活動

【埼玉県南西部消防局】

消防活動は、震災又は大規模災害時と、通常の活動に分けられる。通常の消防活動は、朝霞地区一部事務組合消防計画の定めるところに従って、埼玉県南西部消防局が中心となって活動する。

大地震又は大規模市街地火災が発生した場合には、埼玉県南西部消防局及び和光市消防団は、次に示すように、関係防災機関と連携を保ちつつ、全機能をあげて消防活動を行う。

1 消防に関する情報の収集及び伝達

- (1) 火災発生の状況
- (2) 消防活動上重要な道路障害の状況
- (3) 救急・救助活動の状況
- (4) 危険物の大量流出等消防活動上重要な事象の状況
- (5) その他消防活動上参考となる事象

2 火災防御活動の基本

- (1) 市街地、避難地、避難路、防御施設等の重要度に応じた防御活動に当たる。
- (2) 防御活動は、市民の安全確保を優先し、危険の少ない地区については、自主防災組織の消火活動にゆだねる。

3 初期活動

地震が発生し、被害が予測される場合は、上記の情報収集並びに情報内容を把握の上、直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 車両等の安全確保
- (3) 全無線局の開局及び点検
- (4) 被害状況の把握及び報告
- (5) 重要防御地域の状況把握
- (6) 消防車、救急車の出動準備

4 消火活動

埼玉県南西部消防局は、朝霞地区一部事務組合消防計画に定める消火活動により市域の消火活動を実施する。

- (1) 大地震は、人命に対する多様な危険現象を複合的に発生させる。なお、最も被害を増大させるものは、二次的に発生する火災である。従って、大地震時には、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて火災の早期鎮火と延焼防止を図る。
- (2) 火災が延焼拡大して消防隊個々の活動では効果が得られないと判断した場合は、速やか

に警防本部に応援隊を要請するとともに、和光市消防団との積極的な協力活動を実施する。

5 避難路の確保

- (1) 大地震時に、2次災害による火災が発生した場合、又は大規模な都市火災の場合は、当該地域から市民が安全に避難できるよう、火災の鎮火と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。
- (2) 火災現場付近における避難誘導は、埼玉県南西部消防局及び和光市消防団が地域住民の協力を得て、安全な一定区域まで行う。

第2 和光市消防団による消防活動

【和光市消防団】

和光市消防団は、災害時には、埼玉県南西部消防局と連携し、次の消防活動を行う。

- 1 警戒活動（倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等）
- 2 消火活動（市域並びに主要避難路確保のための消火等）
- 3 救助活動（要救助者及び負傷者に対しての応急措置並びに搬送）
- 4 避難誘導（避難指示（緊急）・勧告の伝達及び関係機関への連絡並びに市民の避難）

第3 他の消防機関に対する応援要請

【埼玉県南西部消防局、本部室本部班】

組合管理者は、独自の消防力では十分な消防活動が困難である場合、他の消防機関による応援隊の派遣を受けて市域の応急対策を遂行する。

1 応援要請

- (1) 独自の消防力では十分な活動が困難な場合は、速やかに隣接市長等に対して消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- (2) 消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない場合、又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に対して消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

≪【資料 51】 埼玉県緊急消防隊援助隊受援計画≫

2 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

組合管理者は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。応援要請は緊急を要するため、通信により行い、後日文書を提出することとする。しかし、被害が甚大で状況把握が困難である場合は、その旨を応援要請機関に連絡し被害状況の把握に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策
第9節 地震火災予防と消防活動

他都道府県応援消防隊を円滑に受入れるため、埼玉県南西部消防局は、連絡係を設け受け入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次に示す準備が困難な場合は、あらかじめその旨を連絡する。

ア 応援消防隊の誘導

イ 応援消防隊に対する給食及び仮眠等の施設等

第10節 救急救助活動

《予防・事前対策》

第1 救急救助体制の整備

【危機管理室、埼玉県南西部消防局】

1 救急体制の整備

市は、広域的又は局地的に多発的に発生することが予想される救助事象に対処するため、埼玉県南西部消防局と協力して、迅速的確な人命救助体制の充実を図る。

2 応急救護体制の整備

市は、普遍的又は集中的に発生することが予測される救急救護事象に対応するため、埼玉県南西部消防局と協力して、応急救護体制の整備を図るとともに、救急資機材の備蓄に努め、医療機関と連携のもとに、一貫性のある応急救護体制の整備の確立を図る。

3 市民に対する指導

市民の自主救護能力を向上させるために、埼玉県南西部消防局と協力して、講習会の開催及びパンフレットの配布等を通して応急救護体制の確立を図る。

また、寝たきり、独居老人、身体の不自由な者等の市民に対する人命の安全確保を図るため、共助による救護体制の充実を図る。

第2 傷病者搬送要請体制の整備

【健康増進センター、埼玉県南西部消防局】

1 情報連絡体制の整備

(1) 傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 現場救護所、搬送車両と後方医療機関及び埼玉県南西部消防局間における十分な情報連絡機能を確保すべく災害時医療情報体制の整備に努める。

(3) あらかじめ定められた搬送の優先順位（※トリアージ）に基づき、搬送先医療機関の受入体制を十分に確認し搬送する。

※トリアージ：災害時の救急救命において、医療機能が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対し最善の治療を行うため、その緊急度や重症度によって、治療や後方搬送の優先順位をきめること

2 搬送の優先順位の設定

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、搬送の優先順位を設定する。

3 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

4 ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立する。

5 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、埼玉県南西部消防局と連携し、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

第3 救助力の強化

【危機管理室】

1 救助資機材の備蓄

市民は、自主防災組織等を確立し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助資機材の備蓄に努める。地域内の建築業者等から、これら救助資機材の調達を推進する。なお、市は、こうした地域の取り組みを支援する。

2 救助訓練

市民は、自主防災組織を確立し、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市及び埼玉県南西部消防局は、その指導、助言をするとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

3 民間自衛防災組織の確立

地区ごとに、自主防災組織のほか、女性防火クラブ及び幼少年消防クラブ等を確立して、初期消火への対応教育、初動体制の訓練等を行い、防災への万全を期する。

《応急対策》

【埼玉県南西部消防局、和光市消防団、本部室本部班】

災害のため負傷者等を医療機関、その他の場所（応急救護所）に搬送すべき必要が生じた場合、医療機関の機能が停止した場合、又は被災地の市民が医療の手段を失うような状態になった場合、市は、迅速・適切な救急救助活動を実施する。

第1 実施機関

救急救助活動は、主に埼玉県南西部消防局及び和光市消防団が実施する。

第2 救急救助の対象者

救急・救助の対象者は、負傷者又は救護・治療を要し、医療機関へ搬送すべき者及び現場で応急救助を施す必要のある者とする。

第3 救急救助活動における優先順位

- 1 救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を要請する。
- 2 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動の要請を行う。
- 3 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 4 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。
- 5 必要に応じ、埼玉県特別機動援助隊「埼玉SMART」に、消火、救急救助及び医療等に対する救急救助活動を要請する。

第4 救急救助活動

埼玉県南西部消防局は、朝霞地区一部事務組合消防計画により、救急・救助活動を実施する。

- 1 災害が発生した場合、直ちに初動体制を確立し、関係機関と協力の上、迅速・的確な救急・救助活動に当たる。
- 2 人命の救急・救助活動は、消火活動に優先して行う。負傷者の搬送は、関係機関と緊密な連携をとり、選択搬送活動に当たる。
- 3 全般の被害状況等から、救急・救助活動が困難な場合は、警防本部に、応援の派遣を要請する。
- 4 救急・救助活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。
- 5 延焼出火が多発し、同時多数の救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に避難誘導と救助活動を行う。
- 6 救助活動現場数が明らかに多く、消防機関のみで対応できない場合には、自主防災組織等市民の協力を得て対応する。

第5 和光市の救助活動

災害のため、生命及び身体に危険がおよんでいる者、あるいは生死不明の状態にある者を救助又は捜索して、その者を保護するために次の事項を定める。

- 1 救助活動の実施機関
救助活動は、埼玉県南西部消防局、和光市消防団、警察及び自主防災組織が行う。
- 2 救助活動要領
 - (1) 救助活動の対象者
 - ア 倒壊家屋等の中に閉じこめられた者
 - イ 土砂崩れの下敷きになった者
 - ウ 行方不明者で、諸般の情勢から判断して生存していると推定される者
 - エ 行方は分かっているが、生存しているか否か明らかでない者

(2) 救助活動の方法

- ア 救助活動の災害対策が大規模にわたるときは、事態に対応して和光市消防団員の非常招集を行い、救助活動に万全を期す。
- イ 救助活動を行う場合は常に災害現場で被害状況を正確に把握する。
- ウ 火災を伴う救助活動は、埼玉県南西部消防局が消火活動と併せて実施する。

(3) 関係機関等への応援要請

災害による被害が甚大な場合又は火災が同時に発生して、埼玉県南西部消防局並びに和光市消防団による救助活動が困難な場合は、状況に応じ下記のような他の機関の協力を求める。

- ア 消防相互応援協定による隣接及び県下消防応援要請
- イ 県外の緊急消防援助隊の応援要請
- ウ 警察に対する協力要請
- エ 知事に対する自衛隊派遣要請
- オ 市内事業者との協定に基づく協力要請

(4) 警察との連絡

警察と密接な連絡をとって救助活動に当たる。

第11節 医療救護活動

《予防・事前対策》

第1 埼玉県医療救護体制

【健康増進センター】

- 1 医療救護活動組織
《【資料 52】 災害時の埼玉県の医療活動の実施体制と役割》
- 2 日本赤十字社埼玉県支部との委託契約
《【資料 53】 日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書》
- 3 災害拠点病院

埼玉県内の災害拠点病院は次のとおりである。

災害拠点 病院区分	病院名	所在地	電話番号
基幹災害 拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3411
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区 新都心 1-5	048-852-1111
地域災害 拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区 天沼町 1-847	048-647-2111
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5- 8-1	048-571-1511
	獨協医科大学 埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1- 50	048-965-1111
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三 室 2460	048-873-4111
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
	埼玉県済生会 川口総合病院	川口市西川口 5-11- 5	0570-08-1551
	埼玉医科大学 国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
	社会医療法人壮幸会 行田総合病院	行田市持田 376	048-552-1111
	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
	独立行政法人国立病院機構	和光市諏訪 2-1	048-462-1101

Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策
第11節 医療救護活動

	埼玉病院		
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
	羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区 新都心 1-2	048-601-2200
	戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	0570-01-1114
	埼玉県済生会 加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

※埼玉県ホームページ「災害拠点病院」より

4 医療救護班の派遣可能数

市近傍の医療機関等の医療救護班の派遣可能数は次のとおりである。

- (1) 朝霞地区医師会 : 4 個班
- (2) さいたま赤十字病院 : 4 個班
- (3) 独立行政法人国立病院機構埼玉病院 : 2 個班

5 救急医療機関

朝霞保健所管内の救急医療機関は次のとおりである。

救急医療機関	所在地	電話番号
朝霞厚生病院	朝霞市浜崎 703	048-473-5005
医療法人社団武蔵野会 TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	048-466-2055
医療法人山柳会 塩味病院	朝霞市溝沼 2-4-1	048-467-0016
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	048-474-7211
医療法人向英会 高田整形外科病院	新座市野火止 6-5-20	048-478-5222
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31	048-481-5168
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
坪田和光病院	和光市白子 2-12-15	048-465-5001
医療法人社団武蔵野会 TMG 宗岡中央病院	志木市上宗岡 5-14-50	048-472-9211

医療法人社団草芳会 三芳野第2病院	ふじみ野市大原 2-1-16	049-261-0502
医療法人誠壽会 上福岡総合病院	ふじみ野市福岡 931	049-266-0111
富家病院	ふじみ野市亀久保 2197	049-264-8811
医療法人財団明理会 イムス富士見総合病院	富士見市大字鶴馬 1967-1	049-251-3060
みずほ台病院	富士見市西みずほ台 2-9-5	049-252-5121
医療法人さくら さくら記念病院	富士見市水谷東 1-28-1	049-253-3811
医療法人社団サンセリテ 三浦病院	富士見市下南畑 3166	049-254-7111
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	入間郡三芳町藤久保 974-3	049-258-2323
医療法人社団草芳会 三芳野病院	入間郡三芳町大字北永井 890-6	049-259-3333
ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井 997-5	049-274-7666
医療法人実幸会 栗原医院	富士見市羽沢 1-33-28	049-255-3700

※埼玉県ホームページ「病院・救急診療所名簿」より

6 医薬品等の備蓄

新座防災基地において、軽治療用医薬品及び緊急医薬品等医療セットを備蓄している。

軽治療用医薬品の内容は、ポビドンヨード液、オキシドール消毒液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、三角巾、油紙である。

また、緊急医薬品等医療セット1セットの内容は次のとおりである。

保管ケース区分	内容品
診療・創傷ケース	聴診器、体温計、血圧計、注射器 他
蘇生・気管ケース	蘇生器、喉頭鏡、気管内チューブ 他
医薬品ケース	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他
衛生材料ケース	包帯、ガーゼ、絆創膏、カット綿 他
事務用品ケース	ボールペン、マジック、カルテ 他

※「埼玉県地域防災計画 資料編 II-2-10-10」より抜粋

第2 和光市の医療救護体制の整備

【健康増進センター】

1 医療機関等の現況

市内の病院等

市内にある病院、歯科診療所、薬局一覧を資料に示す。

《【資料 54】 和光市病院一覧表》

《【資料 55】 和光市歯科診療所一覧表》

《【資料 56】 和光市薬局一覧表》

2 後方医療機関との連携

被災地内の医療機関では、施設や医療機器、ライフライン関連施設の被害等により診療機能が低下し、重症者への対応が困難になることが予想される。

このため、早期の治療が必要となる患者については、速やかに災害拠点病院等の後方医療機関に搬送し、救命措置をとる。なお、後方医療機関の機能は、次のとおりである。

- (1) 既存入院患者等の治療の継続
- (2) 災害による傷病者の受入れ
- (3) 医療救護班の派遣

3 マニュアルの活用

人工透析患者等慢性疾患患者に対し、救助部保健班がとるべき行動について定めた和光市腎臓透析等慢性疾患患者への対応マニュアルを活用する。

第3 自主救護体制の整備

【健康増進センター】

災害時の初期医療をより円滑に行うために、自主防災組織等が救護所等において、軽微な負傷者に対する応急救護活動が行えるよう、市は、自主防災組織等に対して、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を実施し、応急救護能力を強化する。なお、必要に応じ救護所を開設・運営する。

第4 医療機関との初期医療救護体制に関する協議

【健康増進センター】

災害発生時には、広域あるいは局地的に救助及び医療救護を必要とする多数の被災者（傷病者等）が発生することが予想される。従って、市は、平常時から、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び隣接市町村の公的医療機関等及び自主防災組織に対し、次の項目について協議する。

- 1 救護所の開設・運営
- 2 医療救護班の編成及び出動
- 3 備蓄医薬品の種類及び数量等

第5 マニュアルの活用

災害発生時において応急救護所を開設する場合の活動について定めた和光市応急救護所の開設・運営マニュアルを活用する。

《応急対策》

【救助部保健班、埼玉県南西部消防局】

市は、朝霞地区医師会の協力を得て市内各病院及び保健所と緊密な連絡をとり、医療救護活動に万

全を期す。

第1 実施責任者

災害対策本部長が主体となり医療機関の協力を得て、罹災者に対する医療救護活動を実施する。

第2 医療救護の対象者

医療及び助産を必要とする状態にもかかわらず、災害のためその手段を失った者を対象者とする。

第3 傷病者の搬送

1 後方医療機関への搬送

応急救護所は、傷病者に応急的な治療を施す場所であるから、更に医療行為を必要とする重症患者は、後方医療機関（※）へ搬送する。

※後方医療機関：県が指定した災害拠点病院、地域の中心的な公的病院及び市内の民間病院等

2 搬送手段の確保

(1) 搬送は、埼玉県南西部消防局に要請するほか、保健班は、開設した応急救護所に搬送用の車両を備えておく。

(2) 重症者の搬送等、必要に応じて、保健班は本部室班を通じて県防災ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 搬送先の状況把握

保健班は、後方医療機関の被害状況、空き病床数、搬送経路となる道路の状況等、傷病者の搬送先の決定に必要な情報の把握に努める。

第4 応急救護所の開設・運営

1 実施機関

傷病等に対する応急手当の実施及び傷病の程度により、收容先、搬送等の区分をするため、保健班は、必要に応じ災害現場に朝霞地区医師会の協力を得て応急救護所を開設する。

2 応急救護所の開設場所等

(1) あらかじめ決められた場所に応急救護所を開設し、現場からの傷病者を受け入れる。

(2) 応急救護所には、医師医療救護班及び搬送用車両を配置するとともに、医療救護班の交代チームも配置する。

(3) 応急救護所の治療活動の基準

地震発生からの経過時間に応ずる応急救護所の治療活動の基準は、次のとおりである。

活動時期	治療活動の基準
地震発生から 48 時間以内	できる限り多数の患者を後方医療機関へ転送するために必要な最小限の治療を施す。
地震発生から 48 時間以降	收容患者のうちから、傷病等が悪化した患者を早

	期に発見し、緊急処置を実施する。
--	------------------

(4) 応急救護所における活動

和光市応急救護所開設・運営マニュアルによる。

3 救護センターの設置及び応急救護活動のネットワーク化

保健班に救護センターを設置し、各救護所及び医療関係機関等の救護活動をネットワーク化する。

4 応援要請

応急救護所における医師、看護師等、医療関係者が不足するときは、朝霞地区地域救急医療推進協議会、日本赤十字社埼玉県支部、その他の医療機関及び医療ボランティアに応援を要請する。

第5 応急医療救護活動

1 医療救護班の編成

(1) 保健班は、必要に応じて朝霞地区医師会に協力を要請し、医療救護班を編成し、出動する。

(2) 医療救護班は、医師、看護師、薬剤師、事務員及び運転手等で構成する。

2 医療救護活動内容

医療救護活動は、原則として、医療救護班が応急救護所において次の業務を実施する。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) トリアージの実施

(3) 搬送不能で生命への危険性が高い重病者に対する医療

(4) 軽症者に対する医療

(5) カルテの作成

(6) 医薬品等の補給に関する調整

(7) 助産救護

(8) 死亡の確認

(9) 遺体の検索への協力

3 助産救護活動

(1) 助産救護班の編成

助産救護班は、医療救護班の編成に準じて定める。なお、助産救護活動も、医療救護活動と同様に医療救護班によって行われることが望ましいが、助産師によることも認められる。

(2) 助産救護活動内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ 脱脂綿・ガーゼ及びその他の衛生材料の支給

4 帳簿等の整備

出動した医療救護班等は、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備え付けるとともに、医療救護活動終了後、出動報告書を提出する。

第6 応援要請

災害対策本部長は、災害の程度により市の能力をもってしても十分でないと認められた場合は、県又は朝霞地区医師会に対し、次の事項を明らかにし、応援の派遣を要請する。

また、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認められるときは、県に医療救護について速やかに要請を行う。

- 1 派遣先
- 2 要救護者人員数又はその見込み人員数
- 3 医療救護の内容

第7 精神疾患患者への支援

- 1 相談窓口の開設

電話相談等の窓口の開設をし、精神保健に関する相談を受けたり、市民へ情報提供ができるようにする。

なお、県設置の『心のケアセンター』と連携していく。

- 2 医薬品等の供給体制の確保

在宅療養者については、精神科薬含めた医薬品の供給体制を確保し、服薬継続ができる体制を図る。

- 3 適切な診療体制の確保

埼玉 DPAT（埼玉県災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を実施するなど、県調整本部と連携し、精神科医療及び精神保健活動の支援が迅速に行き届くように調整を図る。

また、避難所等への巡回サービス等の対策活動を支援する。

さらに、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得たうえで埼玉 DPAT と連携しながら調整を図る。

第8 医療器具・医薬品等の調達等

- 1 医療救護活動に必要な医療器具・医薬品等は、備蓄品としての医薬品セットのほかは、保健班が医薬品販売業者から調達する。なお、保健班は朝霞地区医師会に要請し、医師会で保有する医薬品等の供給も受ける。医薬品等の輸送は、保健班が行う。
- 2 医療器具・医薬品等が不足するときは、県に備蓄されているこれらの供給を要請する。

第9 メンタルヘルスケアの実施

大災害発生時、災害によるショックや自らの被害状況の中で、被災者は、精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多い。

また、災害対策従事者である市職員や応援職員、ボランティア等も、膨大な災害対応業務による疲労や被災者対応によるストレス、自らも犠牲者であることによる影響等から、精神的不調を来す場合があり得る。

そこで市は、精神科医等の医療関係者の協力を得て、専門家による心理的なカウンセリングを実

施する。

なお、市だけでは対応が難しい場合は、D P A T（災害派遣精神医療チーム）の活用も視野に入れて、県に援助を要請する。

メンタルヘルスケアは、応急対策期だけでなく、復旧・復興期にも継続して実施する。

第12節 避難対策

《予防・事前対策》

【危機管理室】

第1 方針

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難誘導を的確に行う。このため、市は避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第2 用語の定義

1 広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペース。県は、県営和光樹林公園を広域避難場所に指定している。

2 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるため、予め市が指定する施設。指定避難所を兼ねる場合が多い。

3 指定避難所

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

4 いっとき集合場所（オープンスペース）

- (1) 災害発生時に一時的に身の安全を確保して近隣の安否確認をする場所
- (2) 広域避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所

5 避難路

広域避難場所・指定避難所に通じる道路、緑道及び緑地

6 福祉避難所

災害時に高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの要配慮者のうち、指定避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる二次避難所。指定避難所の状況を判断した上で必要なときに開設されるため、最初から避難所として開設されるわけではない。

第3 広域避難場所及び避難路の指定基準

広域避難場所及び避難路は、資料に示す基準に従い指定する。

《【資料 57】 広域避難場所及び避難路の指定基準》

第4 避難所及び避難路の現況

1 指定避難所

市では40箇所の指定避難所を指定している。指定避難所の位置については、和光市防災マップによる。

《【資料 58】 和光市避難所一覧表》

2 避難路

市では、指定基準に従い、資料に示す避難路を設定している。

《【資料 59】 和光市避難路》

第5 避難計画の策定

市は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。また、避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。市の避難計画で定める主な内容は次のとおりである。

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 2 指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 3 指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
- 4 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 5 避難所の管理・運営に関する事項

なお、小・中学校や公共的施設、防災上重要な施設は、地震発生時における対処行動を記載した個別の避難計画を策定する。ここで、公共的施設とは、保育園、社会福祉施設、公民館、コミュニティセンター及び図書館等を指し、防災上重要な施設とは、病院や工場、危険物保有施設等を指す。

第6 避難所の運用構想

1 避難所の確保

避難者は、平成26年度和光市地震被害想定によると東京湾北部地震において、最大で21,948人に及ぶものと推定されている。市では、災害時には、これらの40箇所指定している避難所を活用して避難者の収容を行う。避難者は、原則として近傍の避難所に収容させる。

2 予備避難所の設定

各避難所においても避難者を収容できない場合、予備避難所を設定しこれを収容する。

3 避難所開設にあたっての優先順位の設定

発生する地震によって避難者数に格差があり、これに応じて避難所を開設する。開設にあたっての優先順位は次により区分する。

優先順位1： 必ず開設する避難所

優先順位2： 避難者の発生状況に応じて開設する避難所

4 福祉避難所

指定避難所では生活に支障がある要配慮者を移動・収容するため、指定している福祉避難所の開設を検討する。

第7 避難所運営に関する指針

1 目的

地震等の大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった地域市民に、速やかに避難所を開設して、安全に避難生活を送ることができる場所を提供することが必要不可欠である。また、避

避難所は、避難者が共同生活を快適に送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるよう、指針を定める。

2 避難所運営指針

- (1) 避難所は、被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- (2) 避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- (3) 避難所は、避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- (4) 避難所は、要配慮者（高齢者、障害者、外国人及び児童・生徒等）及び女性のニーズを踏まえて運営する。
- (5) 避難行動要支援者については、各避難所において、一般の避難所とは別に、避難行動要支援者用のスペースを設置して対応する。
- (6) 学校等の避難所は、市の職員と学校教職員や施設職員との連携や、地域住民の協力を得て避難所運営を行う必要がある。

さらに避難所としての役割に加えて、地域の情報の集積や発信といった地域防災センター的な意味合いも含めた防災拠点としての役割・活動が求められる。

- (7) 学校等の避難所は、市職員、学校教職員、施設職員の責任のもとで開設・運営されるが、数名の人員で多くの避難者を受入・支援することは充分ではないことから、収容人員の多い避難所13箇所については、平素から、市が、自主防災組織や自治会、消防団、民生委員・児童委員などの地域住民の協力を得て、「主要避難所運営連絡会」を結成するよう働きかける。

第8 マニュアルの作成

- 1 マニュアルを作成する施設等
小・中学校、保育園、社会福祉施設、公民館、コミュニティセンター及び図書館等
- 2 作成するマニュアル
各施設避難誘導マニュアル及び避難所管理・運営マニュアル

第9 他都道府県からの避難者の受入れ

県は、大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、本県に避難してきた者を収容し保護するための県避難所を県有施設等の中から選定し、当該施設の所在する市町村と協議のうえ、確保するものとする。

- 1 県避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
 - (2) 耐震・耐火構造の建物等を利用する。
- 2 県避難所として選定された施設管理者は、必要時に当該施設が迅速・円滑に避難所として開

設できるように維持・管理に努めるものとする。

《応急対策》

地震災害等災害緊急時には、危険区域にある市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難所に収容して、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

避難に際しては、対象地域市民に対して避難指示を行い、障害者、高齢者等の避難行動要支援者を最優先する。

第1 避難指示等

【本部室本部班】

1 避難指示等

(1) 発令基準

ア 警戒レベル4 避難指示

当該地域に、災害が発生するおそれがある場合であり、例えば次のような場合

- (ア) 大地震が発生し、避難の必要が生じた場合
- (イ) 火災が拡大するおそれがある場合
- (ウ) 爆発のおそれがある場合
- (エ) 崖崩れ等による危険が切迫している場合
- (オ) 避難の必要が予測される気象警報等が発表された場合
- (カ) その他市民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められる場合

イ 警戒レベル5 緊急安全確保

当該地域に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合

(2) 伝達の内容（基準）

ア 警戒レベル

イ 発令理由

ウ 避難対象地域

エ 避難先及び避難経路

オ 避難時の注意事項

カ その他必要な事項

2 立退きの指示

立退きの指示は、次の者が行うものとする。

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、地すべり	洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

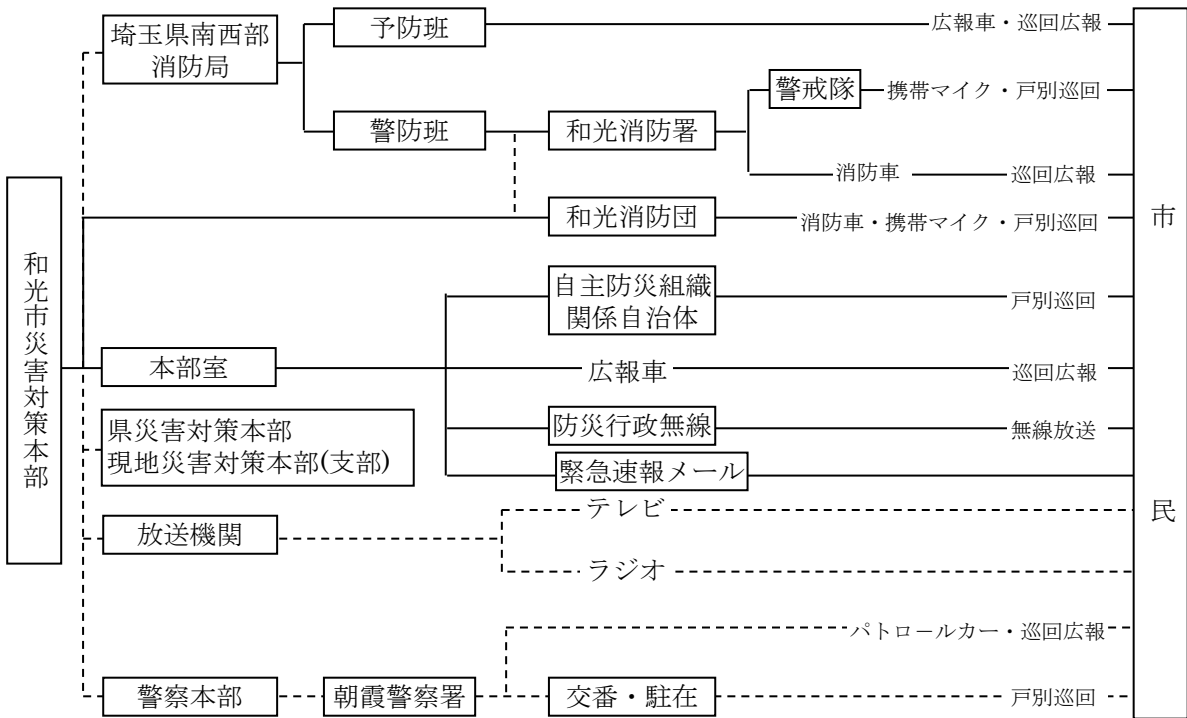
3 避難対象者

居住者、滞在者及び通過者等その区域にいる全ての者を対象とする。

(2) 伝達手段及び伝達系統

避難指示を発令した場合には、市防災行政無線、広報車等による広報手段のほか、消防団及び自主防災組織等の協力による戸別訪問等により、速やかにその内容を市民等に伝達する。

避難指示の伝達系統は、次による。



(注) ----- は、連絡又は通知を示す。

6 関係機関への伝達

(1) 市長（災害対策本部長）が避難指示を実施した場合

市長は、避難指示を実施した場合、速やかに知事（災害対策課）に報告する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外の者が避難指示を実施した場合

市長以外の者が避難指示を実施した場合は、直ちに市長に通知する。市長は、前項に準じて知事（災害対策課）に報告する。

第2 警戒区域の設定

【本部室本部班】

市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限もしくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

また、警戒区域の設定を行った場合、市長は関係機関及び住民にその内容を周知する。

第3 避難行動

1 避難の優先順位

(1) 第1次避難者

避難準備・高齢者等避難開始を発令し、障害者、高齢者、乳幼児及び妊産婦等の避難行動要支援者を避難させる。

(2) 第2次避難者

避難指示を発令し、前項以外の者を避難させる。

2 事前準備

避難の事前準備に当たっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

(1) 避難に際しては、必ず、自宅や職場の火気危険物等の始末を完全に行う。

(2) 会社及び工場にあっては、災害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

(3) 避難者は氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもので水にぬれてもよいもの）を携行する。

(4) 避難者は1日分程度の食料、飲料水、タオルや洗面具等の日用品、照明具（懐中電灯等）、救急薬品等を携行する。

(5) 服装は軽装とするが、素足を避け、帽子、雨具、最小限の肌着等の着替えや、必要に応じて防寒具を携行する。

(6) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。

(7) 平常時から用意しておくべき物品類は「非常持出」と標示した袋等に入れて、迅速に持ち出せるようにしておく。

(8) 病院、保育園等多数の障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦等を収容している施設では、平常時から避難計画を立て、市、埼玉県南西部消防局及び警察署等との連絡を密にする。

3 避難誘導

【本部室本部班】

(1) 避難誘導の実施者

避難所への移動は、各避難者自らが行うことを原則とする。しかし、混乱を防止するため、必要に応じ、市職員、警察官、埼玉県南西部消防局職員、和光市消防団員及び自主防災組織のリーダー等（以下、「組織のリーダー等」という。）が避難者の誘導を実施する。

(2) 避難経路の指示

ア 避難経路は、【本節 避難対策 《予防・事前対策》 第4 避難所及び避難路の現状 震災-88】に示す避難路を活用する。これによることができない場合、災害対策本部長が別に指示する。

イ 各地域の避難経路の細部の選定については、避難者の誘導に当たる者（組織のリーダー等）が、火災及び落下物・危険物の有無等の状況を考慮して指定する。

その際、可能な限り指定者が避難経路を事前に確認し、危険のない避難経路を選定する。

(3) 避難先の判断基準

避難者をどこへ誘導するかは、その災害の形態や避難の理由により異なるが、概ね次のとおりとする。

ア 大規模な市街地火災の場合

火災の状況に応じて、避難所又は直接広域避難場所へ誘導する。一時的に避難所に集合した場合にも、安全を期するため、なるべく早い時点で広域避難場所へ移動する。

火災がおさまり安全が確認されたら、避難指示（緊急）を解除し、生活の拠点を失った者は指定避難所に誘導する。

イ 建物が被害を受けた場合

緊急を要するときは、とりあえず屋外へ誘導し、事後、指定避難所へ誘導する。

(4) 避難誘導に当たっての留意事項

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な避難経路を選定する。

イ 必要に応じ、自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講ずる。

ウ 避難誘導は、努めて、自治会等の単位で行う。

エ 危険地点には、標示及び縄張り等を行い、状況により誘導員を配置し安全を期する。

オ 状況により、避難行動要支援者には、車両等による輸送を行う。

カ 避難者の所持品は、貴重品、若干の食料及び最低限の身の回り品等、立ち退きに支障を来たさない最小限度のものとする。

第4 避難所の開設・運営

【救助部本部班、各避難所管理班】

1 避難所開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対し、宿泊及び給食等の救援救護を実施し、一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

2 避難所の公示及び埼玉県への報告

(1) 避難所を開設した場合は、市はその旨を公示するものとする。

(2) 市長は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

ア 避難所開設の目的、日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

3 避難所の管理運営

(1) 市は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、和光市職員初動体制マニュアル（震災対策編）及び和光市避難所開設・管理マニュアルに基づいて避難所の運営を行う。

避難所管理班員・緊急初動要員のうち、主要避難所（市が指定する小中学校等の収容人員が多い避難所）を担任する要員は、学校教職員、施設職員と地域の住民等で構成する「主要避難所運営連絡会」の協力を得て、避難所の運営にあたる。

避難所の運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。

イ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には責任者、副責任者、役員等のうち、複数の女性が参加するよう配慮する。

エ 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、女性専用物干し場、クールダウンスペース等は開設当初から設置するように努める。女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮し、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

オ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

＜要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示＞

高齢者…紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡
乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性…女性用下着、生理用品などの衛生用品

妊産婦…マット、組立式ベッド

外国人…外国語辞書、対訳カード

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、朝霞地区医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(2) 県は、市から要請があった場合は、職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。

第5 在宅被災者への支援

【救助部本部班】

在宅被災者とは、居宅は災害後も継続的に居住可能であるが、交通手段・ライフラインの途絶等により、自助努力での食料調達等が困難で、生活の維持に公的援助を要する者のことをいう。

市は、市内の在宅被災者の人数把握に努め、在宅被災者のニーズを把握するなどして、在宅被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、復旧・復興に関する情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第6 広域一時滞在

【本部室本部班】

市は、災害から被災住民を避難させることが市内では困難と判断した場合、他の市町村の協力を

得て、被災住民を避難させる。

また、他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合は、県の支援のもと、広域一時避難のための避難所を提供する。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

第13節 物資供給計画

《予防・事前対策》

第1 方針

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等を供給し得る体制を整備する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、所要の物資等の備蓄を推進する。

第2 飲料水供給体制の整備

【水道施設課】

1 埼玉県の飲料水供給体制

(1) 大久保浄水場の供給能力

大久保浄水場は、和光市等15市1町に飲料水を供給しており、備蓄水量及び応急資機材による供給能力は次のとおりである。

項目	供給能力	
備蓄水量	169,400 m ³	
応急資機材による給水能力 (※1)	基本給水量	42,800 ｾﾙ
	給水能力	299,600 ｾﾙ
	給水対象人口 (※2)	99,866 人
給水班	12 個班 (1 個班 2 名)	
給水タンク	2 m ³ タンク	11 個
	1 m ³ タンク	4 個
ポリタンク	20 ｾﾙタンク	840 個
臨時給水栓装置 (※3)	26 セット	

※1 給水能力とは、1日7回、県所有資機材の使用を想定した数量をいう。

※2 給水対象人口とは、県所有資機材で対応可能な人数をいう。(1人あたり30)

※3 送水管路上にある空気弁に設置可能な給水栓をいう。

(2) 新座防災基地の供給能力

ろ水機5台(ろ過能力1台:2,500 ｾﾙ/時間)

2 自衛隊の飲料水供給支援体制

給水車(1t水トレーラ)、4台

3 和光市の飲料水供給支援体制

(1) 飲料水の備蓄基準及び給水機材の備蓄現況

ア 飲料水の備蓄基準

市は、最大の避難者が発生(約22,000人)する東京湾北部地震を想定し、避難者用と災害救助従事者用として直ちに供給できる飲料水(ペットボトル、1.5 ｾﾙ)を1人当たり

2本備蓄する。

イ 給水機材

応急給水用として、上下水道部等に備蓄している資機材は次のとおりである。

(令和7年3月31日現在)

給水機材	規格	所属	単位	数量
給水タンク	1,000 ℓ	危機管理室	台	1
給水タンク	900ℓ	上下水道部	台	1
	260ℓ	上下水道部	台	1
タンク車	1,500 ℓ	消防署	台	1
		消防団第1分団		1
水タンク	100 ℓ	危機管理室	個	10
ポリ缶	10 ℓ	上下水道部	缶	290
	18 ℓ	危機管理室		88
		上下水道部		210
給水袋	1 ℓ	危機管理室	枚	4,400
	6 ℓ	上下水道部	袋	10,000
緊急浄水装置	—	危機管理室	機	8
		上下水道部	機	1
非常用揚水発電機	—	上下水道部	機	2

(2) 断水時における飲料水供給体制の整備

ア 災害時使用可能な取水場（井戸）

現在、酒井浄水場及び南浄水場の取水場6箇所が稼働している。そのうち、非常用発電機を備え、停電中においても揚水が可能である取水場は次の2箇所である。これらは、災害時において給水拠点として使用する。

なお、第5号取水場については、災害時自動給水圧力水槽施設が設置されており、現状のまま、給水拠点としての運用が可能である。

(ア) 酒井浄水場系

a 第5号取水場（新倉2-3588-3）

(イ) 南浄水場系

b 第10号取水場（南1-2569-5）

イ 本田技研工業株式会社和光ビルとの協定

市は、本田技研工業株式会社和光ビル（本町8-1）と協定を締結し、災害時において1本の井戸の使用が可能である。今後は、施設の整備について、本田技研工業株式会社和光ビルと調整する。

Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策
第13節 物資供給計画

ウ コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社埼玉第二支社ベンディング所沢支店との協定
市内に地震等の災害が発生した場合、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社埼玉第
二支社ベンディング所沢支店から、被災者に対する自動販売機内飲料水の無償提供等の支
援を受ける。

(3) 実施主体

飲料水の供給は、市が実施し、不足分について県が補完する。

(4) 応急給水の対象者

応急給水の対象者は、被災者、災害によって水道施設が被害を受け給水が停止した断水世
帯及び緊急を要する医療機関とする。

(5) 災害時における必要水量

ア 前提

(ア) 平成26年度和光市地震被害想定調査報告書において断水率が最大となる東京湾北部
地震を想定し、市の必要水量を算定する。

(イ) 断水人口（1日後）

断水人口は24,601人とし、これが当分の間、継続するものとする。（平成26年度和
光市地震被害想定調査報告書による）

イ 必要水量

災害発生から の期間	飲料水の使用目的	飲料水の 使用基準 (ℓ/人・ 日)	必要水量 (m^3 /日)
災害発生から 3日	生命維持に最小必要な水量	3	74 ($24,601 \times 0.003$)
災害発生から 10日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水 準を維持するために必要な水量	20	492 ($24,601 \times 0.02$)
災害発生から 21日	通常の生活に不便であるが、生活可 能な必要水量	100	2,460 ($24,601 \times 0.1$)
災害発生から 28日	ほぼ通常の生活に必要な水量	250	6,150 ($24,601 \times 0.25$)

(6) 和光市の飲料水供給能力及び飲料水の需給

ア 水利現況

項目 浄水場	配水池		浄水能力 (m^3 /日)
	数	容積 (m^3)	
酒井浄水場	2	4,200	4,190
南浄水場	3	20,000	30,810
合計	5	24,200	35,000

<参考>

項目	取水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	最大給水量 (※) ($\ell/1$ 人、1日)
浄水場		
酒井浄水場	4,965 (地下水)	411
南浄水場	2,239 (地下水)	

※ 最大給水量＝給水能力÷供給対象者

$$= 35,000 \div 85,000 \times 1,000 = 411$$

イ 飲料水供給能力

(ア) 算定要領

a 基礎データ

- ・ 配水池の給水可能量：24,200 m^3 (/2 箇所、1 日)
- ・ 取水場：3,140 m^3 (/2 箇所、1 日)

b 想定

災害時、県水（大久保浄水場）の供給はなく、使用可能な取水場 6 箇所のうち、2 箇所（取水井戸 2 本）とし、地震発生時の貯水量は、満水時の 70%、更に運搬中にこぼれる水及び 2 次災害（火災等）による給水不可能水として、15%を減じる。

ただし、算定に当たっては、飲料水の運搬に必要な時間等は考慮しない。

(イ) 算定式

$$\begin{aligned} & (\text{酒井浄水場の供給能力}) + (\text{南浄水場の供給能力}) + (\text{地下水の取水場の供給能力}) \\ &= (4,200 \times 0.7 \times 0.85) + (20,000 \times 0.7 \times 0.85) + (3,140 \times 0.85) \\ &= 2,499 + 11,900 + 2,669 = 17,068 \text{ (}\text{m}^3/\text{日}\text{)} \end{aligned}$$

ウ 飲料の需給

飲料水供給能力は、17,068 ($\text{m}^3/\text{日}$)である。一方、市の最大必要水量は 6,150 ($\text{m}^3/\text{日}$)（前 3 (5)イ項）であり、地震発生時以降の飲料水を確保できると考えられる。このことから市は、供給可能な飲料水を適切に運搬・給水する体制の整備に努めるものとする。

(7) 不測事態への対応

市は、飲料水供給体制に不測事態が生じた場合に備え、以下の対策を実施する。

ア 当面の対策

小・中学校等の公的施設及び民間施設の受水槽・高架水槽・井戸水を活用して、不足分の飲料水を補完する。

イ 今後の対策

(ア) 取水場の整備の検討

酒井浄水場及び南浄水場の全ての使用可能な取水場（7 箇所）に、災害時自動給水圧力水槽施設を取り付けた場合、合計 17,629 m^3 となり、市の必要水量を十分に確保できる。

(イ) 井戸所有者との協定の推進

井戸所有者と市との間に、災害時の一般開放に関する協定を結び、水質検査の後に一般に開放する。

(ウ)浄化装置を備えた市民プールの整備

浄化機能を備えた市民プールを整備し、プール水を災害時、飲料用として使用可能とする整備を行う。

(8) 給水拠点、飲料水の運搬及び給水要領等

和光市応急給水活動マニュアルによる。

(9) 水質の安全確保

ア 地震発生時から 60 時間は、にごり水の発生が予想されるが、ろ過装置を活用して、飲料水を確保する。

イ 水処理のための薬品は、各浄水場とも 14 日間分以上の貯蔵量を確保し、災害に備える。

(10) 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池及び河川等、比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調査するため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

(11) 耐震性貯水槽の整備

市は、小・中学校等における耐震性貯水槽の整備を促進する。

(12) 給水用資機材の整備

市は、応急給水用備蓄資機材については、定期的な保守及び更新を行い、給水用資機材の整備に努める。

第3 食料供給体制の整備

【危機管理室】

1 埼玉県ของ食料供給支援体制

(1) 食料備蓄目標数

項目	避難者		災害救助従事者
	主食	乳児食	
供給対象者	662,016 人	8,948 人	66,201 人
供給基準食数 (1 人/1 日)	3 食	200g	3 食
備蓄目標数量 (県+民間協定+他県との応援協定)	$662,016 \times 3 \times 1.1 \div 2,190,000$ 食	2,000kg	300,000 食

(2) 新座防災基地及び防災拠点校の食料備蓄保管数

和光市近傍施設の食料備蓄保管数は次のとおりである。

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

品目 備蓄場所	乾パン (食)	アルファ米 (食)	乾燥がゆ (食)	クラッカー (食)	ほ乳瓶 (本)
新座防災基地	188,800	45,800	0	24,080	4,000
和光高校	3,200	4,800	2,000	0	0
朝霞高校	2,880	4,650	2,000	0	0
新座柳瀬高校	3,200	4,800	2,000	0	0

2 和光市の食料供給支援体制

(1) 食料の備蓄現況

市の備蓄食料の種類及び数量は次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

品目	ビスケット (食)	レトルト米 (食)	お粥 (食)	クラッカー (食)	粉ミルク (kg)	ほ乳瓶 (本)
数量	24,000	43,350	1,300	9,800	52	192

(2) 実施主体

食料の備蓄については、市、県及び市民が分担して実施する。

(3) 食料供給対象者

供給対象者は、平成26年度和光市地震被害想定調査報告書において避難者数が最大となる東京湾北部地震（冬18時、風速8m/s）を想定し、次のとおりとする。

供給対象者	供給対象者数
人口（平成26年3月31日）	79,338人
避難者数（乳児を含む。）	21,948人（※1）
うち、乳児数（0歳児）	251人（※2）
災害救助従事者数	2,170人（※3）
合計（※1+※3）	24,118人

※2 避難者数×乳児の比率（平成26年3月31日現在）

$$=21,948 \times (908 / 79,338) = 251$$

※3 乳児を除く避難者の10%

$$=21,697 \times 0.10 = 2,170$$

(4) 埼玉県、和光市及び市民（避難者）の備蓄目標（最低限）

供給対象者	埼玉県と和光市	市民	合計
避難者	2日分	3日分	5日分
災害救助従事者	3日分（各自の分）	—	3日分

(5) 和光市の備蓄目標数

前項に基づく備蓄目標数は次のとおりである。

供給対象者	備 蓄 目 標 数
避難者	主 食：95,756食 (21,279人×1.5日×3食) 飲 料 水：98,766ℓ (21,948人×1.5日×3ℓ)
災害救助従事者	主 食：2,120食 (471人×1.5日×3食) 飲 料 水：2,120ℓ (471人×1.5日×3ℓ)
合 計	主 食：97,876食 飲 料 水：100,886ℓ
乳 児	粉ミルク：57kg (251人×1.5日×0.15kg)
要配慮者	レトルト粥：936食 (208人×1.5日×3食)

備考 乳児食の摂取基準（粉ミルク）：0.15kg／日

(6) 要配慮者への配慮

幼児、高齢者及び障害者等の要配慮者の健康状況には、特別の配慮が必要である。このため、市は、口に入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、市は、アレルギー食品注意カードを避難所等で配付できるようにする。

第4 生活必需品供給体制の整備

【危機管理室】

1 埼玉県的生活必需品供給支援体制

(1) 生活必需品の備蓄総保管数

(平成26年4月1日現在)

品目	毛布 (枚)	下着 (組)	タオル (枚)	ローソク (本)	使い捨てトイレ (枚)
数量	58,832	62,804	49,571	31,384	136,900

(2) 新座防災基地における生活必需品の備蓄保管数

(平成26年4月1日現在)

品目	毛布 (枚)	下着 (組)	タオル (枚)	ローソク (本)	使い捨てトイレ (枚)
数量	3,668	5,716	1,618	3,984	25,000

2 和光市の生活必需品供給支援体制

(1) 生活必需品の備蓄現況

ア 生活必需品の種類

区分	品名
寝具	毛布・タオルケット、寝袋等
外衣	防寒具等
肌着	七分袖シャツ（成人用男・女）、ブリーフ（成人、子供用男子） ショーツ（成人、子供用女子）
見回り品	タオル、靴下（成人用男・女）、（子供用男・女）
炊事用具	かまどセット、バケツ、浄水器、簡易食器
日用品	石けん、トイレットペーパー、給水容器、簡易トイレ、懐中電灯
医療品	救急箱（消毒液等）
衛生用品	おむつ（子供用、大人用）、生理用品、トイレ衛生用品
その他	更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り

イ 生活必需品の数量及び備蓄場所等

市の主な備蓄生活必需品の種類及び数量は次のとおりである。

（平成27年4月1日現在）

品目	毛布 (枚)	下着 (組)	タオル (枚)	簡易トイレ (個)
数量	4,400	3,900	9,000	8,300

(2) 実施主体

生活必需品の備蓄は、市が実施し、不足分について県が補完する。目標備蓄数量は、避難者用を市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上である。

なお、市民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

(3) 計画の策定

生活必需品備蓄計画を策定する。

第5 防災用資機材供給体制の整備

【危機管理室】

1 埼玉県の防災用資機材供給支援体制

主要な防災用資機材の備蓄総保管数は、次のとおりである。

（平成20年4月1日現在）

品目	ろ水機 (機)	仮設トイレ	発動発電機 (機)	防水シート (枚)
数量	64	140	72	10,140

2 和光市の防災用資機材供給支援体制

(1) 防災用資機材の備蓄現況

市の主な備蓄防災用資機材の種類及び数量は次のとおりである。

(平成30年3月31日現在)

品目	マンホールトイレ (台)	発動発電機 (機)	防水シート (枚)
数量	91	40	225

(2) 実施主体

防災用資機材の備蓄は、市が実施し、不足分について県が補完する。

(3) 災害時用トイレの整備

【危機管理室】

大規模な災害時には、建物や下水道管に破断が生じたり、水道の停止により、多くの水洗トイレの使用が困難になることが想定され、早期の段階から被災者のトイレの需要が生じ、速やかに対応策を講じなければ、衛生上の問題を含めて、被災者の精神的、肉体的なストレスが生じる。

このために、災害時のトイレ需要に、早期に対応できるようマンホールトイレ等災害時用トイレを準備することともに、他の自治体や企業等との連携を図り、仮設トイレの調達体制の整備を図る。

また、仮設トイレの多くはし尿貯留型のため、し尿収集が必要となることから、し尿の収集、処理体制についても併せて検討を行う必要がある。

(4) 今後検討すべき事項

【危機管理室、各課】

市は、防災用資機材の備蓄品目及び数量等について検討し所要量を備蓄する。なお、備蓄品目の一例は次のとおりである。

ア ろ水器、発電機、投光機

イ 災害用トイレ

ウ 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）

エ 移送用具（自転車、担架、ストレッチャー等）

オ 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

第6 医療救護資機材及び医薬品供給体制の整備

【健康増進センター】

1 埼玉県の防災用資機材供給支援体制

新座防災基地において、軽治療用医薬品及び緊急医薬品等医療セットを備蓄している。

軽治療用医薬品の内容は、ポビドンヨード液、オキシドール消毒液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、三角巾、油紙である。

また、緊急医薬品等医療セット1セットの内容は次のとおりである。

保管ケース区分	内容品
診療・創傷ケース	聴診器、体温計、血圧計、注射器 他
蘇生・気管ケース	蘇生器、喉頭鏡、気管内チューブ 他
医薬品ケース	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬 他
衛生材料ケース	包帯、ガーゼ、絆創膏、カット綿 他
事務用品ケース	ボールペン、マジック、カルテ 他

2 和光市の医療救護資機材及び医薬品供給体制の整備

(1) 医療救護資機材及び医薬品の備蓄現況

市の備蓄医療救護資機材及び医薬品の種類、数量及び備蓄場所等は、和光市職員初動体制マニュアルによる。

(2) 今後検討すべき事項

市は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療機関におけるストックの状況等で災害時における医療救護資機材及び医薬品の備蓄品目及び数量等について検討し所要量を備蓄する。

(3) 計画の策定

医療救護資機材及び医薬品の備蓄計画を策定する。

第7 災害時における民間との協力に関する協定の推進

【危機管理室】

災害発生時に、市民に対して、どこまで災害対策活動を行うかによって、必要とする物資の量は異なってくる。従って、基本的には日常生活で重要度の高いもの及びその時点で緊急度の高いものあるいは災害時にすぐには調達できないものの最低限度量は、防災倉庫に備蓄しておく。それ以外は、あらかじめ関係団体、事業所、店舗及び業者と災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進し、市民が緊急に必要な量を供給できるよう、平常時から供給体制を整備しておく。

第8 石油類燃料の調達・確保

災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から市内石油販売業者と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

《応急対策》

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水・食料・生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

第1 飲料水の供給活動

【上下水道部】

1 給水の実施責任者

(1) 通常時

水道により水の供給ができる場合は、上下水道部が給水責務を有する。

(2) 非常時

特別の事態が発生した場合、次により法令に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事から救助の実施に関する権限の一部を委任された市町村長	災害救助法第30条
感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、知事が使用又は給水を制限、禁止を命じた場合	市長	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条の2
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するために必要と知事が認め命令を発した場合 め命令を発した場合	水道事業者	水道法第40条

2 応急給水の対象者及び飲料水の使用基準等

給水対象者及び飲料水の使用基準等は、【本節 《予防・事前対策》 第2 飲料水供給体制の整備 震災-100】による。

3 応急給水活動業務への移行

災害発生によって市全域の給水機能が停止し、復旧に時間を要すると判断される場合は、直ちに応急給水活動業務を開始する。

4 飲料水必要総量の把握

市の地域で給水が停止した場合は、次のような方法によって上下水道部給水班が飲料水必要総量を把握する。

- (1) 市災害対策本部からの被害情報の収集
- (2) 市民からの通報
- (3) 必要に応じ、断水地域に進出し被害情報の収集

5 応急給水活動

給水拠点、飲料水の運搬及び給水要領等の応急給水活動は、和光市応急給水活動マニュアルによる。

6 水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合又は発生した場合において、災害対策本部長は、上下水道指定工事店の協力を得る必要があると認めた場合は、上水道施設の防護措置又は応急措置を工事店に要請する。

《【資料 39】 上下水道指定工事店一覧表》

第2 食料の供給活動

【救助部本部班、総務部物資受入配分班、避難所管理班、環境部住民班、
第1・第2応援部各本部班、和光市自主防災組織】

1 実施責任者

災害対策本部長が責任者となり、食料の供給に関係する各班が実施する。

2 給食対象者

(1) 被災者

- ア 避難指示に基づき、避難所に収容された者
- イ 住家が被害を受け、炊事の実施が不可能な者
- ウ 旅行者及び市内通過者等で、他に食料を得る手段のない者
- エ 財産管理上の都合等で、家を空けることができない被災者にもできる限り給食を実施する。ただし、親戚及び知人宅等へ寄留し、そこで食事の提供を受けられる者、あるいは、勤務先等で救済措置の講じられる者を除く。

(2) 災害救助従事者

3 食料必要総数量の把握

食料必要総数量は、次により把握する。

- (1) 避難所に関しては、避難所管理班が把握する。
- (2) 住宅残留者に関しては、住民班が自主防災組織の協力を得て把握する。
- (3) 救助部本部班は、把握した食料の必要総量を災害対策本部本部室長に報告する。

4 給食基準及び食品基準

(1) 給食基準

1人当たりの給食基準（配給量）は、次のように定める。

品目	給食基準
米穀	① 被災者：1食当たり、精米 200g 以内 ② 災害救助従事者：1食当たり、精米 300g 以内 ③ 応急供給受配者：1人1日当たり、精米 400g 以内
アルファ米	1食当たり、100g 以内
乾燥がゆ	1食当たり、20g 以内
調製粉乳	乳児1日当たり、200g 以内
乾パン	1食当たり、1包（115g 入り）以内
食パン	1食当たり、185g 以内
缶入りパン	1食当たり、1缶（100g 入り）以内

(2) 食品基準

給与する食品基準は、次のとおりとする。主食は、原則としてアルファ米とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とすることがある。

ア 主食は、アルファ米、米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等とする。

イ 主食のほか、必要に応じて、漬物・野菜等の副食及び味噌・醤油・食塩等の調味料についても給与する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

5 食料の調達

(1) 被災後の食料の調達

ア 第1次調達（被災後、24時間以内）

乾パン及びアルファ米等の応急的な食料を調達し供給する。

イ 第2次調達（被災後、24時間以降）

体制が整い次第、炊き出し及び給食の実施により、主に米穀類及び副食類を供給する。

(2) 食料の調達要領

災害時における主食等の確保に際しては、知事、関東農政局及び市内各小売販売業者等と連絡を密にし調達する。食料の調達要領は、次のとおりである。

ア 米穀の調達

(ア) 市内の小売販売業者から米穀を調達する。

(イ) 市は、災害の状況により米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の供給を要請することができる。

(ロ) 市は、交通、通信の途絶及び被災地が孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき応急米穀の緊急の引渡しを要請する。

イ その他の食品の調達

市は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じた場合は、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足する場合は、知事に食品の調達を要請する。

6 食料の配分及び輸送

(1) 食料の配分

物資受入配分班は、供給された食料について、災害対策本部の指示に従い、各避難所等に配分する。

(2) 食料の集積地

市の食料の集積地は、和光市総合体育館とする。

(3) 輸送の分担

県が調達した食品の市集積地までの輸送は原則として県が行う。ただし、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する食品について市長に引取りを指示することができる。

(4) 避難所等への輸送

物資受入配分班は、集積地の食料について避難所等への輸送を担当する。

なお、市が調達した食料については、努めて納地を避難所等に指定し、輸送の軽減を図る。

7 応急給食活動

避難所等における炊き出し等の応急給食活動は、第1・第2応援部各応援班が、和光市自主防災組織の協力を得て実施する。

応急給食活動の細部については、和光市応急給食活動マニュアルによる。

第3 生活必需品等の供給活動

【救助部本部班、総務部物資受入配分班、避難所管理班、環境部住民班】

1 実施責任者

生活必需品の供給実施責任者は、災害対策本部長とし、物資受入配分班が担任する。

2 給与・貸与対象者

住家の全壊（焼）及び半壊（焼）等で、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象とする。

対象者は、主として避難所の収容者及び要配慮者等の被災者とする。

3 生活必需品等の種類

- (1) 寝具（毛布等）
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品
- (5) 炊事用品
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料
- (9) 簡易トイレ
- (10) 情報機器
- (11) 要配慮者向け用品

4 生活必需品等の必要総数量の把握

【本節 《応急対策》 第2の3 食料の必要総数量の把握 震災-110】を準用する。

5 生活必需品等の調達

(1) 生活必需品等の品目等の決定

災害対策本部長は、生活必需品の品目及び数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内で、その都度定める。

(2) 生活必需品の配分計画の作成及び調達

救助部長は、物資の給与・貸与場所及び供給方法等の必要な事項を定め、配分計画を作成し、これに基づき生活必需品等を調達する。

6 生活必需品等の配分及び輸送

【本節 《応急対策》 第2の6 食料の配分及び輸送 震災-112】を準用する。

第14節 緊急輸送

《予防・事前対策》

第1 緊急輸送ネットワークの整備

【危機管理室、道路安全課、建築課、下水道課】

1 方針

災害発生時に、地域における迅速かつ適切な応急対策を行うため、地区防災活動拠点等の防災機能を充実させる。また、各拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

2 埼玉県指定の緊急輸送道路等

(1) 埼玉県緊急輸送道路

《【資料60】 埼玉県緊急輸送道路網図》

(2) 市内の埼玉県指定緊急輸送道路

県が指定した緊急輸送道路のうち、市内を通過する路線は次のとおりである。

種別	説明	路線
第一次特定緊急輸送道路	高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路	① 国道17号新大宮バイパス ② 首都高速5号池袋線 ③ 東京外かく環状道路 ④ 国道298号 ⑤ 国道254号 ⑥ 主要地方道練馬・川口線
第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	指定なし
第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線	指定なし

(3) 和光市指定の緊急輸送道路

ア 指定要領

市は、各種交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、市役所（災害対策本部）から次の施設を結ぶ道路のうちから緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを構成する。

- (ア) 出張所等
- (イ) 市内の防災関係機関等
- (ウ) 広域避難場所
- (エ) 避難所
- (オ) 防災倉庫
- (カ) 臨時ヘリポート

イ 緊急輸送道路

前項に示した要領に従い、緊急輸送道路を指定する。

《【資料 61】 和光市指定緊急輸送道路網図》

《【資料 62】 和光市指定緊急輸送道路路線名》

(4) 緊急輸送道路沿線地域の整備

市指定の緊急輸送道路の耐震性の向上を図るとともに、緊急輸送道路の沿線地域に対しても建築物の防火性能の確保及び耐震化を推進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。また、緊急輸送道路の応急対策活動上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

(5) 下水道のマンホールの耐震化

市は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

第2 物資調達・輸送に関する体制の整備

【危機管理室、総務課】

1 輸送施設・拠点の確保

(1) 和光市近傍飛行場場外離着陸場

震災時の広域搬送及び物資輸送等に活用するため、市内及び近隣市に場外離着陸場を指定する。

《【資料 63】 和光市近傍飛行場場外離着陸場一覧表》

(2) 集積地の指定

災害時、総合体育館敷地内及びサンアゼリア大ホールに物資等の集積地を指定する。

2 輸送手段の確保

市は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にするとともに、あらかじめ、輸送事業者との協力協定の締結を推進する。

3 緊急通行車両の事前審査

市は、市所有の車両、借り上げ車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両のうち、災害発生時に災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用することがあらかじめ決定されている車両について、災害対策基本法施行令第32条に基づき、事前に使用者の届け出を行い、緊急通行車両に該当するかの審査を行うものとする。

4 物資輸送に関する県との調整

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、市は、物資集積拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ県と調整しておく。

《応急対策》

第1 緊急輸送道路の統制等

1 緊急輸送道路の要件

緊急輸送道路の要件は、次のとおりである。

- (1) 市役所（災害対策本部）と市内の防災上の重要施設を連絡できること
- (2) 有効幅員が広いこと
- (3) 正常な都市機能の早期回復に有利であること

2 輸送統制の実施責任者

輸送統制の実施責任者は、本部室長とする。

3 緊急輸送の優先順位

緊急輸送の優先順位は次による。

- (1) 人命の救助及び安全の確保
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 上記以外の応急対策活動

4 各段階における輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 県等の災害対策要員、地方公共団体の災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等の生命維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

第2 指定緊急輸送道路の確保等

【本部室本部班、建設部土木建設班】

1 指定緊急輸送道路の被害状況等の把握及び県等への通知

(1) 被害状況等の把握

ア 本部室本部班は、指定緊急輸送道路（県及び市）の被害状況、応急復旧作業の状況及び交通規制の状況等の情報を入手する。

また、必要に応じ情報収集班を派遣して、市域内の緊急輸送道路の被害状況及び道路上の障害物の状況等を調査する。

イ 市指定緊急輸送道路の被害状況の把握

土木建設班は、市指定緊急輸送道路の被害状況を次により本部室本部班に報告する。その際、地図又は要図を提出する。

被害程度	被害の状況の概要	交通機能
被害なし	目視調査により特に被害が認められない場合	通行可
被害軽微	被害が軽微で通常の通行には支障がない場合	通行可
小被害	若干の被害はあるが通行は可能な場合	注意表示
中被害	ある程度の被害があり通常の通行が困難な場合	通行規制
大被害	通行ができない場合	通行止め

(2) 県等への通知

県緊急輸送道路の被害状況については、朝霞県土整備事務所及び朝霞警察署へ通知する。

2 市指定緊急輸送道路の確保

(1) 確保の手順

ア 防災関係機関が効率よく有機的に活動できるように、緊急輸送道路は、市が指定する路線から順次確保する。

イ 災害の状況により、地域によって指定確保路線が確保困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、指示する。

ウ 市が災害対策上の必要性から県の指定道路を確保する場合は、知事にその旨を通知する。

(2) 緊急輸送道路の啓開

ア 土木建設班は、前2項で把握した緊急輸送道路の被災状況を、朝霞県土整備事務所及び朝霞警察署へ連絡するとともに、啓開作業を実施する。

なお、国道及び県道については、各道路管理者が啓開作業を実施する。

イ 啓開作業は、土木建設班が商工会等の協定に基づき実施する。

ウ 車両の駐車等によって、道路の通行が困難な場合は、警察に協力を要請する。

(3) 放置車両対策

ア 市が管理する道路上において、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、災害対策基本法第76条の6に基づき、道

路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 埼玉県公安委員会は、市が管理する道路において、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

第3 緊急輸送通行車両等の運用

【本部室本部班】

1 緊急輸送通行車両等の運用責任者

緊急輸送通行車両等は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策活動の実施責任者又はその委任を受けた者が運用する。

大規模地震の発生時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急輸送通行車両等を優先して通行させる。

なお、緊急輸送通行車両等とは、緊急通行車両及び緊急輸送車両をいう。

2 緊急輸送通行車両等の確認機関

朝霞警察署

3 緊急輸送通行車両等の確認事務処理

埼玉県の定めた「緊急通行車両等の確認事務処理要領」による。

《【資料64】 緊急通行車両等の確認事務処理要領》

第4 輸送手段の確保及び一括運用

【本部室本部班、各班】

1 輸送手段の見積

被害状況及び輸送物資等から適切な輸送手段を選定し、緊急輸送に必要な車両数等を見積もる。

2 輸送手段の確保

市有の車両が不足する場合は、トラック協会、タクシー協会及びバス協会等の輸送業者に対する協力依頼又は車両借上により、輸送手段を確保する。

3 輸送手段の一括運用

市で保有する車両は一括運用する。細部については、和光市輸送活動マニュアルによる。

4 物資の集積場所

救援物資等の集積場所は、総合体育館敷地内及びサンアゼリア大ホールとする。

第5 航空輸送

1 航空輸送手段の要請

市は、緊急かつ陸上輸送の手段がない場合、県に対しヘリコプター等の航空輸送手段を要請する。

2 和光市近傍飛行場場外離着陸場

《【資料63】 和光市近傍飛行場場外離着陸場一覧表》

第15節 災害時の要配慮者対策

《予防・事前対策》

【地域共生推進課、障害福祉課、長寿あんしん課、保育サポート課、保育施設課、危機管理室、企画人権課、秘書広報課、戸籍住民課、社会福祉施設】

第1 災害時の要配慮者にかかる定義

1 要配慮者

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人（旅行者含む）といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

2 避難行動要支援者

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

3 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。埼玉県南西部消防局及び和光消防署、朝霞警察署、和光市消防団、和光市民生委員等、和光市社会福祉協議会、和光市地域包括支援センター、地区社会福祉協議会等の地域に根ざした団体等に所属し、避難支援に携わる者。

※地区社会福祉協議会とは、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的に「地域住民が自発的に取り組むために設立された自主的な住民組織」です。

第2 避難行動要支援者の安全対策

1 要配慮者の実態把握

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。和光市避難行動要支援者登録制度において登録された情報も活用する。

情報を取得する際には、民生委員等の協力を得て行う。該当する世帯に対しても、災害時の問題点等を説明し、情報提供に理解を得られるよう努める。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

なお、情報の把握に当たっては、要配慮者のプライバシーや個人情報の保護等に十分配慮する。

2 避難行動要支援者の範囲

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

要件を設定する際には、以下に挙げる高齢者や障害者等の避難能力に着目するほか、要介護

状態区分や障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

- (1) 避難指示の災害関係情報の取得能力
- (2) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (3) 避難行動を取る上で必要な身体能力

市では、避難行動要支援者の範囲を、生活の基盤が自宅にある方のうち、下記要件のいずれかに該当する方と定める。

- (1) 75歳以上のみで構成される世帯で要介護1以上の方（介護保険法第19条）
- (2) 要介護2以上の方（介護保険法第19条）
- (3) 身体障害者手帳2級以上の方（身体障害者福祉法第15条）
- (4) 療育手帳○A、A又はBの方（埼玉県療育手帳制度要綱第4条）
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (6) 指定難病患者の方
- (7) 特定疾病医療給付に認定を受けている方（埼玉県認定）
- (8) 小児慢性特定疾病の支給を受けた児童
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める方

3 避難行動要支援者名簿の作成

市では、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。避難行動要支援者名簿には、次の項目を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

【留意事項】

ア 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。

イ 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。

ウ 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

4 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を1年毎に更新する仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

5 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害により行政機能が低下した場合でも、避難行動要支援者名簿を活用できることが可能となるよう、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築く。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

6 避難行動要支援者名簿の活用

市は、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、同意を得られた避難行動要支援者に関する情報に限り、避難支援等関係者のうち、最小限度の者へ名簿情報を提供する。

地区社会福祉協議会などの避難支援等関係者は、発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、避難行動要支援者を把握し、「声かけ・見守り」など地域に応じた支え合いの取組みを進め、災害の備えにつなげる。市は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時から名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

なお、自治会・自主防災組織等については、名簿配布を希望する団体との間で、個人情報の取り扱いに関する協定を取り交わして名簿を配布する。

7 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」を含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

8 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

9 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書の策定

市は、災害時の避難支援等を実行性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、避難行動要支援者各人の状況に合わせた最善の安全対策を確立し、避難支援計画（個別計画）書を策定されるよう、避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

避難支援計画（個別計画）書には、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点（かかりつけ医療機関、携行する医薬品等、普段使用している器具や補装具等）、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れないときの対応などを記載するものとする。

避難行動要支援者は、原則として災害時に安否確認や避難支援等を実施する者（以下、避難支援者」という。）3名を自ら専任し、依頼するように努めるものとする。ただし、自ら行うことが困難な場合は、地区社会福祉協議会等の避難支援等関係者に避難支援者の選定を依頼するものとする。また、避難支援者は個人である必要はなく、介護事業者など団体に依頼することも可とする。

避難支援計画（個別計画）書の原本は、市担当課が保管する。副本は避難行動要支援者本人及びその避難支援者で情報を共有するものとする。

《【資料 65】 和光市避難行動要支援者避難支援計画（個別計画書）の様式》

10 防災訓練の実施

市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

11 避難行動要支援者支援対策会議の設置

社会福祉関係者を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援対策会議を設置して、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に検討、実施する。

(1) 構成

班長は地域共生推進課長、班員は避難行動要支援者の担当者、防災担当者及び社会福祉関係者等

(2) 内容

避難行動要支援者の情報の共有化、避難行動要支援者名簿の作成支援、避難支援プランの策定及び避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施等

第3 要配慮者全般の安全対策

1 防災基盤の整備

次の事項を考慮した防災基盤の整備を促進する。

- (1) 平坦な避難路及び広幅員の確保
- (2) 車いす使用者が容易に出入りできる避難場所の整備
- (3) 見やすい防災標識の設置

2 緊急通信システムの整備

震災時の的確かつ迅速な救助活動に対応するため、緊急通報システムの促進及び緊急通信システムの整備に努める。

3 福祉避難所の整備

指定避難所では生活に支障のある要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の指定、整備を促進する。

4 地域との協力体制の整備

(1) 施設の整備及び避難誘導計画の策定

市は、地域住民と協力し、一体となって、要配慮者の安全確保対策を推進する。また、市有の各施設等においては、利用者が要配慮者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行う。

(2) 社会福祉施設との連携

災害時に介護が必要な被災者を速やかに施設へ入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携及び給食サービスや介護相談などの活用を図る。

(3) 自主防災組織等との連携

社会福祉施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、職員が被災した場合の施設の運営等

について協力が得られるよう、平常時から近隣の自主防災組織及びボランティア団体等との連携を図っておく。また、災害時のボランティアの派遣要請手続きが円滑に行えるよう、市との連携を図っておく。

(4) 役割分担の明確化

避難場所、病院、社会福祉施設及びホームヘルパー等の社会的役割を明らかにし、平常時から連携体制の確立に努める。

(5) 見守りネットワーク等の活用

要配慮者に対する市民、民生委員等及びボランティアによる安否などの見守りネットワーク等を活用し、災害時における支援体制の確立に努める。

5 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

市は、聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送テレビやファクシミリの設置、要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者等に対して避難所での良好な生活を提供できるよう環境を整備する。

6 相談体制の整備

災害時において、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険及び教育等）に的確に対応できるよう、平常時からこの支援体制の整備に努める。また、精神的な損傷を受けた被災者に対し、精神的な相談（メンタルケア）等が実施できるよう、医師、福祉関係者及びソーシャルワーカー等の専門職員の配置体制を整備する。

7 マニュアルの作成

要配慮者に関する次のマニュアルを作成する。

(1) 和光市避難行動要支援者避難支援マニュアル

(2) 和光市各社会福祉施設初動体制マニュアル

緊急時の職員の初期対応及び指揮命令系統を定めた初期対応マニュアルを作成し、職員及び入所者へ周知徹底を図る。

(3) 和光市各社会福祉施設避難誘導マニュアル

8 防災教育及び訓練の実施

市は、地震災害に関する基礎知識の普及及び啓発のため、防災訓練への参加を呼びかけ、防災訓練を通じて防災教育の普及に努める。なお、市民に対しても、要配慮者への救援、救助に関する必要性の普及のため、防災訓練への参加を促進する。

第4 社会福祉施設入所者に対する安全対策

社会福祉施設等に入所の高齢者及び障害者等への対策は、次のとおりである。

1 和光市各社会福祉施設初動体制マニュアルの策定

緊急時の職員の初期対応及び指揮命令系統を定めた初期対応マニュアルを作成し、職員及び入所者へ周知徹底を図る。

2 防災教育及び訓練の実施

(1) 地震対策に関する指導

社会福祉施設等の管理者は、大規模地震の発生を想定した地震対策を含む消防計画を整備

し、職員及び入所者への地震対策の指導に努める。

(2) 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及、啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底する。

(3) 防災訓練の実施

施設管理者は、消防署・地域住民等との合同防災訓練及び夜間等の職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとする。市は、これらの訓練に協力する。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、次の連絡体制の整備に努める。

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

4 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導及び移送のための体制を整備する。

5 施設間の相互支援体制の整備

市は県と協力し、大規模地震発生時に施設が被災した場合における、入所者の他の施設への一時的避難及び職員の他施設への応援等の施設間の相互支援体制について検討する。

これに伴い、施設管理者は、災害時に他施設からの避難者の受け入れ体制の整備に努める。

6 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の障害者及び寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

7 食料及び防災資機材の備蓄

社会福祉施設において、次の品目を備蓄する。

(1) 非常用食料（特別食を含む。）（3日分以上）

(2) 飲料水（3日分以上）

(3) 常備薬（3日分以上）

(4) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）

(5) 照明器具

(6) 熱源（携帯用プロパン器具及び暖房器具。燃料を含む。）

(7) 移送用具（担架、ストレッチャー等）

8 施設の耐震性向上

【本章 第4節 《予防・事前対策》 第2 建築物・施設等の耐震性向上 震災-16】による。

第5 外国人（旅行者含む）に対する安全確保

1 防災基盤の整備

- (1) 外国語を併記した避難場所及び避難道路の表示等災害に関する案内板の設置に努める。
また、県と連携し案内板のデザインの統一化について検討を進める。
- (2) 日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な機会を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。
- (3) 広報「わこう」、ガイドブック及びインターネットなどの広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報について外国語による情報提供を行う。

2 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時から、外国人の人数及び所在の把握に努める。その際、個人情報の保護に十分に配慮する。

3 防災教育及び防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災教育及び防災訓練を実施する。

4 外国人防災啓発カードの普及

地震についての説明及び防災知識を掲載した外国人防災啓発カードを作成し、外国人登録窓口で配付する。

5 避難所用多言語シートの普及

震災発生から当初の期間は、混乱により避難所において通訳ボランティアが十分に活動できないことが予想される。この間、外国人のニーズをできるだけ把握し、最低限の意思疎通を図る必要がある。外国語を話すことのできない市職員及びボランティア等のため、一問一答形式の避難所用多言語シートを作成して各避難所に備え付ける。

《【資料 66】 避難所用多言語シート（一例）》

6 通訳及び翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティア等を確保する。

7 マニュアルの活用

災害時に日本語が十分でない外国人に対し情報を提供するとともに、避難行動における安全を確保するため、人権国際班がとるべき対応を定めた和光市災害時外国人次対応マニュアルを活用する。

《応急対策》

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者など、いわゆる避難行動要支援者は、自力での避難が困難である。

市は、避難行動要支援者に対する避難誘導、救助活動、搬送、安否確認、情報提供、保健・福祉巡回サービス及び相談窓口の開設等あらゆる手段を講じ、必要な援助を行い安全を確保する。

第1 避難行動要支援者等の避難対策

【救助部避難行動要支援者班、本部室本部班、埼玉県南西部消防局、
和光市消防団、和光市自主防災組織、ボランティア団体】

1 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備・高齢者等避難開始、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者名簿や避難支援計画（個別計画）書を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

市は、避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

市は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活の生活支援に活用する。

3 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

市は、避難行動要支援者名簿及び避難支援計画（個別計画）書を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。避難行動要支援者班のほか、民生委員や自主防災組織等の避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

市は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- (1) 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- (2) 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

4 名簿に記載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市は、妊産婦と乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、避難行動に係る支援は比較的不要であるが、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

第2 避難生活における要配慮者支援

【救助部避難行動要支援者班・保健班、本部室本部班、
和光市自主防災組織、ボランティア団体】

1 生活支援物資の供給

市は、在宅及び避難所等の要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配付場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

2 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

3 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

4 避難所における要配慮者への配慮

(1) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

(2) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(3) 女性等への配慮

性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置もしくは巡回させる。

5 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

(1) 情報提供

避難行動要支援者班は、在宅及び避難所等の要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

(2) 相談窓口の開設

市は、市役所及び支所に専門の相談窓口を開設する。各相談窓口には、市職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を配置し、要配慮者の総合的な相談に応じる。

6 応急仮設住宅提供に係る配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第3 社会福祉施設入所者に対する安全対策

【社会福祉施設、救助部避難行動要支援者班・保健班、本部室本部班、
上下水道部、和光市自主防災組織、ボランティア団体】

1 救助及び避難誘導

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定める避難誘導計画に基づき、入所者を安全かつ速やかに救助し、避難誘導を実施する。また、施設職員等のみによる避難誘導及び救出が困難な場合は、市災害対策本部、埼玉県南西部消防局、朝霞警察署に応援を要請するとともに、近隣市民にも協力を求める。

2 受入先への搬送

社会福祉施設管理者は、埼玉県南西部消防局より、保健所、朝霞地区医師会の情報を収集して、災害により負傷した入所者の受入先を確保する。入所者の搬送に必要な車両は、施設所有のものを使用するほか、市災害対策本部及び埼玉県南西部消防局に車両を要請する。

避難行動要支援者班は、社会福祉施設管理者の要請により、他の社会福祉施設等の受入先を確保する。

3 介護職員等の確保

社会施設管理者は、介護職員等が不足する場合には、ボランティア等の応援を要請する。

避難行動要支援者班は、この、要請に基づき県ボランティアセンター等に応援を要請し、介護職員等を確保する。

4 巡回サービスの実施

避難行動要支援者班は、市職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師等によるチームを編成し、住宅及び避難所等で生活する要配慮者の介護及びメンタルケア等の巡回サービスを実施する。

5 飲料水・食料・生活必需品等の搬送

社会福祉施設管理者は、飲料水・食料・生活必需品等の必要数量を把握し供給する。各施設でこれらの供給ができない場合には、市災害対策本部に応援を要請する。

本部室本部班は、社会福祉施設管理者の要請に基づき、必要に応じて食料・飲料水・生活必需品等を社会福祉施設まで搬送する。

6 ライフラインの優先復旧

ライフラインに関係する各班は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して上下水道、電気及びガス等の優先復旧を要請する。

第4 外国人（旅行者含む）に対する安全対策

【企画部人権国際班、本部室本部班・総務部広報班、ボランティア団体】

1 安否の確認

人権国際班は、語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき外国人の安否を確認する。

また、外国人旅行者の被災状況について、旅行会社や宿泊施設事業者等から情報収集し、状

況の把握に努めるとともに、外国人旅行者の被災が確認された場合、母国の在日大使館に連絡する。

2 避難誘導

人権国際班は、広報車及び防災無線等を利用して外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導の指示を行う。

3 情報の提供

人権国際班は、広報班を通じて、テレビ、ラジオ及びインターネット通信等を利用した外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

人権国際班は、必要に応じて、市役所に外国人向けの相談窓口を開設する。相談窓口には、市職員及び語学ボランティア等を配置し、外国人の相談に応じる。

第16節 帰宅困難者対策

《予防・事前対策》

【危機管理室】

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を練馬区・板橋区など関係機関と研究・協議するとともに、和光市駅に関連する鉄道・バス事業者、警察・消防、駅周辺大規模事業者等から構成する「和光市駅周辺混乱防止対策情報連絡会」での情報交換・連携により実施する。また、帰宅困難者(駅周辺滞留者)に対する支援策を検討する。

第1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなり、通常の方法では自宅への帰宅が困難となる者をいう。

帰宅困難者への対策を検討する場合、次の3パターンについて考慮する必要がある。

1. 外出先で被災し、和光市に帰ってこない人
2. 和光市に滞在中に被災し、和光市外の自宅に帰宅することができない人
3. 徒歩帰宅のために和光市を通過する人

第2 帰宅困難者の発生予測

1 発生者算定の前提事項

平成26年度和光市地震被害想定調査では、和光市に帰ってこない人を予測しており、その予測は平成24・25年度埼玉県地震被害想定の結果を用いている。この埼玉県想定では、平成19年度埼玉県地震被害想定における従来の算定方法と平成24・25年度想定で新たに採用された算定方法による両方の算定方法を用いて計算することで幅のある形で帰宅困難者数を推定している。両方の算定方法を以下に示す。

(1) 従来の算定方法

- ア 震度5強以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断されるものとする。
- イ 帰宅経路は最短経路とし、鉄道による合理的代替経路を使用するものとする。
- ウ 帰宅距離10km以内の者は、全員が帰宅可能、20km以上は全員が帰宅困難とし、帰宅距離10km～20kmの者は、距離に比例して帰宅困難となる割合が増えるものとする。
- エ 震度5弱以下のエリアに存在する市区町村までは交通機関で移動できると仮定し、その市区町村からの帰宅困難者数を、地震発生時刻での外出人口と帰宅困難率より算定する。

(2) 今回新たに採用された方法

- ア 平常時の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能。
- イ 平常時の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、従来の算定方法に加え、東日

本大震災発災当日の状況も踏まえる。

ウ 東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく外出距離別帰宅困難率を、パーソントリップ調査に基づく交通手段別の現在地ゾーン別居住地ゾーン別滞留人口に対して適用。

$$\text{帰宅困難率}\% = (0.0218 \times \text{外出距離 km}) \times 100$$

2 帰宅困難者数

平成26年度和光市地震被害想定調査報告書によれば、東京湾北部地震が発生した場合の帰宅困難者数は次のとおりである。

帰宅困難率：内閣府（2013）				帰宅困難率：埼玉県（2007）			
平日		休日		平日		休日	
12時	18時	12時	18時	12時	18時	12時	18時
10,036	10,392	7,263	7,502	11,048	11,284	7,271	7,427

さらに、和光市は、埼玉県の南端にあり、東京都練馬区、板橋区と隣接し、都心から15～20km圏内に位置するため、東京都が地震の被害を受けた場合、大宮方面や川越方面に避難する人が通過する位置にある。このことから、和光市では、自宅に戻って来られなくなる人だけでなく、東京都心から避難してくる帰宅困難者を想定しておく必要がある。

また、和光市に滞在中に被災し、公共交通機関の運行が停止したため、帰宅することができずに和光市駅周辺等に滞留する帰宅困難者も想定する必要がある。

第3 埼玉県の支援対策

1 企業等への要請

職場や学校あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の事項を要請する。

- (1) 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料の確保
- (2) 情報の入手手段の確保、従業員等との安否確認手段の確保
- (3) 災害時の飲料水、食料や情報の提供、仮宿泊場所等の確保

2 関係機関との連携

- (1) 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

- (2) フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一次休憩施設としての利用を含む）内容の協定を締結している。

3 九都県市での広域的な取組

帰宅困難者対策は、首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市首脳会議等で検討を進め、次の普及啓発活動を実施している。

- (1) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配布
- (2) 帰宅支援ホームページの運用
- (3) 帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配布
- (4) 大手鉄道事業者と連携し利用者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

第4 和光市の支援対策

1 市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- (1) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）を準備する。
- (2) 家族との連絡手段を確保する。
- (3) 徒歩帰宅経路を事前に確認する。
- (4) 災害時の行動については、状況を踏まえ、無理のない計画を立案しておく。

2 安否等連絡手段の確保

「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話各通信事業者により提供される「災害用伝言板」等を利用した安否等の確認方法についてPRする。

また、市内の被害状況等の情報を入手するための手段として、「緊急速報メール」のPRや「和光市防災・防犯メール」への登録の推進を行う。

3 「和光市駅周辺混乱防止対策情報連絡会」

(1) 設立（平成24年10月15日）の趣旨

東日本大震災において、和光市駅周辺でも大量の帰宅困難者（滞留者）が発生し混乱した教訓に鑑み、市と駅周辺の関係機関等がそれぞれの取り組みに係る情報を共有し横断的な協力を図る枠組みを構築することにより、災害時における和光市駅周辺の混乱防止を図ろうとするもの。

(2) 参加機関等（参加団体）

東武鉄道（和光市駅）、東京地下鉄（和光検車区）、東武バスウエスト（新座営業所）、イトーヨーカ堂（和光店）、朝霞警察署（警備課）、和光消防署（消防課）、市役所危機管理室

(3) 情報共有窓口の明確化

担当部署電話番号（公用、災害時優先、携帯）、メールアドレス

(4) 共有すべき情報認識

- ア 鉄道及び駅施設の被害状況並びに鉄道の運休情報
- イ 鉄道の運行再開情報
- ウ 駅周辺の帰宅困難者（滞留者）の状況
- エ 一時滞在施設の開設情報（場所、収容規模）及び駅からの経路・誘導要領
- オ 帰宅経路等に関する広域的な交通情報
- カ その他帰宅困難者対策に必要とする情報

(5) 会の開催基準：1回／年

4 避難所における支援

市は、帰宅困難者に対して、避難所においても、飲料水・食料・情報等を提供するものとし、

その体制整備に努める。

5 一時滞在施設の確保

市は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板灯の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

また、市は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、県と協力して一時滞在施設を支援する。

6 訓練の実施

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証を行う。

第5 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、自社従業員に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様な対応が取れるよう対策を検討する。その場合には、事故の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

第6 学校・保育園等における帰宅困難者対策

学校・保育園等は、発災時に乳幼児、児童、生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による乳幼児、児童、生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者のとの連絡方法についてあらかじめ定めておく。

《応急対策》

【環境部住民班】

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 情報の提供

1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報及び市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

(1) 帰宅困難者に伝える情報例

- ア 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- イ 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ウ 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- エ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

2 「和光市駅周辺混乱防止対策情報連絡会」の活用

市と駅周辺の関係機関等がそれぞれの取り組みに係る情報を共有し横断的な協力を図ることにより、災害時における和光市駅周辺の混乱防止を図る。

第2 一時滞在施設の確保

1 和光市駅周辺における一時滞在施設の確保

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設として総合体育館等を予定する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、消防団及び朝霞警察署の協力を得る。

2 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

3 災害救助法の適用の検討

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

第3 帰宅活動の支援

1 飲料水及び食料の配布

避難所、一時滞在施設等において、飲料水及び食料を配布する。

2 市施設の提供

市の施設を避難所、一時滞在施設、休憩所及びトイレ等として提供する。

3 事業所に対する施設の提供要請

ガソリンスタンド、コンビニエンスストア及びファミリーレストラン等の事業所に休憩所等としての提供を要請する。

4 情報の提供

市内を通過する帰宅困難者や駅前滞留者、外国人旅行者等に、避難所や一時滞在施設等の施設情報、帰宅経路等に関する広域的な交通情報や公共交通施設の運行状況等の帰宅者支援情報を提供する。

第17節 遺体の搜索、収容及び埋葬・火葬対策

《予防・事前対策》

【戸籍住民課】

市は震災時に死亡者が多数発生し、平常時における処理能力を超える場合を想定し、遺体の埋葬・火葬に関する事前対策に万全を期す。

第1 和光市近傍の火葬場及び葬儀店

市近傍の火葬場及び葬儀店一覧を資料に示す。

《【資料67】 和光市近傍火葬場及び葬儀店一覧表》

第2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

市は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

第3 マニュアルの活用

遺体安置所の開設・運営にあたり、とるべき対応について定めた和光市遺体安置所開設・運営マニュアルを活用する。

《応急対策》

災害による死亡者及び行方不明者が発生した場合、これの搜索等については、警察、埼玉県南西部消防局、和光市消防団及び自主防災組織と連携し適切に実施する。

第1 遺体の搜索

【本部室本部班】

1 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋葬・火葬の実施責任者は、災害対策本部長である。

2 遺体の搜索

(1) 搜索活動

本部室長（本部班）は、死亡者及び行方不明者の発生状況を考慮し、「搜索活動要領」を定める。これに基づき、災害対策本部各班、警察、埼玉県南西部消防局、和光市消防団及び自主防災組織等に所要の指示を行う。

(2) 搜索用資機材の調達及び労務者の雇上げ

搜索用資機材は、埼玉県南西部消防局所有のものを使用する。搜索用資機材及び人員に不

足が生じる場合には、本部室本部班が資機材の調達及び労務者の雇上げを実施する。

(3) 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問い合わせ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

第2 遺体の収容

【環境部住民班】

1 遺体安置所の開設・運営

(1) 市は遺体の収容・安置等が必要な場合、遺体安置所を開設する。公民館及び地域センター等を遺体安置所として使用する。その際、公民館及び地域センター等が二次避難所として開設されている場合はなるべく併設を避ける。

(2) 遺体安置所には、必要に応じて警察官による検視及び医師による検案を行うための施設を併設する。

また、棺及び納棺用具を準備する。

(3) 棺には、「遺体識別表」を貼付するものとし、別に「遺骨及び遺留品処理票」を作成する。

(4) 遺体安置所の開設・運営の細部については、遺体安置所の開設・運営マニュアルによる。

2 身元の確認

市は、朝霞警察署と協力して、身元不明遺体の引取人を調査する。

なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として、遺族、親族又は災害対策本部長（市長）に連絡の上、遺体を引き渡す。

第3 遺体の埋葬・火葬

【環境部住民班】

1 埋葬・火葬の実施基準

市は、身元不明又は引き取り手のいない遺体について、埋葬・火葬を実施する。遺体を火葬する場合、災害遺体送付表（様式、適宜）を作成し、指定された火葬場に送付する。

2 遺体の輸送

環境部住民班は、関係防災機関及び協定に基づく一般社団法人全国霊柩自動車協会の協力を得て、遺体の輸送に当たる。

3 遺体の一時保管

遺骨（焼骨）は、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者等に引き渡すものとする。

4 遺骨等の縁故者等への引き渡し

縁故者等に遺骨及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合、「遺骨及び遺留品処理票」によって引き渡す。

5 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族及び親戚縁者が行うものとする。

Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策
第17節 遺体の捜索、収容及び埋葬・火葬対策

るが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、住民班は、業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

《【資料 67】 和光市近傍火葬場及び葬儀店一覧表》

第18節 生活環境の保全及び公衆衛生対策

《予防・事前対策》

市は、災害時に発生する大量のがれき・粗大ごみ及び未処理のし尿等に対処するため、防疫活動組織の整備及び防疫用薬剤等の備蓄等により、環境衛生体制を整備する。

第1 防疫体制の整備

【環境課】

1 防疫活動組織の整備

市は、次により防疫実施班環境衛生班を編成する。

(1) 編成

ア 駆除担当班：1 個班 32 名

イ 消毒担当班：1 個班 43 名

(2) 防疫活動

ア 駆除担当班

害虫等が発生した場所又は発生する可能性のある場所における駆除活動

イ 消毒担当班

浸水家屋及び避難所等に対する消毒活動

2 計画の策定

防疫・消毒用薬剤及び資機材の備蓄計画を策定する。

3 マニュアルの活用

災害時（特に、水害）における防疫活動について定めた、和光市防疫活動マニュアルを活用する。

第2 廃棄物対策

【資源リサイクル課】

1 災害廃棄物

(1) 災害廃棄物の処理ルートの確保

市では、災害廃棄物の選別のために、推定被害に基づき事前に長期間の仮置きが可能な仮置き場候補地として次の6箇所設定している。そして、災害廃棄物の最終処分までの処理ルートを確保するため、解体業者及び処分場との協定締結を推進する。

名称	所在地	面積（㎡）		仮置可能量の目安 （㎡）
		総面積	有効面積	
旧清掃センター	新倉 8-2592-1	2,559	1,791	3,582
荒川河川敷運動公園	新倉・下新倉地内	86,397	60,478	120,956
運動場	南 2-1535-11	21,975	15,383	30,765
坂下庭球場	下新倉 4-769-3	1,989	1,392	2,785
花の木ゲートボール場・ 花の木広場	新倉 2-3450 新倉 2-3431	1,710	1,197	2,394

※有効面積＝総面積×0.7

1㎡に2㎡置けるものとする。

総面積は、財産台帳及び図面からの算出。

(2) 災害時における必要面積

市で設定している仮置き場候補地の仮置可能量の合計は、160,482㎡である。平成26年度和光市地震被害想定調査報告書において想定されている震災廃棄物の最大発生量は、160,910㎡となっており、仮置き場の許容量を超えると想定される。

このため、市は、建築物の耐震化の推進等により発生が想定される震災廃棄物の減量化に努めるものとする。さらに、将来にわたって生ずる廃棄物の適切な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、その仕組みの構築に努めるものとする。

また、上記仮置き場の他に、一時的に保管できる場所の確保について検討するとともに、近隣市区等に用地の提供を要請し、仮置き場の確保に努めるものとする。

2 一般廃棄物

(1) ごみ処理

ア 和光市清掃センターのごみ処理能力

名称	所在地	ごみ処理能力
和光市清掃センター (電話：048-464-5300)	下新倉 6-17-1	・ごみ処理施設 : 120t/日

イ 和光市商工会との協定の締結

市の人員及び資機材に不足が生じる場合を想定し、和光市商工会と協定を締結している。

(2) し尿処理

ア 和光市近傍のし尿処理業者

名称	所在地	電話番号
株式会社勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	048-461-1577
株式会社大和清掃	和光市白子 3-21-14	048-461-1858
片山商事株式会社	朝霞市栄町 5-6-19	048-479-4831

イ 災害時におけるし尿のくみ取り及び日常の清掃等の管理等について、し尿処理業者との協定を推進する。

3 マニュアルの活用

災害廃棄物対策の円滑な処理を推進するために定めた和光市災害時廃棄物処理活動マニュアルを活用する。

第3 動物愛護対策

【環境課】

1 所有者明示に関する普及啓発

市は、県や獣医師会、動物関係団体等と協力して、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることにについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

2 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因となるおそれがある。このため、市は、県や獣医師会、動物関係団体等と協力して、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

《応急対策》

災害時には、建築物の倒壊等による大量のがれき、耐久消費財の破損による大量の粗大ごみ及び上下水道施設の処理機能低下等による未処理のし尿が大量に排出されることが予想される。

市は、被災地におけるこれらの粗大ごみ、がれき及びし尿収集・運搬・処分等を適切に実施し、環境衛生の保全及び被災地の早期復興を図る。

第1 実施責任者

災害対策本部長が実施責任者となり、清掃班が実施する。災害の状況により、市内での処理が不可能と思われる場合には、県（環境部）及び近隣市等からの応援が得られるよう要請する。

第2 防疫活動

【環境部清掃班、救助部保健班】

1 ねずみ及び害虫等の駆除及び家屋に対する消毒

清掃班は、朝霞保健所の協力を得て、ねずみ及び害虫等が発生した家屋に対する消毒等の防

疫活動を行う。

2 食品衛生監視等

救助部保健班は、災害の状況に応じ、朝霞保健所長に食品衛生の監視を要請し、被災地の飲食による食中毒の防止を図る。

また、感染症等の症状に応じた健康調査（検査を含む）及び感染症の予防のための指導（手指衛生や咳エチケット、健康管理）等を実施するとともに、ポスターの掲示、ビラの配布及び拡声器の使用等により、予防宣伝を徹底する。

第3 廃棄物処理活動

【環境部清掃班、建設部土木建設班・建築班】

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の発生量の把握

清掃班は、建築物の被害調査に基づき、災害廃棄物の発生量を把握し応急対策活動を実施する。

(2) 処理責任者

災害廃棄物の処理は、倒壊建築物等の所有者が自己処理責任に基づき、自己負担において行うことが原則である。ただし、被害が甚大である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条に基づき、国庫補助事業として市が実施する。

(3) 処理の対象

倒壊建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物のうち、道路及び大企業の事業所（中小企業基本法における中小企業に該当しない企業）等のように独自の処理が可能なものは産業廃棄物として取り扱い、それ以外の廃棄物を災害廃棄物の対象とする。

なお、主要な災害廃棄物は次のとおりである。

ア コンクリート系廃棄物

主にマンション等の解体に伴って排出されるコンクリートがらを主体とした廃棄物

イ 木質系廃棄物

木造建築物の解体に伴って排出される木くずを主体とした廃棄物

ウ 金属系廃棄物

鉄骨構造及鉄筋コンクリート造建築物の鉄筋を主体とした廃棄物

エ プラスチック系廃棄物

什器、家電製品及び内装材等の建材を主体とした廃棄物

オ 燃えがら

火災により焼失した建築物等の撤去に伴って排出される廃棄物

カ その他これらの混合物（ミンチ）

木くず、コンクリートがら及び土砂等の混合物

(4) 処理活動

ア 処理ルートの確保

地震発生後、協定に基づき災害廃棄物の最終処分までの処理ルートを確保する。

イ 倒壊建築物等の解体

災害廃棄物を発生現場から除去する際には、解体作業を調整し、廃棄物の平準化を図ることが望ましく、次の事項に留意して実施する。

- (ア) 放置しておくことが危険であったり、道路上に倒壊し、通行に支障を与える等の緊急性を有するものから解体を行う。
- (イ) 再建計画のできた建物から解体を行う。
- (ウ) 緊急に解体を行うものと、そうでないものについて、解体現場での分別の精度を変化させ、緊急性の低いものについては徹底した分別を行う。
- (エ) 被災程度の低い被害の軽微な建築物については、極力解体を行わずに補修し、廃棄物発生量の減少に努めるよう指導を行う。

ウ 仮置場への搬入

市は、協定を締結した解体業者に和光市廃棄物処理マニュアルに基づく分類を依頼し、仮置場に搬入する。

エ 最終処分

仮置場に分類された災害廃棄物ごとの処理ルートに基づき最終処分を実施する。その際、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう努める。

(5) 国による処理の代行

市は、協定等による援助を活用しても災害廃棄物の処理を実施することが困難な場合は、国（環境大臣）にその処理の代行を要請することができる。

2 一般廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理施設の被害状況の把握

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適切な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境破壊をも引き起こすおそれがあるため、普段より施設の管理を十分に行うとともに、被害が生じた場合には迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱要綱に従い、早急に県に報告するなどの処置を講ずるとともに、収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設での処理を依頼する等の方策を行い、効果的な清掃活動が行われるよう万全を期す。

(2) 被災地域のごみ推定量の把握

災害時には、通常の生活ごみに加え、耐久消費財の破損に伴い、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。通常の生活ごみは、1人1日当たり1kg程度と通常時とほぼ変わらないものと推定されるが、粗大ごみについては、通常時の4～5倍に達すると推定される。

(3) 処理活動

清掃班は、地震に伴い発生したごみを、速やかに処理するように努める。

ア ごみの収集

保健衛生上の点から、次のごみを優先して収集し処理施設等へ運搬する。

- (ア) 腐敗性の高い可燃ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

(イ) 重要性の高い施設（避難所等）のごみ

イ ごみの分別

ごみは、可燃ごみ、大型複雑ごみ、小型複雑ごみ、資源ごみ及び有害ごみの5区分に分別して処理する。

ウ ごみの処理

(ア) 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講ずる。

(イ) 排出される廃棄物が大量で、その処理が困難と思われる場合には、運搬上及び保健衛生上適切と思われる市有地を仮置き場に指定し、被災地域から搬出を行う。

(4) 人員及び資機材の確保

ア 人員の確保

市の人員に不足を生じる場合には、臨時雇上げを行い人員（作業員）を確保する。

イ 資機材の確保

市所有の資機材で不足が生じる場合には、和光市商工会へ収集車等資機材の調達を依頼し確保する。

(5) 市民への広報

市民に対しては、防災無線及び広報車等により、ごみの収集計画等を広報するとともに、ごみ収集のルールを守るよう協力を呼びかける。

第4 し尿処理活動

【本部室本部班、上下水道部、環境部清掃班】

1 上下水道等の被害状況及び仮設トイレの必要総数の把握

(1) 水道班及び下水道班は、し尿処理に必要となる上下水道のライフライン等の被害状況を把握する。

(2) 本部室本部班は、上・下水道等の復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿処理見込み量及び仮設トイレの必要総数を把握する。

2 仮設トイレの設置

仮設トイレは、被災者の生活に支障が生じることのないように、避難所等公共施設に優先して設置する。その際、高齢者及び障害者等要配慮者に配慮する。

(1) 設置期間

仮設トイレの設置期間は、上・下水道施設の機能が復旧し、水洗トイレの使用可能等、その必要がないと認められるまでとする。

(2) 仮設トイレの管理

ア 清掃班はし尿処理業者等に委託し、し尿のくみ取りを行う。

和光市近傍のし尿処理業者は、【本節 《予防・事前対策》 第2 廃棄物対策 震災-139】による。

名称	所在地	電話番号
株式会社勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	048-461-1577
株式会社大和清掃	和光市白子 3-21-14	048-461-1858

片山商事株式会社	朝霞市栄町 5-6-19	048-479-4831
----------	--------------	--------------

イ 設置場所の管理者等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 仮設トイレの管理

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、県に協力を要請する。

3 し尿の処理

(1) し尿の収集

避難所等の重要性の高い施設から、し尿を優先的に収集する。

(2) 収集処理方法

ア し尿は、市で許可を与えた、し尿処理業者に委託して実施する。

イ 収集した、し尿は、し尿処理施設で処理することを原則とする。

ウ 被災地域での処理能力が及ばない場合には、とりあえずの処置として、便槽内の 2～3 割程度のくみ取りを全戸に実施するなど、各戸便所の使用を可能にするよう配慮する。

エ し尿の処理はし尿処理施設で行う。し尿処理施設は、次のとおりである。

名称	所在地	電話番号	処理能力
朝霞地区一部事務組合し尿処理場	朝霞市根岸 770	048-467-9921	1 日当たり 100kℓ

第5 動物愛護

【環境部環境衛生班】

1 埼玉県の体制

県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。

動物救援本部は、次の事項を実施する。

- (1) 動物保護施設の設置
- (2) 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- (3) 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- (4) 飼養困難動物の一時保管
- (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- (6) 動物に関する相談の実施等

2 和光市の動物愛護活動

(1) 被災地域における動物の保護

市は、所有者不明の動物及び負傷動物等を県、獣医師会及び動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(2) 避難所における動物の飼養

市は、避難所において飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(3) 情報の交換

市は、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集し、提供する。

ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況

Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策
第18節 生活環境の保全及び公衆衛生対策

- イ 必要資機材及び獣医師の派遣要請
 - ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
 - エ 県及び他市町村への連絡調整及び応援要請
- (4) 危険動物逸走時の措置

「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

第19節 被災住宅対策

《予防・事前対策》

【建築課、危機管理室、課税課、都市整備課、地域共生推進課】

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失った被災者に対して、一時的に住居を供給するため、市は、応急仮設住宅の供給を行えるように、用地確保及び応急仮設住宅設置計画の策定等、被災住宅対策の整備に努める。

第1 応急措置体制の整備

- 1 建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定、応急措置及び応急復旧に関し、的確に実施できる体制を整備する。
- 2 市は県と連携し、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図る。併せて、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について市民への普及啓発を行う。
- 3 市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故を防止するための住民への広報活動等を行う。
- 4 被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導及び相談を行う等の運用体制の確立に努める。

第2 用地選定

市は以下に示す応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

- 1 飲料水が得やすい場所
- 2 保健衛生上適当な場所
- 3 交通の利便性を考慮した場所
- 4 住居地域と隔離していない場所
- 5 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- 6 工事車両のアクセスしやすい場所
- 7 既存生活利便施設が近い場所
- 8 造成工事の必要性が低い場所

第3 適地調査

市は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

第4 応急仮設住宅設置計画の策定

市は、必要に応じ次の事項を踏まえ応急仮設住宅設置計画を策定する。

1 入居基準

応急仮設住宅設置に入居できる者は、次の入居基準を全て満たす者とする。

- (1) 住居の全焼、全壊又は流失等により、現に居住する住宅がない被災者
- (2) 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

2 要配慮者に対する配慮

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況を考慮するとともに、要配慮者に対しては、建物の構造、仕様及び入居の優先順位等を配慮するものとする。

3 応急仮設住宅の入居者の選定方法

入居者の選定に当たっては、福祉部及び民生委員児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

4 応急仮設住宅の着工時期

5 応急仮設住宅の管理基準

《応急対策》

市は、地震による家屋の倒壊及び焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を確保する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。

第1 住宅関連障害物の除去

【建設部土木建設班】

1 実施責任者

本部長が実施責任者となり、土木建設班が実施する。

また、災害救助法が適用された場合も、本部長が責任者となる。土木建築班は、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、障害物の除去を行う。

2 除去すべき住宅障害物の対象（基準）

住宅における土石及び竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する早急に実施する。

- (1) 障害物のため当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 障害物が日常生活に欠くことができない場所に運びこまれたもの。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

第2 障害物の除去要領

【建設部土木建設班】

- 1 災害救助法適用前
災害救助法適用前は、本部長が特に必要と認めたものについて、障害物の除去を行う。
- 2 災害救助法適用後
 - (1) 土木建築班は、第1「住宅関連障害物の除去」、2「除去すべき住宅障害物の対象（基準）」により、「除去すべき住宅障害物の対象リスト」を作成し、本部長に提出するものとする。
 - (2) 本部長は、「除去すべき住宅障害物の対象リスト」に基づき、障害物の除去を実施する。
- 3 除去に必要な労力及び機械力の確保
除去に必要な労力及び機械力が不足する場合は、次によりこれを確保する。
 - (1) 市内の建設業者に協力を要請する。
 - (2) 県（朝霞県土整備事務所）に要請（自衛隊の災害派遣を含む）する。
 - (3) 隣接市に協力を要請する。
- 4 障害物の集積場所
土砂等の一次集積場所は、交通及び市民生活に支障のない公有地を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合は、民有地であってもその所有者との協議の上、一時集積場所とすることができる。
- 5 障害物の除去活動の細部は、和光市障害物除去活動マニュアルによる。

第3 建築物応急危険度等の判定

【建設部建築班】

地震により被災した住宅等が余震などによる倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、地震発生後迅速に、応急危険度判定を実施する。

- 1 建築物応急危険度判定実施本部の設置
市は、地震により相当数の建築物が被災した場合には、建築物応急危険度判定実施本部を設置し必要な措置を講ずる。
- 2 対象とする建築物の優先順位
被災規模により、対象とする建築物の優先順位を設定し、建築物の応急危険度及び被災宅地の危険度（以下、「応急危険度等の判定」という。）を判定する。
建築物の優先順位は次による。
 - (1) 避難所及び復旧活動の拠点施設となる建築物
 - (2) 多数の人が利用する建築物
 - (3) 住宅
- 3 応急危険度等の判定要領
 - (1) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、応急危険度判定等の判定を実施するとともに、必要に応じ県に委託を要請する。
 - (2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が不足する場合には、県（県土整備部）に支援を要請する。

- (3) 危険の程度に応じて、使用の可否等についての「判定票」を当該建築物に貼付し、所有者等に周知する。
- (4) 応急危険度等の判定要綱
和光市被災建築物等危険度判定マニュアルによる。

第4 住宅の応急修理

【建設部建築班、環境部住民班】

- 1 修理対象者
災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- 2 修理の範囲
居室、便所及び炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度の修理を行う。
- 3 修理戸数の決定
被害状況、住宅の被害認定(罹災証明発行のため実行するもの)等より修理戸数を決定する。

第5 応急住宅の供給

【企画部政策班、建設部建築班、環境部住民班】

県は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

- 1 公的住宅等の利用
公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。
 - (1) 公的住宅の確保
県は震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。
 - (2) 入居資格
次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所とする。
 - ア 住宅が全焼、全壊又は流出した者
 - イ 居住する住居のない者
 - ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者
 - (3) 入居者の選定
県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。
市が選定を行う場合は、高齢者及び障害者等の要配慮者に対して優先的にあっせんを行う。
- 2 応急仮設住宅
応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

県は、市からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(1) 建設仮設住宅

県は、できるだけ早期に建設仮設住宅を設置する。市は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(2) 民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。

(3) 建設仮設住宅の設置

ア 設置場所

建設仮設住宅の設置場所は、県又は市有地とする。私有地の場合は所有者と市との間に貸借契約を締結するものとする。

設置場所は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、次の条件に適合しているとしてあらかじめ市が選定して県に報告している候補地の中から選定する。

- (ア) 飲料水が得やすい場所
- (イ) 保健衛生上適当な場所
- (ウ) 交通の利便性を考慮した場所
- (エ) 住居地域と隔離していない場所
- (オ) 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所
- (カ) 工事車両のアクセスしやすい場所
- (キ) 既存生活利便施設が近い場所
- (ク) 造成工事の必要性が低い場所

イ 設置戸数及び規模等

設置戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。規模は、埼玉県地域防災計画「応急仮設住宅設置要領」の定める基準による。

《【資料 68】 応急仮設住宅設置要領》

《【資料 69】 応急仮設住宅設計図（標準設計）》

ウ 建設仮設住宅の建設

建設仮設住宅の建設は、和光市商工会と協定を締結し、その協力を得て建設する。

また、県もしくは市の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

エ 要配慮者への配慮

建設仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者及び障害者等の要配慮者に配慮する。

オ 維持管理

知事より委託された市長が公営住宅に準じて維持管理する。

(4) 入居基準及び入居者の選定

ア 応急仮設住宅の入居基準は、次のとおりである。

- (ア) 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- (イ) 居住する住居のない者
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保できない者

- a 生活保護法による被保護者及び要配慮者
 - b 特定の資産のない高齢者及び障害者等
 - c 前(ア)項及び(イ)項に準ずる者
- イ 入居者の選定

入居者の選定は、「入居基準」に基づき環境部住民班が行うものとする。なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(5) 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

第20節 文教対策

《予防・事前対策》

第1 学校の災害対策

【学校教育課、各学校等】

1 方針

震災時において、園児、児童及び生徒（以下、「生徒等」という。）に対する生命及び身体の安全と教育活動を確保するため、文教対策を確立する。

2 防災教育

生徒等に対し、各種災害の概要及び学校等において作成した災害に関する計画等について、教育し周知徹底を図る。

3 防災訓練

災害に関する計画等に基づく避難訓練等の防災訓練を実施するものとする。

4 教職員、防災関係機関及び保護者との連絡体制の整備

(1) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。

(2) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知徹底する。

5 避難誘導に関する指針

(1) 避難誘導の基本的な考え方

ア 生徒等の生命の安全保持を第一とする。

イ 生徒等の恐怖心を大きくしないように、教師は的確な判断と毅然たる態度をもち信頼を失わないようにする。

ウ 平素から、あらゆる機会をとらえて、集団行動の規律の徹底を図り、統一した行動がとれるようにする。

(2) 避難経路及び避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、一箇所だけではなく、第一、第二の避難経路及び避難場所を確保する。なお、避難場所は次の事項を検討し設定する。

ア 危険物保有施設の近くではないこと。

イ 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。

ウ 建物が倒れても安全な広さがあること。

エ 傾斜地ではないこと。

オ 埋め立て地ではないこと。

カ 高圧線などが無いこと。

キ 深い穴、河川、低地及び崖付近ではないこと。

(3) 避難要領

災害の発生時には、適切な情報を得て的確な判断の下に行動する。

ア 災害の発生時には混乱を招くので、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むまでと同時に次の退避措置をとる。

イ 緊急時の際は、学級又は学年の教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。

ウ 人員点呼等

6 計画の策定

市教育委員会及び各学校等は、次の計画を策定する。

- (1) 応急教育実施計画
- (2) 年度防災教育・訓練実施計画
- (3) 教材等の調達及び配分計画
- (4) 避難誘導計画
- (5) 教職員招集計画

7 マニュアルの作成

和光市各学校等初動体制マニュアルを作成する。

第2 文化財の防災対策

【生涯学習課】

1 和光市指定文化財

番号	文化財	番号	文化財
1	弥生式つぼ	10	吹上観音百庚申
2	鰐口	11	白子囃子
3	甲冑	12	旧富岡家住宅
4	富澤家地方文書	13	午王山遺跡第一次調査出土 板碑群
5	地方文書		
6	大いちょう	14	漆台遺跡第1号住居跡出土須 恵器円面硯及び伴出遺物
7	ささら獅子舞	15	午王山遺跡
8	太鼓	16	午王山遺跡発掘調査出土の 弥生時代遺物
9	五輪塔		

2 防災対策

文化財を災害から守るため、文化財の所有者及び管理者の協力を得て、特に火災予防に留意し注意喚起する。具体的には、次の事項について徹底を期するものとする。

(1) 火災予防体制

- ア 防火管理体制の整備
- イ 文化財に対する環境の整備
- ウ 火気使用の制限
- エ 火気の厳重警戒と早期発見
- オ 自衛消防と訓練の実施
- カ 火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

- ア 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- イ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ウ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
- (3) その他
 - ア 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
 - イ 所有者に対する啓発
 - ウ 管理保護についての助言と指導
 - エ 防災施設に対する助成

《応急対策》

震災時において、生徒等の生命と身体の安全を図るとともに、教育活動の確保に万全を期すため、応急教育及び被災した生徒等への適切な措置を講ずる。

第1 教育に関する対応の実施責任者

市教育委員会教育長が実施責任者となり、地震発生時には、所管する学校を指導し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。

第2 学校長の責務

- 1 地震発生時
 - (1) 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
 - (2) 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告しなければならない。
 - (3) 状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
 - (4) 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。
 - (5) 応急教育実施計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急教育を実施する。
 - (6) 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
 - (7) 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う等の措置を講ずる。
 - (8) 保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期す。
- 2 応急教育への移行時
 - (1) 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

- (2) 学校配信メールの活用等により、教育委員会の指示事項の伝達に万全を期する。
- (3) 応急教育実施計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。
- (4) 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意する。指導内容としては、主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおく。
- (5) 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(4)に準じた指導を行うよう努める。
- (6) 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (7) 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

第3 避難行動

災害の発生時には、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

- 1 地震発生時は身の安全を確保するため、原則として一時机の下などに退避し、第一震が止むと同時に次の退避措置をとる。
- 2 緊急事態の際は、学級又は学年の教師の指示に従って、それぞれ安全な場所に退避する。
- 3 人員点呼等により児童・生徒等を掌握し安全の確認をする。
- 4 家庭への連絡及び児童・生徒等の引き渡しを確実に実施する。

第4 休校等応急措置に当たっての留意事項

【教育部学校教育班、各学校】

- 1 教育時間内に災害が発生した場合
 - (1) 児童・生徒等の避難
学校長は、避難等について指示する。更に、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。
 - (2) 児童・生徒等の帰宅方法
震度5弱以上の場合は、原則として直接保護者に引き渡す。やむを得ない場合には教員が引率する。
- 2 教育時間外に災害が発生した場合
 - (1) 休日及び長期休業中等に災害が発生した場合は、学校長及び教職員は直ちに勤務に服し、被災状況の把握に努める。
 - (2) 被災状況により休校等の措置を教育長又は各学校長が決定した場合には、「学校配信メール」等により児童・生徒等に連絡する。
電話の不通の場合には、防災行政無線及び広報車で周知する。
 - (3) 被災状況全般の情報収集に努めるとともに、児童・生徒等の下校時の安全に努める。

第5 応急教育の実施

【教育部学校教育班、各学校】

1 学校施設の確保

(1) 学校施設が使用可能な場合

学校施設が災害によりその一部を用途に供し得ない場合は、学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について、応急修理又は補強を実施し、学校教育に支障を来さないように万全の措置を講ずる。

(2) 学校施設が使用不可能な場合

学校施設が災害によりその全部を用途に供し得ない場合は、近隣の収容に余裕のある学校に収容し、児童・生徒を分散して授業を行う。

余裕のある学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容できない場合には、公民館等公共施設に収容し、児童・生徒を分散して授業を行う。

2 教職員の確保

災害のため教員に欠員を生じた場合は、県教育委員会に連絡し、不足教員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障を来すことのないよう努める。

3 応急教育の実施

和光市災害時応急教育実施基準（マニュアル）による。

第6 給食に関する措置

【教育部学校教育班】

1 給食継続に関する措置

市は県教育委員会と連絡を密にし、給食関連施設等について速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続して実施するよう配慮する。

2 給食状況の報告

災害の発生によって、学校給食の運営が極めて困難となった場合又は学校給食用物資に著しい被害を生じた場合には、教育長は次の事項を災害対策本部長に報告する。

(1) 被害を受けた家庭における児童・生徒数

(2) (1)のうち、学校給食を実施している者の調査表

(3) 学校給食物資災害状況調査書

3 給食を中止する場合

次のような状況が発生した場合は、一時中止する。

(1) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用した場合

なお、学校が地域市民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用に供されることが予想されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症等の疫病が発生し、又は発生が予想される場合

(4) 給食物資の調達が困難な場合

(5) 上記以外の被災状況により、給食の実施不可能な場合

第7 衛生管理

【救助部保健班、各学校】

【本章 第18節 生活環境の保全及び公衆衛生対策 震災-139】等を準用するほか次による。

1 被災生徒等及び教職員の健康管理

災害の状況に応じ、被災学校の生徒等及び教職員に対して、感染症予防接種及び健康診断を保健所に依頼して実施する。

2 感染症等予防

学校等においては、建物内外の清掃及び飲料水の浄化等保健衛生に十分留意し、感染症等予防に万全を期する。

第8 教材・学用品等の配給

【教育部学校教育班】

1 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し被害の実情に応じ教科書及び教材、文房具及び通学用品を支給する。

2 給与の実施

学用品の調達、配分等は、市で行う。ただし市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給するものとする。

教科書については、県が教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じる。

3 費用負担

教科書発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を得て使用している教科書及び教材を給与するための実費は、市が負担する。

4 給与の期間

教科書及び教材は1ヵ月以内、文房具及び通学用品は15日以内に給与する。

第9 文化財の応急措置

【教育部社会教育班】

建造物が被災した場合には、管理者等に確認し被害状況を把握した上で以下の応急措置を講じ、本修理を待つこととする。

1 被害の拡大を防ぐため、応急修理を施す。

2 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。

3 被害の大小に関わらず、防護策などを設け、安全と現状保存を図る。

また、文化財を保管する施設等に被害がある場合には、管理可能な公共施設等に移し、一時的に保管する措置を講ずる。

第21節 災害救助法の適用

＜応急対策＞

【本部室本部班】

市内の災害による被害が一定基準以上に達し、なお、応急的な救助が必要となる場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災した市民の生活、経済活動及び社会秩序の保全を図る。

第1 実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事がすることとされており、市長はこれを補助する。

第2 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。
市における具体的適用基準は、次のとおりである。

基本人口：80,089人、確定世帯数：38,499、適用基準世帯数：80

(平成27年3月31日現在)

市域内の被害基準 (同法施行令第1条第1項)	住家が滅失した世帯(※)が80世帯に達したとき
被害が相当広範な地域にわたる場合 (同法施行令第1条第2項)	県内の滅失世帯数2,500世帯以上であって、和光市内で40世帯以上に達した場合
被害が広範な地域にわたる場合 (同法施行令第1条第3項)	県内の滅失世帯数12,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にある場合
災害が隔絶した地域で発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合 (同法施行令第1条第3項)	
多数の人が生命または身体に危害を受け、あるいは受けるおそれがある場合 (同法施行令第1条第4項)	

※ 滅失世帯とは全壊、全焼、流失した世帯を意味し、半壊、半焼等により著しく損傷した世帯の場合は1/2に、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない世帯の場合は1/3として計算する。

2 被災世帯の算定

災害救助法の適用基準の指標となる滅失世帯数の算定及び住家の被害程度の認定のための基準は、次のとおりとする。

算定項目	評価	認定基準
被災世帯の算定	1 世帯	住家が全壊・全焼・流失等により滅失した世帯。
	1/2 世帯	住家が半壊・半焼等著しく損傷した世帯。
	1/3 世帯	床上浸水・土砂の堆積等一時的に居住不能となった世帯。
住家の滅失等の算定	全壊 全焼 流出	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のも。
	半壊 半焼	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のも。
	床上浸水	全壊、全焼、流失、半壊、半焼に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家	現実に居住のために使用している建物。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として扱う。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。

第3 災害救助法の適用手続及び実施

災害に際し、市における災害が本節第2の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けることとする。

県及び市は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、全面的に知事に委任されており、市長がこれを補助する。

ただし、知事は、救助活動を迅速に実施するために必要があると判断する場合は、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

第4 災害救助法に基づく救助の種類、実施期間及び実施者

災害救助法に基づく救助の種類、実施期間及び実施者は次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市
炊出し及び食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内に完了	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産は分娩した日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日本赤十字社埼玉県支部（ただし、委任されたときは市）
学用品の給与	教科書 1ヶ月以内に完了 文房具及び通学用品 15日以内に完了	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
遺体の搜索、処理及び埋葬・火葬	10日以内に完了	市
生業資金の貸与	現在運用されていない	現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定は市、設置は県（ただし、委任されたときは市）
被災住宅の応急修理	1ヶ月以内に完了	市
障害物の除去	10日以内に完了	市

備考 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第5 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用され救助活動を実施した場合、活動実施に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県3月23日告示第393号）の範囲内において県に請求できる。

《【資料70】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準》

第22節 被災者支援事務

《応急対策》

第1 被災者台帳の作成

【本部室本部班、総務部情報収集班】

1 被災者台帳の作成

市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。被災者台帳の記載内容は次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他（内閣府令で定める事項）

2 台帳情報の利用及び提供

市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳を利用する。

第2 罹災証明書の発行

【課税課、危機管理室】

被災した世帯が、災害復興のために各種施策を受けるための手続きには、被災したことを示す罹災証明書が必要である。

1 発行手続

個別的に調査した結果をもとに、被災者台帳を作成する。罹災証明書は、被災者の申請（「罹災証明願」）に基づき、この被災者台帳で確認することによって発行する。被災者台帳で確認できない場合は、申請者の立証資料をもとに判断する。なお、必要な場合は再調査を実施する。

《【資料 71 罹災証明願の様式】》

2 証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で次のような被害とする。

- (1) 人的被害
 - ア 死亡
 - イ 行方不明
 - ウ 負傷
- (2) 物的被害
 - ア 全壊又は全焼

- イ 流出
- ウ 大規模半壊
- エ 半壊又は半焼
- オ 床上浸水
- カ 床下浸水
- キ 一部損壊
- ク その他の物的被害

3 証明手数料

罹災証明書作成の手数料は、無料とする。

第23節 災害復旧事業

《復旧対策》

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を作成し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

市災害対策本部各部は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

1 計画策定に当たっての留意事項

復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因及び被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業計画の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

【道路安全課】

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

【産業支援課】

(3) 都市災害復旧事業計画

【都市整備課】

(4) 上下水道災害復旧事業計画

【水道施設課、企業経営課、下水道課】

(5) 住宅災害復旧事業計画

【建築課】

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

【地域共生推進課】

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

【教育総務課、学校教育課】

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

【生涯学習課】

(9) 復旧上必要な金融その他資金計画

【企画人権課、会計課】

(10) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【企画人権課、各課】

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速

やかに行えるよう努める。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公共学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

2 激甚災害の指定

(1) 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要であると認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

その結果、一般の災害復旧事業補助・災害復旧貸付等の支援措置に加えて、激甚災害法に基づく様々な特例措置が適用されることとなる。

(2) 指定基準

指定基準として、中央防災会議が定めている、激甚災害指定基準（昭和37年）と局地激甚災害指定基準（昭和43年）がある。

激甚災害指定基準が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準は市町村単位で災害を指定する。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。（例：特定地方公共団体）

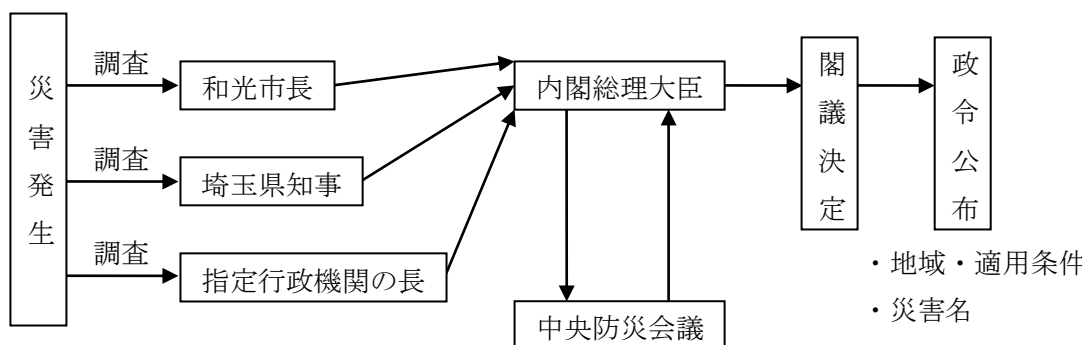
《【資料72】 激甚災害指定基準》

《【資料73】 局地激甚災害指定基準》

(3) 指定手続

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けら

れるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(4) 激甚災害に関する調査

ア 埼玉県及び和光市の調査区分

埼玉県 (各部局)	市の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。
和光市	県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

イ 和光市の調査事項

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮して次に示すような災害状況等を県に報告し、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (オ) 災害に対してとられた措置
- (カ) その他必要な事項

3 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 財政援助措置の対象

激甚災害に係る財政援助措置の対象は以下のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業

- (カ) 児童福祉施設等災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 女性自立支援施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 日本私学振興財団の業務の特例
 - (ウ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - (オ) 水防資材費の補助の特例
 - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (2) 特別財政援助額の交付に関する手続

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する部長は、速やかに関係調書等を作成し、県及び国の関係部局に提出する。

第3 埼玉県等の災害復旧資金に関する措置

【防災関係機関】

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保

するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

なお、県の措置及び関東財務局の措置は次のとおりである。

1 埼玉県

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

2 関東財務局

- (1) 県及び市等の災害つなぎ資金（災害発生に伴う緊急な資金需要）を把握し、その確保の措置を講ずる。
- (2) 県及び市等を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として起こす地方債の額を把握する。

第4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、関係各部班は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

1 公共土木施設の復旧

【朝霞県土整備事務所、道路安全課】

公共土木施設が地震により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を必要とするものは、速やかに行う。

(1) 河川

河川管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

市は、特に公共の安全確保上緊急性の高い次の事項について、朝霞県土整備事務所に復旧を要請する。

ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの

イ 堤防護岸の決壊で破堤のおそれがあるもの

ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

エ 河通閉塞で、流水の疎通を著しく阻害するもの

オ 床固、水門、ひ門、ひ管等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

(2) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。

市は、特に、公共の安全確保上、緊急性の高い次の事項について、朝霞県県土整備事務所に復旧を要請する。

ア 道路の埋没や陥没により、交通が不可能又は著しく困難であるもの

イ 道路の埋没や陥没で、これを放置すると二次被害を生ずるおそれがあるもの

2 ライフラインの復旧

【上下水道部、総務課、危機管理室、防災関係機関】

震災時には、上下水道施設、電気施設、電話通信施設、ガス施設、交通施設等のライフライン施設に、被害が生じることが考えられる。これらの諸施設は、市民の生活と密着しており、その影響は極めて大きい。従って、一刻も早くこれらの機能を回復し、供給・運行等を再開する必要がある。

(1) 水道施設

【水道施設課、防災関係機関】

復旧に当たっては、配水調整等により順次給水可能地域を拡大しつつ、下記により速やかに復旧に努める。各施設等の復旧の優先順位は次のとおりとする。なお、応急復旧工事の技術者や資機材が不足する場合は、県に対し調達あっせんを要請する。

ア 各施設復旧の優先順位

(ア) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水幹線等、特に重要と認められる管路

(イ) 一般管路

(ウ) 給水装置

イ 管路復旧の優先順位

(ア) 送配水本管復旧

a 基幹管路（送水管及び導水管）

b 主要配水管及び重要給水施設配水管

c 配水支管（上記以外の配水管）

(イ) 配水小管復旧

重要と認められる管路を優先し、順次復旧に努める。

(2) 下水道施設

【下水道課、防災関係機関】

復旧に当たっては、緊急交通路の確保及び人的被害につながる2次災害の防止のため、下水道主要管路施設の地上点検を実施するとともに、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。復旧の優先順位については、幹線管きょ・雨水ポンプ施設等の主要施設を優先とし、その後、枝線管きょ、公共汚水枘・取付管の復旧を行う。

また、応急復旧活動に際し、技術者や資機材が不足する場合については、「下水道事業における災害時対策支援等に関する要領」に基づき、県に対し、資機材の調達・技術者の斡旋を依頼する。なお、復旧活動計画の詳細については、「和光市下水道事業業務継続計画」で定める。

(3) 電気施設

【防災関係機関】

ア 東京電力パワーグリッドパワーグリッド株式会社志木支社への要請

原則として、人命に係わる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、東京電力パワーグリッドパワーグリッド株式会社志木支社へ災害計画の執行を要請する。

イ 復旧の優先順位

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に係する送電用変電所
- b 重要施設に配電する中間配電用変電所（この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）

(ウ) 通信設備

- a 給電指令回線（制御・監視及び保護回線）
- b 災害復旧に使用する保安回線
- c その他保安回線

(エ) 配電設備

- a 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- b その他の回線

(4) 電気通信施設

【防災関係機関】

ア 東日本電信電話株式会社埼玉事業部への要請

地震により被災した通信回線の復旧について、東日本電信電話株式会社埼玉事業部へ災害復旧計画の執行を要請する。

イ 復旧の優先順位

《【資料 74】 電気通信施設復旧の優先順位》

ウ 改善措置

被害の再発防止のため、電気通信設備等の被害原因を分析し、各々の原因に応じた改善措置と、必要な防災設計を行う。

エ 復旧工事

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- b 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発を防止し、設備拡張や改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合に復旧する工事

(5) 都市ガス施設

【危機管理室、防災関係機関】

ア 東京ガスグループへの要請

ガス供給停止地区の供給再開に当たっては、復旧作業について東京ガスグループへ災害計画の執行を要請する。

イ 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(7) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- a 復旧手順および方法
- b 復旧要員の確保および配置
- c 復旧用資機材の調達
- d 復旧作業の期間
- e 供給停止需要家等への支援
- f 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- g その他必要な対策

ウ 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

エ 復旧作業の実施

(7) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

- a 高・中圧導管の復旧作業
 - (a) 区間遮断
 - (b) 漏えい調査
 - (c) 漏えい箇所の修理
 - (d) ガス開通
- b 低圧導管の復旧作業
 - (a) 閉栓作業
 - (b) 復旧ブロック内巡回調査
- c 被災地域の復旧ブロック化
- d 復旧ブロック内の漏えい検査

- e 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- f 本支管混入空気除去
- g 灯内内管の漏洩検査および修理
- h 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- i 開栓

オ 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

(6) 交通施設

【危機管理室、企画人権課、防災関係機関】

交通施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、早急な復旧が望まれる。

従って、各鉄道機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査及び分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けぬよう本復旧計画を立てる。

なお、復旧作業は、復旧計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

第24節 広域災害応援

《予防・事前対策》

【危機管理室、総務課、都市整備課、建築課】

市は、首都直下型地震等の大規模広域災害発生時に、主に県外からの応援要請に対応するため、広域応援体制を整える。

第1 広域応援体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都道府県から埼玉県内に避難場所を求めることが想定される。市は、こうした広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、市は県とともに、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

第2 広域支援拠点の確保

市は、県内外の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

第3 広域応援要員派遣体制の整備

県は市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。

応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や、市町村業務を熟知する市町村職員により編成する。

第4 被害の極小化による活動余力づくり

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

1 市民への普及啓発

市は、家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化させるとともに、家庭内の取り組み（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。

また、DIGやHUGを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

2 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において、中心的役割を担う人材を育成

する。

3 防災基盤整備・防災まちづくり等の推進

市は、市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。また、民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）や古い基準で建設された橋梁の耐震化を促進する。

市は、老朽化が進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

4 企業等による事業継続の取り組みの促進

市は、企業等による災害時の事業継続の取り組みを促進する。

《応急対策》

首都直下地震発生時は、まず市内の災害対応を実施し、その後、県が実施する被災地支援について協調して対応するものとする。

第1 広域応援調整

市は、首都圏広域災害が発生し、自身の被災が軽微又は被災していない場合には、県が実施する広報支援について協調して対応するものとする。

第2 広域応援要員の派遣

市は、首都圏広域災害が発生した場合、被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の派遣への協力を行う。

第3 広域避難の支援

1 避難者受入の流れ

市は、被災が軽微又は被災していない場合には、県との避難者受入協議の後、避難者の受入・支援を実施する。

被災市町村からの応援要請とその受入の流れを以下に示す。

- (1) 被災市町村からの被災都道府県へ避難者受入調整の依頼
- (2) 被災都道府県内では受入困難な場合、当県への要請。被災都県との受入協議。
- (3) 県内市町村と県との受入協議
- (4) 県内市町村と避難所（施設管理者）との協議
- (5) 県への受入回答及び避難所開設の公示
- (6) 被災都道府県への受入回答
- (7) 被災都道府県から被災市町村への受入回答の伝達
- (8) 被災市町村から住民へ、避難先決定の伝達及び避難支援
- (9) 避難者の受入（避難誘導を含む）及び避難者の移送支援（原則、避難者の移送は被災都道

府県と県が行う)

2 避難所開設の公示及び避難者の収容

市は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

3 要配慮者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。そして、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

4 自主避難者への支援

市は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

第4 がれき処理支援

市は、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

第5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

市は、被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

《復旧・復興対策》

第1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。主な応援業務は次のとおりである。

1 復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

2 インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

3 まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

4 恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

5 その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

第2 遺体の埋・火葬支援

大規模災害発生時、本市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

第3 仮設工場・作業場の斡旋

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

第4 生活支援

県が行う長期避難者への生活支援に対して協力を行う。

第25節 複合災害対策

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、県及び市、防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関し必要な体制を確立し、市民等の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

県及び市、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市が行う災害応急対策を支援し、県内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

《予防・事前対策》

第1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、市民等に対して周知する。

1 複合する可能性のある災害の種類

- (1) 地震災害
- (2) 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- (3) 大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

2 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

(1) パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

(2) パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

(3) パターン3

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

第2 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、県及び市、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

第3 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意志決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

第4 避難対策

【本章 第12節 避難対策 《予防・事前対策》 震災-88】を準用する。

なお、市は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

第5 災害医療体制の整備

【本章 第11節 医療救護活動 《予防・事前対策》 震災-81】を準用する。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

第6 災害時の要配慮者対策

【本章 第15節 災害時の要配慮者対策 《予防・事前対策》 震災-119】を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難

所を選定する。

第7 緊急輸送体制の整備

【本章 第14節 緊急輸送 《予防・事前対策》 震災-114】を準用する。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

《応急対策》

第1 情報の収集・伝達

【本章 第7節 情報収集・伝達 《応急対策》 震災-58】を準用する。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

第2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

第3 道路の修復

豪雨によって地盤がゆるんでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

第4 避難所の再配置

単独の災害には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる措置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第2章 震災復興

第1節 災害復興事業

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 震災復興対策本部の設置

【企画人権課、危機管理室】

1 埼玉県

県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で震災復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

当該市町村の連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じ派遣する。震災復興の必要性が1市町村のみで確認された場合には、当該市町村の震災復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

2 和光市

市長は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする、全庁的なプロジェクト体制をとる「震災復興対策本部」を設置する。

第2 震災復興検討委員会の設置

【企画人権課、危機管理室、各課等、防災関係者】

震災復興対策本部には復興方針を策定する「震災復興検討委員会」を設置する。「震災復興検討委員会」は、市の諮問機関として、有識者、市議会議員、市民代表及び市職員により構成するものとし、条例によって規定する。

第3 震災復興対策準備の推進

【震災復興対策本部】

1 震災復興手順の確立

震災復興では、地震発生後の限られた時間内に、復興に関する意志決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要がある。従って、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくこと及び対応できることについては、復興事前対策として計画しておくこととする。

なお、阪神・淡路大震災等の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、市の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

2 復興に関する基礎データの整理

復興対策には測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データが必要となる。従って、事前復興対策の一環としてこれらデータを整理し、データベース化を推進する。

第4 震災復興方針及び震災復興計画の策定

【震災復興検討委員会】

1 震災復興方針の策定

「震災復興検討委員会」は震災復興方針を策定し、速やかにその内容を市民に公表する。

2 震災復興計画の策定

市長は、震災復興方針に基づいて、具体的な震災復興計画を策定する。

震災復興計画では市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。また、必要に応じて有識者、市議会議員、市民代表等による「震災復興計画審議会」を設置し、市が策定した震災復興計画に対して意見・提言を求めるものとし、これを受けて震災復興計画を修正し、市民に公表する。

第5 市街地復興事業のための行政上の手続

【都市整備課、建築課】

1 被災市街地復興推進地域の指定

(1) 埼玉県

県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

また、複数の市町村にまたがって、広域的な被災市街地復興推進地域の指定については、知事が定める都市計画として都市計画決定する。

(2) 和光市

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

第6 震災復興事業の実施

【企画人権課】

1 埼玉県

(1) 県（震災復興対策本部）は、震災復興に関する担当部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

県（各部局）は、市町村が行う震災復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

- (2) 県及び市町村と連携し、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

2 和光市

- (1) 市長は、震災復興に対する担当部署を設置し、必要な職員を配置する。
- (2) 市長は、震災復興に関する担当部署を中心に、震災復興計画に基づいて震災復興事業を推進する。

第2節 被災者の生活再建等支援

災害により被災した市民の生活の立て直しを援護し、市民の自力復興を推進して、市民の生活再建等を支援する。このため、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育等広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの作成等について検討する。

第1 市税等の徴収猶予及び減免措置

【課税課、収納課、保険年金課、保育サポート課】

1 徴収猶予及び減免の措置の概要

市は、災害により被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 市税等の納税緩和、徴収猶予及び減免等の措置

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は市条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて、適切に講ずる。

(1) 市税の納税緩和措置

【課税課、収納課】

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付もしくは納入できないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまった後2ヶ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用地域と期限の延長を指定する。

（和光市税条例7条）

(イ) その他の場合、災害がおさまった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となるなど被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止及び換価の猶予等の適切な措置を講ずる。

エ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次のとおり減免を行う。

(ア) 市民税（市民税個人分を含む。）

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて、減免を行う。

(イ) 固定資産税、都市計画税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて、減免を行う。

(ウ) 軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じ、減免を行う。

(2) 国民健康保険税の徴収猶予及び減免

【収納課、課税課】

ア 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納税義務者が、保険税を一時納付できないと認められるときは、世帯主の申請に基づき、納付できない金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

イ 減免

災害により、生活が著しく困難となった世帯主に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。（和光市国民健康保険税条例第13条）

(3) 国民年金保険料の免除

【保険年金課】

第1号被保険者が災害により財産に損害を受け、保険料の納付が困難なときは、被保険者による保険料免除申請を受け付ける。

(4) 保育料の減額又は免除

【保育サポート課】

災害により損失を受け、生活が著しく困難となった場合は、その損失の程度に応じて減額又は免除する。

第2 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

2 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。

4 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第3 被災者に対する支援

【生活支援課、地域共生推進課、危機管理室、産業支援課、健康増進センター】

1 被災者の生活保護及び自立生活支援

(1) 生活保護

【生活支援課】

市は、被災者の恒久的生活確保のため、低所得者に対し概ね次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置を講ずる。

(2) 自立生活支援

【危機管理室、各課等】

被災者の自立生活の確立を支援するため、被災者自身による生活復旧の推移を踏まえて次に示す生活復旧を制約する諸状況の把握に努めるとともに、被災者の自立支援に必要な施策を実施する。

ア ライフラインの被害状況

イ 食料、飲料水及び生活必需品の供給状況

ウ 住宅の被災程度の状況

エ 失業・失職等の状況

オ 店舗等の復旧及び仮営業等の状況

(3) 被災者生活支援制度に基づく支援

【地域共生推進課】

ア 被災者生活再建支援制度の概要

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成 11 年度から制度化されたが、平成 16 年度に居住安定支援制度が創設された。

被災者生活再建支援制度の概要

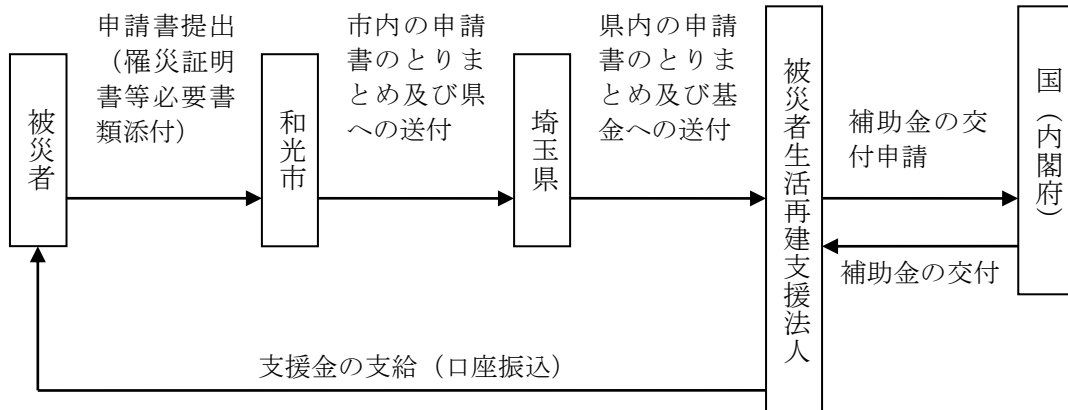
目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した

Ⅲ震災対策編 第2章 震災復興
第2節 被災者の生活再建等支援

	市町村における自然災害 ② 市町村において 10 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において 100 以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は都道府県が二つ以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る） 2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯
支援金の額	支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。 ※括弧内は単身世帯の場合の額 (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ア 全壊 100 万円（75 万円） イ 解体 100 万円（75 万円） ウ 長期避難 100 万円（75 万円） エ 大規模半壊 50 万円（37.5 万円） (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ア (1)のアからエに該当する場合 (ア) 建設・購入 200 万円（150 万円） (イ) 補修 100 万円（75 万円） (ウ) 貸借（公営住宅以外） 50 万円（37.5 万円） イ 中規模半壊世帯 (ア) 建設・購入 100 万円（75 万円） (イ) 補修 50 万円（37.5 万円） (ウ) 貸借（公営住宅以外） 25 万円（18.75 万円） ※ 同一の世帯が上記アまたはイに掲げる加算支援金の複 数に該当するときは、最も高い額を加算する ※ 同一の自然災害により、被災者生活再建支援法による

	支援金が支給される場合には支給しない ※ 被災世帯が同一の自然災害によりこの支援金と「埼玉県・市町村家賃給付金」のいずれも支給対象となるときは当該被災世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給する
--	---

イ 支援金の支給手続き



※県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

ウ 国及び埼玉県等の支援金支給事務

(ア) 国（内閣府）

被災者生活再建支援法人への補助金交付等

(イ) 埼玉県

- a 被害状況のとりまとめ
- b 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示
- c 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付

(ロ) 被災者生活再建支援法人

- a 国への補助金交付申請等
- b 支援金の支給
- c 支給申請書の受領・審査・支給決定
- d 申請期間の延長・報告

エ 和光市の支援金支給事務

(ア) 住宅の被害認定

(イ) 罹災証明書等必要書類の発行

(ロ) 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務

(エ) 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付

(4) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度に基づく支援

【地域共生推進課】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記(3)）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合があ

る。

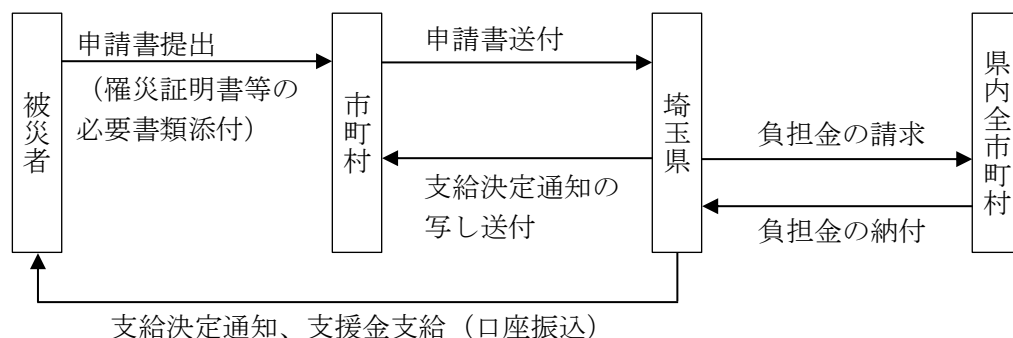
このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 (4) 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 ※括弧内は単身世帯の場合の額 (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ア 全壊 100万円（75万円） イ 解体 100万円（75万円） ウ 長期避難 100万円（75万円） エ 大規模半壊 50万円（37.5万円） (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ア (1)のアからエに該当する場合 (ア) 建設・購入 200万円（150万円） (イ) 補修 100万円（75万円） (ウ) 貸借（公営住宅以外） 50万円（37.5万円） イ 中規模半壊世帯 (ア) 建設・購入 100万円（75万円） (イ) 補修 50万円（37.5万円） (ウ) 貸借（公営住宅以外） 25万円（18.75万円）

	※ 同一の世帯が上記アまたはイに掲げる加算支援金の複数に該当するときは、最も高い額を加算する ※ 同一の自然災害により、被災者生活再建支援法による支援金が支給される場合には支給しない ※ 被災世帯が同一の自然災害によりこの支援金と「埼玉県・市町村家賃給付金」のいずれも支給対象となるときは当該被災世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給する
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続き

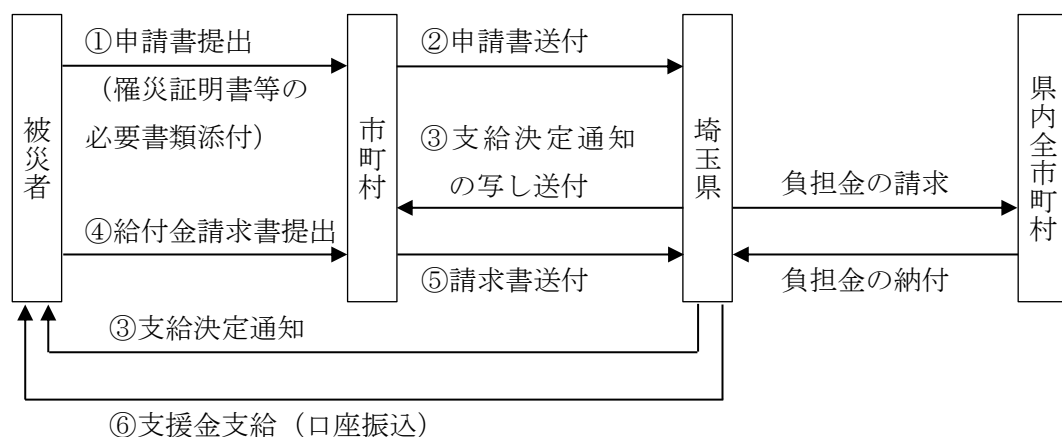


埼玉県・市町村家賃給付金の概要

目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用を持って賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこ

	と。 ② 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続き



埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

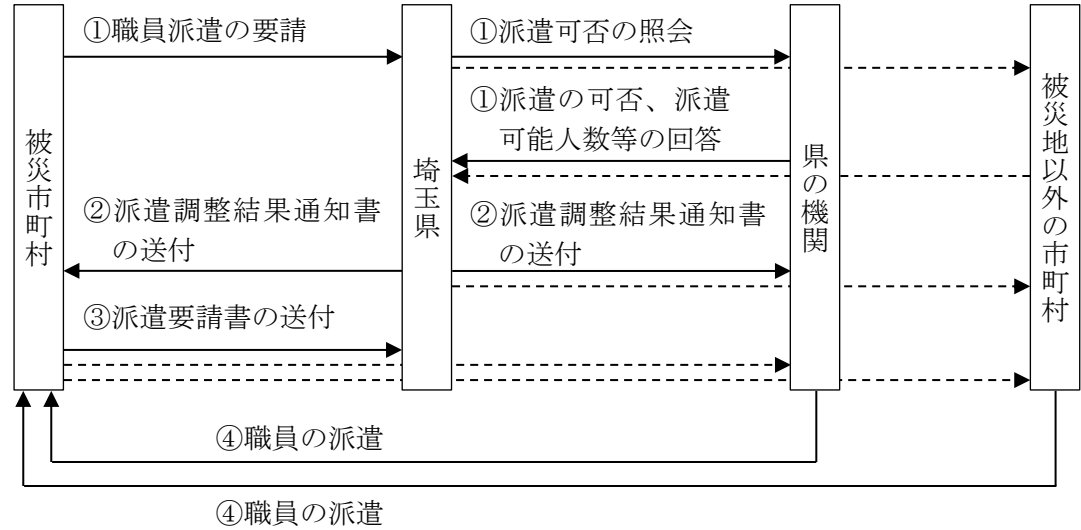
※支給手続は埼玉県・市町村生活再建支援金の例による

埼玉県・市町村人的相互応援の概要

目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村（要請市町村）	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の市	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答

町村 (派遣市町村)	② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続き



(5) 職業のあっせん

【産業支援課】

ア 埼玉県の措置

《【資料 75】 被災者に対する職業のあっせん》

イ 和光市の措置

災害により、離職を余儀なくされた、罹災者に対する職業のあっせんに関しては、県産業労働部が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図る。

市は、罹災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県産業労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施を県産業労働部に要請する。

(6) 尋ね人の相談

【市民活動推進課、戸籍住民課】

阪神・淡路大震災では情報手段の混乱等により被災者の安否や移動先について全国各地の被災者の親族、知人・友人等から安否の照会が市役所、警察、避難所に寄せられ、その対応に苦慮した。

この教訓を踏まえ、被災者の安否等の情報を正確に把握し、迅速な対応を図る。

ア 相談窓口の開設

市民環境部市民活動推進課は、総務部情報収集班が収集した被災者に関する情報を整理するとともに、尋ね人に関する相談窓口を開設する。

なお、相談件数の減少に応じて窓口を閉鎖する。

イ 情報の提供

(ア) 新聞、テレビ、ラジオ等マスコミ報道の活用

(イ) 臨時広報等の発行、避難所等への掲示

(ウ) NTT東日本の災害用伝言ダイヤル（171）等の活用

(7) 被災者の精神的ケア

【健康増進センター】

震災による被災後の被災者のショック並びに長期間に及ぶ避難所生活等のストレスのため、心身の不調が原因で精神的障害に悩む被災者が続出することを想定して、次の精神的ケアを計画し、被災者の精神的安定を図る。

ア 避難生活が長期化した場合、巡回訪問等の対応

イ 精神科医師、看護師、カウンセラー及びソーシャルワーカーの確保

ウ 健康状態調査の実施

エ 精神面の相談所などの拠点の整備

オ 話し相手、介護等のボランティアとの協力

カ 医療機関及び関係機関と連携を密に災害時の患者の精神的ケアの支援に努める。

2 被災者個人への融資等

【地域共生推進課】

(1) 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯等に対して速やかに自力更正をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、市の社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付を予算の範囲内において実施している。従って、市は、次表に基づいて資金貸付に努めることとする。

ア 福祉資金

(ア) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること

資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150 万円以内
貸付条件	償還期間：6 月以内の据置期間経過後、7 年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

(イ) 住宅の補修等に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250 万円以内
貸付条件	償還期間：6 月以内の据置期間経過後、7 年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

イ 資金貸与条件緩和等の措置

災害を受けたことにより臨時に必要な資金、住宅の増改築等に必要な資金は、借入者の自立更生を促進するため特に必要があると認められる場合は重複して貸し付けることができる。また、被害の状況により据置期間を 2 年以内の期間で延長することができる。

なお、この資金は、他の資金から借入れることができないものに対し貸し付けるものである。

(2) 住宅復興資金の貸付

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

ア 災害復興住宅建設資金に基づく融資

貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1 戸当たりの住宅部分の床面積が 13 m ² 以上 175 m ² 以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地についても被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460 万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450 万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970 万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390 万円以下
利率	基本融資額 年 1.20%

	特例加算額 年 2.10%
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35 年以内 木造（一般）25 年以内 通常の償還期間に加え、3 年以内の元金据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1 歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は、「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

イ 災害復興住宅補修資金に基づく融資

貸付対象者	住宅に 10 万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者。また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者に整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金 640 万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390 万円以下
利率	基本融資額 年 1.20%
償還期間	20 年以内 通常の償還期間に加え 1 年以内の元金据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1 歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が 80 歳を超えないことが必要。）

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、条例に基づき実施する。

ア 災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。 ⑤ 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じた災害
支給対象者	① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	災害により死亡した市民の遺族（下記番号は、支給対象順位） ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母
支給額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

市条例 災害弔慰金の支給等に関する条例〔和光市条例第40号（昭和49年9月24日）〕

イ 災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者
支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

市条例 災害弔慰金の支給等に関する条例〔和光市条例第40号（昭和49年9月24日）〕

ウ 災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② 〃 2人 430万円 ③ 〃 3人 620万円 ④ 〃 4人 730万円 ⑤ 〃 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 - 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害という。」）及び住居の損害がない場合 150万円 - 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円 - 住居が半壊した場合 270万円（※） - 住居が全壊した場合 350万円 ② 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 - 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円 - 住居が半壊した場合 170万円（※） - 住居が全壊した場合 250万円（※） - 住居全体が滅失もしくは流失した場合 350万円 ※ 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合、350万円の範囲内で半壊については全壊並み、全壊については滅失並みの額とする。
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年3%ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

市条例 災害弔慰金の支給等に関する条例 {和光市条例第40号（昭和49年9月24日）}

(4) 和光市条例等に基づく災害見舞金の支給等

項目	内容
対象災害	火災、風水害その他の気象災害（※） ※ その他の気象災害：雷雨、降ひょう、突風害、雪害及び地すべり
支給対象者	上記の災害（※）により市民が ① 現に居住する住家に被害を受けたとき ② 死亡し又は重症を負ったとき ※ 災害救助法の適用を受けない災害
支給額	① 住家の全焼、全壊又は流失 1世帯 100,000 円 ② 住居の半焼、半壊 1世帯 50,000 円 ③ 住居の床上浸水 1世帯 30,000 円 ④ 死亡 100,000 円 ⑤ 重傷 50,000 円 ※単身世帯が①～③の被害を受けたときの支給額は、それぞれの支給額に1/2を乗じた額とする。 ⑥ 延焼防止活動による住居被害 ・1世帯 30,000 円（単身世帯の場合は 15,000 円） 備考 災害弔慰金が支払われる場合は支給しない。

(5) 義援金・見舞品の受入・保管・配分

一般市民及び他市町村から被災者あてに寄託された義援金・見舞品を受け入れ、保管及び被災者に配分する。

ア 受入

(ア) 一般市民や他都市等から拠出された義援金・見舞品のうち、和光市に寄託されたものは、秘書広報課で受け付ける。

(イ) 義援金・見舞品を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

イ 保管

(ア) 義援金は、会計課が保管する。

(イ) 寄託又は送付された見舞品の一時保管場所としては、市庁舎の会議室のほか、防災倉庫を充てる。

ウ 配分

寄託された義援金品の被災者への配分は、福祉部が実施する。

第4 被災企業等への融資等

【産業支援課】

1 被災中小企業への融資

(1) 埼玉県体制

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

ア 県制度融資の貸付

経営安定資金（災害復旧関連）

融資対象	県内の被災中小企業者及び中小企業組合であって、次の各号に該当するもの ① 原則として引続き6ヶ月以上県内で同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者、又は災害の影響を受け、罹災証明を受けた者	
融資限度額	設備資金 5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金 5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	使途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
	利率	大臣指定等貸付 年1.2%以内（平成26年度） 知事指定等貸付 年1.3%以内（平成26年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会（中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会）	

イ 埼玉県信用保証協会に対し、被災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

(2) 和光市の体制

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫）、信用保証協会による融資の保証、及び市制度融資等による施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう市は次の措置を実施し県に対しても要望する。

ア 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

イ 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

なお、災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、市は、協力機関等に特別の配慮を要請し、中小企業に対する融資を行う。

ウ 中小企業者に対する周知徹底

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

2 被災農林漁業関係者への融資

災害により被害を受けた農林業関係事業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例による融資に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産漁業者に必要な資金融資は次表のとおりである。

なお、政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の限度額は、農業協同組合等は2,500万円、農業協同組合連合会については5,000万円とする。

項目	内容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

(2) 株式会社日本政策金融公庫災害資金・農林漁業セーフティネット資金による融資

項目	内容
期間	10 年（据置 3 年以内を含む）以内
貸付利率	年 0.20%（平成 30 年 12 月 19 日現在）
貸付限度額	一般 600 万円 特認年間経営費等の 3/12 以内（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）
担保	連帯保証人又は担保

(3) 埼玉県農業対策特別措置条例に基づく資金融資

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年 3.5%以内
償還期限	6 年以内（据置 1 年）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 500 万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

(4) 農業災害補償

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済会金の支払いができるよう措置する。

項目	内容
支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25 a 以上（秩父地域は 20 a 以上）当然加入、陸稻：10 a 以上当然加入、麦 10 a 以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸作物（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合